

平成28年度宍粟市予算決算常任委員会（決算委員会）会議録（第3日目）

日 時 平成28年9月14日（水曜日）

場 所 宍粟市役所議場

開 議 9月14日 午前9時00分

付託議案

（建設部）

- 第 93号議案 平成27年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について  
第 99号議案 平成27年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
第 100号議案 平成27年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
第 101号議案 平成27年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

（健康福祉部）

- 第 93号議案 平成27年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について  
第 95号議案 平成27年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について  
第 96号議案 平成27年度宍粟市鷹巣診療所特別会計歳入歳出決算の認定について  
第 98号議案 平成27年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員（9名）

|     |         |      |         |
|-----|---------|------|---------|
| 委員長 | 飯 田 吉 則 | 副委員長 | 西 本 諭   |
| 委員  | 鈴 木 浩 之 | 委員   | 林 克 治   |
| 〃   | 東 豊 俊   | 〃    | 実 友 勉   |
| 〃   | 高 山 政 信 | 〃    | 岡 前 治 生 |
| 〃   | 小 林 健 志 |      |         |

出席説明員

(建設部)

|          |      |          |                 |      |       |
|----------|------|----------|-----------------|------|-------|
| 部        | 長    | 鎌田知昭     | 次               | 長    | 寺田美喜也 |
| 次        | 長    | 福岡清志     | 次長兼地域建設課長       | 花井一郎 |       |
| 建設課      | 長    | 井口靖規     | 建設課副課長兼補修係長     | 谷口宗男 |       |
| 地域建設課副課長 | 大田貴久 | 地域建設課副課長 | 田中藤夫            |      |       |
| 土地対策課    | 長    | 榎木隆      | 土地対策課副課長        | 谷口浩二 |       |
| 都市整備課    | 長    | 西村吉一     | 都市整備課副課長兼都市整備係長 | 大砂正則 |       |
| 水道管理課    | 長    | 福井功      | 水道管理課副課長兼管理係長   | 春名良信 |       |
| 上下水道課    | 長    | 太中豊和     | 上下水道課副課長        | 坂井高誉 |       |

(健康福祉部)

|         |   |       |                |      |      |
|---------|---|-------|----------------|------|------|
| 健康福祉部   | 長 | 大島照雄  | 次              | 長    | 志水史郎 |
| 次       | 長 | 津村裕二  | 社会福祉課          | 長    | 木原伸司 |
| 介護支援課   | 長 | 谷林真寿美 | 介護支援課副課長兼介護保険係 | 藤井康明 |      |
| 障害福祉課   | 長 | 福山敏彦  | 健康増進課          | 長    | 中野典子 |
| 一宮保健福祉課 | 長 | 田路弥生  | 波賀保健福祉課        | 長    | 田中祥一 |
| 千種保健福祉課 | 長 | 田村純司  | 波賀診療所事務        | 長    | 志水友則 |
| 千種診療所事務 | 長 | 大谷奈雅子 |                |      |      |

事務局

|   |   |      |   |   |      |
|---|---|------|---|---|------|
| 係 | 長 | 岸元秀高 | 主 | 幹 | 清水圭子 |
|---|---|------|---|---|------|

(午前 9時00分 開議)

飯田委員長 おはようございます。

決算委員会3日目に入ります。

本日は、建設部の平成27年度決算にかかる審査を行います。

決算委員の方、毎日御苦労さんでございます。よろしく願いいたします。

まず、建設部の説明に入る前に、説明職員の方々にお願いを申し上げます。

説明職員の説明及び答弁は、自席で着席のままお願いいたします。どの説明職員が答弁するのか委員長席からは確認しにくいので、挙手の上、「委員長」と声をおかけください。委員長の許可をおりた順に説明をお願いいたします。マイクのランプのついたのを確認してから答弁をお願いします。

なお、答弁は質疑に対して的確に整理をして行ってください。よろしく願いします。

それでは、建設部に係る審査を始めます。

鎌田部長。

鎌田建設部長 お改めまして、おはようございます。連日の御審査、大変御苦労さまでございます。

先ほどありましたように、この定例会で予算決算常任委員会に付託されました建設部にかかります平成27年度の決算概要につきまして、説明をさせていただきたいと思えます。

建設部に該当します議案としましては、第93号議案の平成27年度一般会計歳入歳出決算の関係部分と、第99号議案、平成27年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算から第101号議案の水道事業特別会計歳入歳出決算までとなっております。

座らせていただきます。

平成27年度における建設部事業につきましては、市民が地域に誇りと愛着を持ち、住んでよかった、いつまでも住み続けたいと思えるまちづくりを目標に、道路網の整備、防災対策、交通安全対策、公営住宅や上下水道整備等の住環境整備並びに施設の長寿命化などを中心に取り組んでまいりました。

また、親水空間づくりとして、揖保川河川敷遊歩道に思い出陶板を貼る「みんなで創る夢の小径事業」を平成26年度から継続し、陶板作成の大半を完成することができました。

国県における社会資本整備については、防災、減災、老朽化対策に重点を置き、選択と集中の中、対策が講じられてきたところであり、そのうちの一部が繰越予算

等で本年度も引き続き事業が進められております。

市におきましても、社会基盤整備につきましては、住民に密着した課題であり、建設部としては事業を進める上で選択と集中などを明確にしながら、限られた予算の中で事業に取り組んでまいりました。

それでは、第93号議案、平成27年度穴粟市一般会計歳入歳出決算の建設部概要について、御説明いたします。

平成27年度の一般会計歳出決算額、約248億6,800万円のうち、土木費の総務管理費のうち駐輪場用地購入費と土地利用調整費を、また社会福祉費のうち福祉世帯水道料金等助成金を、また衛生費のうちコンプラ関係分を、農業費のうち史跡調査費用等を加えた約35億4,200万円で市全体決算額に対しまして14.2%を占め、前年度対比で約6.2%の増となっております。

繰り越し及び不用額に大きな金額を計上しております要因としまして、入札執行によります確定や、道路河川事業の用地及び物件補償につきまして、年度末までに契約が済み、当期完了ができない箇所は繰り越しをし、契約に至らない箇所については一旦不用額として処理をし、新年度予算に再度計上したことなどや、姫路鳥取線山崎ジャンクション工事に関連した下水道移設事業がネクスコ西日本の新名神高速道路での橋桁落下事故の影響で一定期間工事休止期間を要したことなどが大きな要因であります。

事業の主な内容としましては、「新しいものを創る」から「今あるものを守る」ことに重点をおきながら、通常の道路河川改良工事に加え、道路舗装、橋梁等、急増するインフラの老朽化対応としてそれぞれの長寿命化の取り組みや、里道、水路等各自治会の管理でお願いしております公共施設等の良好な維持管理を図り、地域コミュニティ活動の活性化を図るための修繕、原材料支給制度の活用、通学路安全対策として穴粟市通学路交通安全プログラムに基づいた安全対策、ふるさと意識醸成のため、また、合併10周年として、かわまちづくり事業とあわせた「みんなで創る夢の小径事業」の本格的な取り組み、土地管理の迅速性・正確性より一層進めるため、地籍調査事業の推進、公園整備の充実を図るため、夢公園トイレの建て替え、長期未着手となっている区画整理事業の一旦廃止の法手続、またコミュニティプラント施設10カ所の安定した維持管理などに取り組んできたところでございます。

次に、第99号議案、平成27年度穴粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算及び第100号議案、平成27年度穴粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、御説明申し上げます。

下水道事業特別会計では、歳入約19億250万円に対し、歳出が前年度比約8%増の約18億9,870万円で差し引き額は約380万円となりました。繰り越しについては、千種中央浄化センターの監視制御設備改築工事や山崎町山田地区の上溝雨水幹整備事業などを予算額約9,420万円で平成28年度に繰り越しをしています。歳出の中で公債費が占める額は約13億3,710万円で、歳出全体の約70%となっております。

農業集落排水事業特別会計におきましては、歳入約7億3,820万円に対しまして、歳出は前年度比約3%増の約7億3,750万円で、差し引き額は約70万円であります。この会計においても下水道事業と特別会計と同様、公債費の額が約5億4,300万円で、歳出に占める割合が約74%と高い数値となっておりますが、どちらの特別会計も起債償還のため資本費平準化債を発行している状況であります。

事業の主な内容は、下水道処理区につきましては、現在、宍粟市地内で公共下水道及び特定環境保全公共下水道10カ所、農業集落排水箇所22カ所の処理区と、それに伴いますマンホールポンプ390機を維持管理しております。また公共下水道施設長寿命化事業としまして、千種中央浄化センターの監視制御設備改築工事や、道路改良に伴う下水道管の移設、老朽下水道管の更新、また新規加入による公共ます設置工事などに取り組んできたところでございます。

平成27年度の全ての下水道加入人口は3万9,378人で、普及率99.2%となっており、水洗化等による接続人口は3万6,572人で、接続率は92.9%であります。接続率については、毎年少しずつではありますが伸びております。平成27年度は前年度からの伸び率が約0.3%増となっておりますが、あまり伸びておりませんのは、高齢者世帯が接続をされないことや、集合処理区域内での合併浄化槽の設置が原因かと考えられます。

下水道使用料の滞納額については、本年度消滅時効等による不納欠損処理を行った結果、昨年度決算よりコミブラを含めた下水道事業全体で約26万円の増に抑えることができましたが、依然として未収額が多い状況であることから、徴収マニュアルに基づき、今後一層滞納処理に力を入れ、解消をしていく方向であります。

続きまして、第101号議案、平成27年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

上水道事業につきましては、平成26年度に簡易水道事業を統合しまして2年目となりました。企業会計のほうも簡易水道事業会計の打ち切り決算処理もようやく整理ができました。

平成27年度の給水状況は、給水件数1万4,393件、給水人口3万9,135人で、平成

26年度より件数で89件増加しておりますが、人口では575人減少しております。また、有収水量は362万7,000トンで、平成26年度より3万トン余り増加しております。これは、特に今年1月の異常寒波による漏水等によるものと推測しております。普及率は98.6%で、平成26年度に比べ0.2%と若干下回っておりますが、これは平成26年度までは給水人口を給水区域内人口で計算しておりましたが、平成27年度からは行政区域内人口で計算しているためでございます。年間総排水量は430万3,000トンで、有収率は84.29%と、平成26年度より0.9%下降しておりますが、この数値についても今年1月の異常寒波による漏水が主な原因であると考えております。

事業の概要であります。平成27年度におきましては平成23年度より継続して取り組んでおります取水場の複数化を目指して、上水道水源確保事業の取水井戸工事に着手しました。今後においても早期完成を目指してまいりたいと思っております。

次に、上寺浄水場の老朽化した設備等の第2期改良工事と旧簡易水道統合事業計画に基づき、平成24年度より行っております各施設の遠方監視システムの整備工事を実施し、また、旧簡易水道施設の老朽化した施設設備の更新改良工事を行いました。この旧簡易水道施設老朽設備更新事業につきましては、旧簡易水道事業補助金の期限であります平成31年度までにできる範囲ですが、順次整備をさせていただく予定であります。旧上水道事業では、須賀沢第一ポンプ場の機器更新事業等を行っており、以上が主なものでございます。

決算状況であります。水道事業特別会計の平成27年度末の事業収入は、11億4,662万6,000円で、平成26年度に比べ金額で1億3,812万5,000円、対比で10.75%の減となりました。

事業費用は、14億3,601万9,000円で、平成26年度に比べ、金額で4,257万1,000円、対比で2.88%の減となりました。この減額の理由は、前年度の平成26年度は旧簡易水道事業会計の打ち切り決算により未収未払い等を整理したことが主な原因であります。平成27年度におきましては、平成26年度と比較はできますが、旧簡易水道事業の未収未払いの整理、料金改定の影響等で比較できない部分が多少ありますので、このことにつきましては御理解いただきたいと思っております。

以上、平成27年度の事業及び決算の概要を説明いたしました。詳細につきましては、質疑の中で担当課よりお答えしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

飯田委員長 建設部の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の通告がございますので、順次質疑を行います。

東委員。

東委員 それでは、建設部に通告をしておりますので、1点のみになりますけども、お聞きをしたいと思います。

主要な施策の成果説明書の中の90ページの上段にあります道路新設改良事業、この件についてお聞きをしたいと思うんですけども、この委員会資料の50ページにもきっちりと道路状況については記載をされております。改良率についても1級、2級、その他ということで、2級が68.8%、それからその他が52.5%の改良率ということで記載をされておりますけども、今回お聞きしたいのは、平成27年度においてですけども、市内における幅員の狭小箇所について、狭小がゆえに通行がなかなか難しいということで、その改良の要望が出ているとしますね、その要望に対して平成27年度はどのぐらいの改良率があったのかと。これは、あくまでも幅員狭小について通行が不便なのでという要望に対しての点ですから、それが無い場合は省いてもらっても結構です。

以上です。

飯田委員長 井口課長。

井口建設課長 東委員の質疑に対して回答させていただきます。

平成27年度には、自治会等から市道を拡幅してほしいといった要望については6件ございました。その回答につきましては、部分的な拡幅改良で対応したりとか、また優先順位的な関係から今すぐ実施については困難であるという回答をしております。市の改良工事の状況についてですけども、現在、工事を実施しておりますのは、継続路線のみの実施となっております。しかしながら、危険度とか緊急度が高く、歴史的に用地とか物件の理解が得られずにできなかった箇所で新たに用地提供ができたとか、そういった場合には予算の確保に向けて早期に実施していきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

飯田委員長 東委員。

東委員 6件の要望があったということで、具体的なところはちょっと回答がなかったようなんですが、部分的な改良を行ったとか、それから困難な箇所があるので、それはできなかったとかいうことですけども、6件のうち何件がクリアできて、何件は平成27年度クリアできなかったのかと、その辺はどうですか。

飯田委員長 井口課長。

井口建設課長 具体的に6件の自治会からの要望がありましたけども、実際的には部分的な拡幅修繕とか、ちょっと優先順位が遅れますよという回答をしております。それで、実際に平成27年度に要望があって、平成27年度に実施したというところははっきり言ってありません。ですので、要望があった箇所でも部分的にそういった自治会等地元で用地の確保ができたから、この部分だけでも広げてほしいというような対応で地元でまとめましたら、即こちらのほうで予算を確保して実施したいというふうに考えております。

飯田委員長 東委員。

東委員 結論としては6件あったけれども、100%の改良ができたのは1件もなかったというふうに今お答えだったんですが、部分的な改良、これも改良に入ると思うんですね、部分的であってもね、改良は改良だと思うんですね。

それと、もう1点は、困難な箇所というのは、二通りも三通りもあると思うんですが、いわゆる用地の提供がない場合とか、それと何かに隣接しているとか、そんな理由があると思うんですが、その辺はどちらなんでしょうね。

飯田委員長 井口課長。

井口建設課長 道路改良の実施といいますか、路線の採択につきましては、地元の用地の協力度とか、それから緊急度とか、事業費等を総合的に判断しまして、この路線を全線やっていこうというふうなのが一応改良というふうな工事で取り組んでいきたいなということで、継続して全線開通に向けてやっております。

また、道路周辺ということでほかのところでもやっておりますけども、内容的には改良的なところもあるかもしれませんが、例えば部分的な法おこしであったりとか、ちょっとなるいところであって、ちょっと残土等を利用して舗装したら車の待避ができるとか、そういったところでは全面的な改良ではなしに修繕的な対応もしているところであります。

飯田委員長 東委員。

東委員 今、課長が最後に答弁された改良というのも部分的に修繕ということで、それをしたことによって、今までよりも通行が楽になった、通りやすくなった、この辺でも十分な改良だと思います。地元はその辺十分説明を願って、ここまではできますよと、こういう方法ならできますよという、そういう担当部として地元に対していろんな指導も行いながら、少しでも安全に通行できるように今後してもらったらありがたいかなと、こんなふうに思います。その方向でよろしいか。

飯田委員長 井口課長。

井口建設課長 今御指導がありましたように、コストをかけなくて道路改良をしたいと。住まれている方が便利に利用できるように、あまりお金をかけずに修繕で対応できるものは修繕等をやっていきたいと。要望があったところについては、そういうことで地元のほうにも親切に説明していきたいと思います。

飯田委員長 関連質問が出ています。

鈴木委員。

鈴木委員 1番、鈴木です。事前質疑の通告では一番下の部分なんですけど、成果説明の89から92ページですので、一応道路とか橋の関係で伺いたいと思います。

これ、当初予算というか、主要施策の説明の中で道路の新設改良に関しては5億9,000万円という当初予算が計上されていたんですけども、成果説明の中で繰り越しも含めてですけど、相当な増額がされています。財源の変更等もあるんですけども、その当初予算との差ですね、金額であるとか、対象事業の差はなぜ生じるのかというところをまず伺います。

飯田委員長 井口課長。

井口建設課長 道路新設改良工事費ですけども、成果説明で90ページになります。これにつきましては、決算委員会資料の24ページに書いておりますけども、道路新設改良事業費の委託料につきましては786万8,160円となっております。それから、道路請負工事費につきましては3,261万1,680円となっております。それから、公有財産購入費につきましては、同じように2,075万2,588円、それから補償費等についても5,731万3,692円となっております。

以下も同じように繰り越しとか、そういった入札減等による残というような内容になっております。不用額についてはこのお手元に配付させていただいた資料の不用額のところで書いておりますので、御理解をいただきたいと思います。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 差が生じる理由はここに書いてある地権者協議不調とか、入札差金による減とか、そういう話が全てということですか。

飯田委員長 井口課長。

井口建設課長 大きくはそういうことで工事等のところにつきましては、入札減でありまして、用地購入費等につきましては地権者との協議不調による減というふうに考えております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 すみません、資料の見方として、当初予算のときの主要施策に係る説明

書の部分の道路新設改良工事という項目が成果説明の90ページの上下2段に分かれているというふうに考えたらいいんですか。それとも成果説明の上の分と当初予算のときの主要施策がリンクしているんですかね。

飯田委員長 回答をお願いします。

井口課長。

井口建設課長 道路の新設改良費につきましては、資料の一番上の予算につきましては委託料で2,250万円、それと工事費で4億2,580万7,000円、公有財産のところで3,982万円、その下の下ですね、道路補償補填のところで7,687万3,000円等々を足しますと、この成果説明のほうの予算というふうに概ね主なものを資料のほうに書いていますので、それに合ってくるというふうになります。逆に先ほど説明させてもらった決算額を足しますと、ここの成果説明で書いております決算額のほうに上がってきますよ。それで予算と決算の差につきましては、ここの24ページにございます繰越額と差額のところで説明させてもらっていますよということで御理解をいただきたいと思います。

それで、内容としましては、平成28年度で繰り越しをしたもの、それと用地交渉の不調等によりちょっと延期になったものというような理由になるというふうに思います。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 すみません、僕の聞き方が悪かったんでしょうけど、僕が聞きたかったのは、主要施策に係る説明書の道路新設改良工事の当初予算は5億9,000万円であると。成果説明のときには道路新設改良工事という事業というのが二つあって、繰越明許というのが下段にあるんですけども、そこはどういうふうに繋がっているのかということを聞いているので、ちょっと不勉強で申しわけないんですけども、7-2-3という道路新設改良費というくくりで両方とも成果が上がっているんで、主要施策のほうでは7-2-3という道路新設改良事業は5億9,000万円の当初予算だったというところなんですけど、そこはどういうふうに関連づけられるのかがわからないんです。

飯田委員長 暫時休憩します。

午前 9時32分休憩

---

午前 9時33分再開

飯田委員長 質疑を再開します。

井口課長。

井口課長 成果説明書の下段にあります道路新設改良事業費の繰越明許分につきましては、平成26年度から平成27年度に繰り越した分の予算額、決算額等を書かせてもらっております。

それで、上段ですけども、これは現年度分になりまして、最終予算では5億7,879万5,000円となっております、決算につきましては3億4,386万4,000円となっております、この差額につきましては事業内容の下のところに書かせてもらっておりますけども、その内訳として平成28年度へ1億2,958万2,000円を繰り越しをさせていただきましたということであります。

さらに、ここで繰り越しを引きましてもちょっと差が生じてますのは、不用額という処理をさせてもらっております。その内容がお手元の決算資料の24ページのところの差額というところで、それぞれ大きなものの金額と理由ということで書かせてもらっておりますので、御理解をお願いします。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 わかりました。ありがとうございます。これ、当初予算と最終予算を比べると減額でどっかで補正をかけているんだと思うんですけども、結局決算額との差でいくと、大分不用額が出ているということで、この不用額はもっと精査すればほかの事業に充てられたりとか、先ほどの要望の部分とかに充てられるような財源ではないんでしょうかね。それだけ当初予算で措置しておいて、繰り越すなり云々という話もあるんですけども、その使えなかった部分は何か途中の補正で違う財源として使えないものなんですか。

飯田委員長 井口課長。

井口建設課長 大きく不用額を出しておりますのは、公有財産購入費とか補償補填及び賠償金のところでありまして。それぞれ地権者との協議不調ということで理由を書かせてもらっておりますけども、年度末、3月末まで継続して用地交渉等を行っておりますので、そういった関係で3月の補正で落としてしまって途中から了解という返事をいただいても契約ができなかったりとかしますので、そういったことで3月補正等は行っておりません。

また、工事費、委託料等につきましては、主には入札減等でありまして、まだ2月、3月等につきましては、工事を実施しておりまして、なかなか増える要素もあったときの対応として不用額ということで処理させていただいております。理解をお願いします。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 道路の新設改良というか、どういう事前評価をしているかというのが非常に僕自身、個人的には問題視はしていて、この前、その優先順位がどのように決められているか、どの路線がどういう評価がされているかというところを見たときに、協力度であるとか、優先度とかというところの重みを見たときに、結構な重みを占めているんです。特に優先度、あと緊急度というのは、平均点で出すと大分満点の9割ぐらいを平均で出してきていて、あと補助率というのも9割を超えているという、重みがそこに大分偏っているんです。協力度というか、地元の理解云々ということも含めて評価をされているはずなのに、なぜそこでそういう交渉ができなかったりということが起こるのか。それがわからないんですけど。

飯田委員長 花井次長。

花井建設部次長兼地域建設課長 道路改良の優先度ということで、今現在、委員のほうにもお示しいたしました資料がございますが、一応この資料につきましては、平成22年度に説明責任を果たすという意味で作成したものでございますが、それについて、今継続して事業をしておりますものは、その以前から、合併前からやっている事業であって、その点はある意味考慮されていない部分があるかというふうに思います。

ずっと言われております協力度等の問題ですけれども、これは市としましても当然地元の協力が得られる、今後新たに事業を展開する上では協力度というものがないと、今のよう事業が滞るということになるとと思いますので、そういうことで協力度というものを重視しております。今現在滞っております、具体的に言いますと、その事業についてはそれ以前につくったもので、それで実施しているものであるためであろうかというふうに思います。そういう反省も踏まえて、そういう協力度というのが重要ではないかなというふうに考えております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 その事前評価がどのように実際行われているのかよくわかりませんが、協力度というのは加点の倍率が5ということで一番高いんです。なので重要視していることはわかるんですけども、ここでほとんどの道路が3でいくんで、結局この加点倍率が高いということは、ここがポイントになってくるんですけども、そこが工事ができなかった理由になってくるということになったら、もうそもそも評価がおかしいんじゃないかというふうに思うんですけども、そのあたりの見解を伺いたいんですが。

飯田委員長 花井次長。

花井建設部次長兼地域建設課長 協力度等については、ほかのネット等でも調べましたが、そういうものを採用しているところがございます。先ほど言いましたように、平成22年度にもう既に事業化されているものについて、説明責任を果たすという意味でこういうことを考えましたということで、当然何ほか不備もあろうかと思えますので、当然今後新しい路線を上げていく上ではもっと精査するべきところもあろうかというふうには考えております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 是非とも不用額が出るということの問題もありますし、それがどんどん繰り越されていったりとかということの問題もありますので、是非ともその事前評価でしっかりと優先順位がどのようにつけられているかというのをオープンにさせていただいて、この前、優先順位をつけるの中に優先度という尺度があるのはおかしいということは前々から指摘させていただいているんですけども、そもそもそれを出すための評価項目であって、そこは是非改良していただいて、非常に恣意的な加点になってしまう可能性があるので、そこだけは適正な評価、公正な評価をして、それによってこういう順位づけがなされているということを説明していただいて、それに基づいて予算づけをするということをやっていただきたいと思えますので、そのほうが納税者の納得が得られると思えますので、そのように今後改善していただきたいと思えます。この件は結構です。

飯田委員長 道路関連、高山委員。

高山委員 それでは、質問させていただきたいと思えます。道路関連ということで。

私は質疑書の下段に書いてあります予算書の関係なんですけれども、233ページということで負担金補助及び交付金ということでございます。先ほどより議論されております道路関連について、促進協議会というのが私も出席させていただくことがあるんですけれども、負担金はそれぞれ地元の負担金であったり、市からの負担金ということでございますけれども、それぞれの協議会に出させていただいて、そのうちで進捗度合いとかが報告されたりするわけなんですけれども、進捗に乏しいもの、進捗度数が高いものというのが伺われるんですけれども、先ほども鈴木委員もおっしゃっておったんですけど、優先順位なのか、そういうあたりで地元からの要望の声の大きいほうがいいのか、そのあたりもう少し我々もわかりづらいところがありますんで、どういったことを分析されておるのか、そのあたりを伺いたいと、このように思うんですけれども、いかがでしょうか。

飯田委員長 花井次長。

花井建設部次長兼地域建設課長 促進協議会のことについてでございますが、国県道の整備促進を図るために促進協議会というものがつくられておるわけでございますが、委員御指摘のとおり、成果として工事が進んでいるもの、それからあまり進んでいないものというものがございます。予算書にあります道路関係の11協議会があるわけですが、一番上の道路協会費というのは協議会ではございませんので、11協議会でございます。そのうち、事業が全面的に工事が進められているというのが姫鳥線の1路線のみで、あとは部分的に少しずつ事業化されているというのが8路線ということになります。全く今のところ事業化されていない路線が2路線でございます。

本来、促進協議会の活動というものは、要望会をやって、総会をやってということで開催をしておりますけれども、国や県、関係者と接触して、直接要望ができるということで、そういうものも大きな成果の一つだろうとは思いますが、公共工事が事業化される上におきましては、地元からの要望というものも必要不可欠なものでございます。ですから、そういう意味で要望を続けていくということが大事ではないかなというふうに思います。

今、全く事業化されていない2路線の促進協がございまして、これにつきましても、とりあえず県の場合につきましても、県の社会基盤整備プログラム、これに掲載されない事業がされないということもございまして、そういうものに載せていただくように促進協として要望し続けるということが大事ではないかなというふうに考えております。

分析ということにはならないかもわかりませんが、今そういう状況で促進協の活動は進めております。

飯田委員長 高山委員。

高山委員 ただいま課長のほうから言われましたように、我々促進協に行きまして土木関係の職員にも聞きますと、やはり常に要望を継続するということが一番進捗度も度合いもまた違ってきますし、そういうあたりはしっかりとやっていただきたいんやと、担当部局のほうからそういうふうに言われております。

確かに我々促進協へ行きましたら、それぞれ自治会長さんが見えるになるケースが多いんですね。そのあたり、自治会長さんもそのたびにかわられるというケースがありますので、そのあたりはしっかりと申し継ぎをされておたらいいんですけれども、そうでないケースもありますし、行政のほうでやはりしっかりとその

あたり、こうなっているからといったアドバイスというんか、ここはこうですよという説明をしていただくと、説明責任もこれも大事なかと、このように思います。そのあたりが満足をしていただく、また要望活動に、次に繋げてくるというという場面にまた置き替えることができますんで、そのあたりしっかりしていただきたいと、このように思いますので、今後ともこの点についてはよろしくお願いを申し上げまして終わります。

飯田委員長 引き続き道路関連で、西本副委員長。

西本副委員長 私のほうからは、成果説明書92ページの上段の交通安全施設整備事業ということで質問させていただきます。

予算額3,550万円に対し、決算額が1,734万円、平成28年度に1,320万円の繰り越しとあります。平成26年度に策定した宍粟市通学路安全プログラムに基づいて行われる事業とありますが、当初計画の半分が執行されていない状況で交通安全の確保、通学路の安全確保は問題ないのかと、また、執行できなかった理由は何かという点をお聞きしたいと思います。

飯田委員長 花井次長。

花井建設部次長兼地域建設課長 通学路合同点検に関するもので、その事業費が大幅に減っているということなんですけれども、まず、平成28年度に繰り越しいたしました1,320万円というのは、一宮町の安積にあります木坂橋についての高欄修繕の分でございます。これの施工に当たって関係者の中でいろいろ協議した中で、通学児童の安全等を考えますと、完全に橋の高欄を落としてしまいますので、大変危険であるということもあって、工事を春休みに実施してくれということになりました。そのために一応繰り越しをしております。当然春休み中には完成いたしまして、工事全体の完了というのは書類も含めてですので、4月の末には完成いたしております。

ここに出てきます、あと500万円の不用額についてというのは、これは入札減によるものでございますので、結果的に予定しておりました工事というものについては、繰り越しにより少しは遅れましたけれども、全て執行できているという状況でございます。

飯田委員長 西本副委員長。

西本副委員長 わかりました。子どもたちの安全・安心を守るために早急にこの手を打っていただきたいという思いでありますので、よろしくお願いたします。

飯田委員長 では、実友委員のほうへ移ります。

委員会資料の15ページ、不用額についての部分を。

実友委員 実友です。不用額が今年度につきましては、たくさんほかの部にも出ております。例えば整理予算で落とせる部分と、やっぱり補正をするというのがこれ原則やというふうに思います。今説明があったんですが、入札差金とか、それから用地交渉とかというような説明がございましたけども、そういったことにつきましても概ね整理予算では対応できるんじゃないかという形がとれると思います。どうしても不用額にされた部分について、これはどうしても不用額でなかったらだめだったんだという理由をもう一度教えていただきたいというふうに思います。

飯田委員長 井口課長。

井口建設課長 先ほども少し不用額のことについて触れましたけども、工事請負費につきましては3月末の工事が多いことがあって、補正時期までに最終予算を確定することが難しかったために不用額とさせていただいております。

また、公有財産購入費、補償費等についても、3月末まで継続して交渉を行っておりまして、了解をいただいた時点で予算がないというわけにはいかないために、不用額で処理させております。

以上の大きな理由で補正対応はできておりません。

飯田委員長 続きまして、小林委員のほうからお願いします。

小林委員 委員長、通告書の前に先ほどからずっと出てます不用額の関連でよろしいですか。

飯田委員長 関連でよろしいです。

小林委員 説明書の24ページにずっと出ておるんですが、平成27年度の決算としましては石ヶ谷線のことがかかなり出てますんで、用地買収ができていないということが書いてあるんで、今、平成28年になっていまだにまだこれはできてないんですか。

飯田委員長 榎木課長。

榎木土地対策課長 石ヶ谷穴栗橋線の件ですけど、不用額については金額的に約3,200万円ということで不用額が上がっております。その中身につきましては、個別には一部の地権者との協議に時間を要して、物件の移転等について時間を要しておるといようなことで、今年度その分につきましてはかなり見込みができておる状態になっております。

飯田委員長 小林委員。

小林委員 非常にガソリンスタンドなんかを抱えてますんで、難しい点があると思うんです。でも地元から要望があって進めてますんで、地元にも協力を求めるとい

うか、やっぱり自治会長さんにもお話をして、皆、いわゆる協力的に地権者の方でおられますんで早くしてもらわないと危ないということが第一なんです。安全第一なんで、そういうことを言われてますんで、もう少しやっぱり綿密というか、小まめに相談をして、こういう不用額が出ないようにどんどん進めていただきたいと、このように思います。答弁いいです。

それでは、私の質問に入りたいと思います。

私の通告につきましては、舗装の件で出しておったんですが、優先順位がどうですかというふうに書いておるんですが、その優先順位というよりも、これまでに下水工事をかなりやってきましたよね、下水工事をやってもう10年から15年というようにたつにつれて、非常に県道よりも市道のほうのいわゆる道路の傷みが激しいんです。特にマンホールの付近、こういうところをこの決算と関係ないかもわかりませんが、本当にこれ順序ようにやらないと、一度ということはもうまず無理だと思いますんで、傷みの激しいところからしっかりやっぱり見ていただいて、舗装をかけていただくようにしていただきたいと、このように思うんです。

飯田委員長 太中課長。

太中上下水道課長 舗装の傷みの箇所ですけども、確かに委員おっしゃるとおり、かなり傷んでいるところがございます。私も現場を確認させていただきましたが、その中でやはり下水道課が持っている舗装修繕の費用、それといたしますのはかなり小さいものでございます。それでマンホールの周りが傷んでいるもの、それを局部的に何とか管理瑕疵にならない程度に、今修繕をさせていただいているのが現状でございます。

その中でもちょっと交差点なんかで規模の大きなものがございますが、これについてはまた道路部局をとよく協議をしながら予算を確保してまいりたいと考えております。

飯田委員長 小林委員。

小林委員 交通量の多いところは優先的に修理をしてもらわないと、なかなか危ないところが出ております。それと、私の近くの処理場にいわゆる隣接しているあれ農道というか、市道になっていると思うんですが、あれは農道の中に下水を掘ったもんですから、トラクターがちょっと田んぼへ落ちそうになるほど傷んどんですよね。こういうふうなのはどういうふうな形で優先順位になるのか、早目に直していただかないと、いわゆる事故が起きてから何言われるやわかりませんのでね、極力点検していただいて、やっぱり工事を進めていただきたいと、このように思います。

下水の関係の舗装料というのと、それから土木が持っている舗装のいわゆる予算というのかね、何年したら離れるんですか、その下水からは。下水が入っているところはずっとこの下水の舗装予算になるんですか。

飯田委員長 太中課長。

太中上下水道課長 現在、運用しておるところでは、その舗装の損傷が何に起因しているかというところでさび分けをしております。ですから、例えば下水の管路を埋設したところ、例えば埋め戻しとか、地下水とかいろいろと要因がございますが、下水道の埋設に伴って沈下したであろうと判断されるものについては、下水道の担当のほうで舗裝修繕をさせていただいております。

飯田委員長 小林委員。

小林委員 その下水道が修理をしたところが3年もたたんののに、こぼんと下がってしまったり、そういうことはやっぱり工事するときの監督不行き届きというか、やっぱり監督をしっかりさせていただいて、きちっとしたものを埋めて転圧をする、そういうことも見ていただかないと、本当に早いところがあるんですよ、傷みのね。そういうところはしっかり見ていただきたいと思いますんで、今後ともどんどんどんどん下水のところが破損じゃないけども、傷んでおるところが目に見えて出てきてますんでね、特にマンホール、その近所に出てますんで、これから十分に考えていただきなと思いますんで、これはお願いしておきます。

次に、入ります。

橋梁のことなんですが、橋梁のいわゆる点検をしていただいて、新しいものをつくるより、今あるものを修理して直すという部長の最初の話にもございました。一つ話しますと、河東大橋なんですね、河東大橋をかけて、今大型が通れませんわね。通れないんです。これいつまで通れないんですか。

飯田委員長 花井次長。

花井建設部次長兼地域建設課長 河東大橋につきましては、長寿命化の点検の中で路面にクラックが入っているということで床板等が相当傷んでいるのではないかとということで、大型車の通行どめをしております。ただ、もともと河東大橋につきましては、農道橋でつけておりますので、農免でつけておりますので、14トンの荷重制限がもともとある道路でございます。その中で今のところ8トンの車までということで荷重制限をしております。その点について、今年度、いよいよ実施設計ということで、先ほどありましたように、点検では目視とか表面からでしか見ておりませんので、今年度設計の中で例えば床板にコアを抜いてみて、実際どれぐらい傷ん

でいるのかということを検討し、設計する予定になっております。その結果によるんですけれども、結果によって床板をかけ直さないといけないということになれば、何年もかかってしまいますし、いやいや下から何らかの形で補強できる工法がある、こういう工法を使ったらどうかということになれば、簡単にできるかもわからないのですが、今年度のその調査設計待ちという形で、それによっていつごろできるかということとは言えるというふうに思います。

飯田委員長 小林委員。

小林委員 せっかくつくった橋が途中で大型が通れないと、それどういう工事をしたんかというふうに言われるんです。この庁舎の近くの宍粟橋なんかは、かなり年がたつとんです。でも大型が通れるんです。こういう橋を工法も違うだろうが、やっぱり新しいものをつくる、つくるときにやっぱりよほどよう研究していただいて、途中で通行どめになるような橋こしらえて、これをいつまでも置いておくというように、これはちょっと反しておるんじゃないかなと思います。ですから、橋梁のいろんな点検をしていただくときに、また新しい橋をかけるときに、やっぱり永久的に、永久的というのはそんな長いことはもたんかもわからんけども、せめて新しいものがやっぱり最後に残るような方法ですね、順序としては。その新しいのが早く傷んで、もう通れなくなるというのは考えていただいて、これは修理するよりほかがないんで、できるだけ早い段階で修理をしていただきたいなと思います。

そしてまた、今度は三津の橋も点検をされるそうですが、そういうこともよく見ていただいて、やっぱり新しいものは残るというか、活用のあるようにしていただきたいと思いますんで、せっかくかけた橋が通れんようになつとんや、そのまま放っておくんやというのはあまりよくないんで、そういうことを考えて点検していただきたいとこのように思います。

飯田委員長 よろしいか。

小林委員 答弁いただきたいんですが。

飯田委員長 花井次長。

花井建設部次長兼地域建設課長 おっしゃるとおり、当然新しいほうが早く傷むというのは、あってはならないことかと思えます。ただ、先ほど言いましたように、規格からいいますと、20トン、25トンの県道橋とは違って農免、そういう事業でやったということもあったんですが、14トンであるという点が一つ問題かなあというふうにも思います。今後そういうことでできるだけきっちりと点検して、していきたいと思えます。また、河東大橋については、早期に復旧できるように進めてまい

ります。

飯田委員長 続きまして、一般会計のほうから林委員、急傾斜地の分でお願いします。

林委員 成果説明の89ページの上段ですが、急傾斜地の崩壊対策事業について、ちょっとお尋ねするんですが、不用額が580万円生じてますけども、これ地元の分担金なのか、負担金に関係する分なんで、事業費としてはかなり大きな事業がされるわけなんですけども、これ何で580万円も不用額が生じたんか、これはいろいろ急傾斜地の崩壊対策事業、事業採択がなかなか難しい事業なんでね、不用額が生じたらもったいなと思うんですけども、何でこういうことになっているんですか。

飯田委員長 井口課長。

井口建設課長 急傾斜対策事業につきまして、減額が生じておりますのは、県の事業費の決定によるものでございます。予算を計上しておりますのは、予算の策定時に過去の実績とか県の担当者に問い合わせをして新規事業としてどこが採択されるのか等々をお聞きしまして当初予算をいただいております。市内で5カ所で2億6,800万円の事業費ということで見込んでおりましたけども、県が事業を実施するに当たりまして、決定額が2億6,800万円から1億4,500万円ということで県のほうの事業費が下がっておりますので、それに伴いまして市の負担金が1,630万円から1,050万円ということで580万円の減額になっております。これにつきましては県のほうの事業費が下がったということで御理解をお願いしたいと思います。

飯田委員長 林委員。

林委員 県の事業ということなんですけども、これ事業費が下がるということは、事業の実施年度は延びたとか、それから工法が変更になったとかいうことでしか、その事業費が下がるということが考えられないけども、どういう理由で下がったんですか。

飯田委員長 井口課長。

井口建設課長 大まかには急傾斜対策事業は県の事業でございますけれども、国の補助事業、国交事業と県が単独で実施しておる事業がございまして、県のほうに問い合わせましたところ、交付金、国からの補助金の割り当てが多少落ち込んだために平成27年度に実施する予定のところができなかったというふうに聞いております。引き続き要望していきたいと思っておりますけども、実際的に現場については事業の先延ばしとか、先送りになっておる状態であります。

飯田委員長 林委員。

林委員 理由はわかったんですけどね、この事業の要望してもなかなか県のほうが予算がつかんでるとか言うて事業採択されにくいんですね。ですから、こういう不用額が出るということができるんだったら、ほかの違う地区の事業を採択してもらえたら、不用額は出んというようなことを考えたんですけども、そういう事業なんで、県の事業なんで市からどうのこうのは言えんのですけども、事業採択の一番蹴られるのは、県の予算がないと言われることなんで、決算上でこういう不用額が出たらおかしいなと思うんです。そこらもちょっと県にもよう要望しておいてください。答弁はよろしいです。

飯田委員長 続きまして、鈴木委員、お願いします。

鈴木委員 ちょっと行ったり来たりするかもしれませんが、委員会資料の14ページからちょっとお伺いします。

先ほどから議論になっている不用額のこととも絡むんですけども、歳出の執行率というのが非常に低いものが見受けられるんで、特に70%を下回るようなものはどういう状況だったのかを伺います。また、その原因を伺いたいと思います。まずは。

飯田委員長 井口課長。

井口建設課長 お答えします。14ページ等でありますけども、3番の道路新設改良費、不用額が1億1,938万2,744円となっております。工事費についてが約3,260万円であります。平成26年度から27年度に繰り越しを行った路線において詳細設計やとか入札減が生じたことによりまして、3,260万円のうち約1,380万円の不用額が生じております。

また、現年度分においても同じように入札減等により1,870万円の不用額が生じております。現年度の分につきましては、3月補正で最終金額を確定することは困難でありましたので、不用額とさせていただきます。

また、用地交渉の不調等から委託料780万円、公有財産購入費で2,070万円、補償費等で約5,730万円等の不用額が生じております。これにつきましても、先ほども説明をさせていただきましたが、用地交渉を年度末まで行ってございましたので、回答をいただきましたら即契約をしたいということで、不用額という処理をさせていただきます。

それから、5番の交通安全施設費、不用額については約500万円ございますけども、これについては詳細設計と入札減等によりまして、約480万円の不用額が生じております。

続きまして、河川水路新設改良費につきまして、不用額としまして1,770数万円

の不用額が出ておりますけども、主な理由は、かわまちづくりにおきまして詳細設計によります減額と入札減で約900万円であります。

また、平成26年度から27年度に繰り越しをしました、かわまちづくりのアクセス道路の改良事業において、事業費が確定しましたので約350万円の不用額が生じております。

以上、建設課の分についての主な内容になっております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ちょっとお伺いしたいのが14ページの民生費の少子化対策事業費を50万円、執行率ゼロとなっているんですけど、これって何を指しているんですか。

飯田委員長 西村課長。

西村都市整備課長 これは少子化対策事業で千種市民局管内にあります宝谷の分譲地があるんですけども、これを補助事業として子育て世代の方が購入された場合に50万円の補助をするというものでありまして、購入がありませんでしたので、執行ゼロというようなことで上がっております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ありがとうございます。

では、ちょっとさかのぼってもいいですかね。委員会資料の12ページには市債の歳入が御報告いただいているんですが、これ前年度に比べると60.9%の増ということになっています。その原因が何なのか。また、その増加が市全体の財政運営等に与える影響についての見解をお伺いします。

飯田委員長 井口課長。

井口建設課長 前年度と比較しまして2億2,375万7,000円、60.9%の増となっておりますけども、内訳につきましては総務管理費1,326万円等、それから道路橋梁費で1億9,379万1,000円増、河川費で1,290万円の増、土木費で520万円増、災害復旧につきましては310万円減となっております。

この原因につきましては、道路改良工事については継続して開設しております路線が多くて、年度によっては事業費が多くなることもあります。例えば橋梁工事につきましては桁をかけますと、事業費が単年度でたくさん必要となりますし、道路工事におきまして完成時に舗装しますと、短時間で舗装ができるということもありまして、完成時には事業費が増大します。こんなことが重なりまして、平成27年度についてはこういった起債の状況になっておると考えております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 その増が市全体の財政運営等に与える影響についてはどのような見解をお持ちか、お伺いします。

飯田委員長 井口課長。

井口建設課長 全体的にといいますか、大きくは最初にも部長のほうから説明がありましたように、新しくつくるものではなしに、今あるものを守るといったような観点から道路改良のほうについては年々減少する傾向にありますけども、維持保守経費はだんだん増加しているような傾向にあると考えますけども、そういったちょっとスパンを年度を広げますと、そういった中での事業の単年度だけの増加と、平成27年度だけちょっとそういうことが重なったというふうに考えております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 これ別に建設部だけにかかわることじゃないんですけども、懸念されるのは、先ほどからも指摘があるとおり不用額が非常に多くて、それを繰上償還に回していますね。起債残高は減っていくんですけども、結局前年度よりも起債は発行できる状況が整ってきてしまうんです。全体では起債残高は減っているから、財政運営がスムーズにいつている、健全化に向かっているというふうに見えるんですけども、実際ふたをあけてみると不用額が繰上償還に回して起債残高を減らしている話なんで、ちょっとそのあたりは結構大がかりな起債が多くなりますから、建設部関係は。非常にそこはそういう財政運営をしているというふうに懸念がされていますし、納税者にとってもそれはそうではないということをしかりと説明責任を果たしていかなければいけない部分だと思いますので、注意していただいて、本当に特殊要因なのかということも含めてですけども、全体の市債に占める割合が結構多くなると思いますので、そのあたりは全体の財政状況を勘案しながら、計画していただきたいと思います。その点、方針とか今後の予定をお伺いします。

飯田委員長 井口課長。

井口建設課長 おっしゃられるような不用額を起債返還に当てるということではなしに、平成27年度の分析についてはたまたま工事が重なった、完成とか、もう少しで事業効果が発揮できるというようなところで、もう少しお金を追加すれば、完成が見込めるといったところにちょっと事業費が増大したというふうに捉えております。大きくは先ほども言いましたように、道路改良費については年々減少しているという状況でありますので、御理解をいただきたいと思います。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 議員が理解するというよりも納税者が理解するかどうかの問題なんで、

そのあたりしっかりと説明責任を果たすような広報であるとか、答弁をお願いします。では、その件は結構です。

もうちょっと戻って7ページの部分です。全体像なので、委員会資料7ページの国庫支出金の歳入があるんですけども、これも非常に不用額じゃない、予算現額と収入済額との差が生じています。この部分の予算との差もそうですし、前年度との差も、これは下がっているという状況なんですけども、この発生要因ですね、またこれが市政に与える影響ですね、これによって市債の発行が増えるであるとか、そういったところも含めて御答弁をお願いします。

飯田委員長 西村課長。

西村都市整備課長 まず私のほうは、資料7ページの4土木費の1土木管理費補助金、予算額228万5,000円に対して29万9,000円と、4番目の住宅費補助金について回答させていただきます。

資料につきましては8ページに内容については書かせていただいております。まず、土木管理費の補助金につきましては、社会資本整備総合交付金の中で簡易耐震診断の事業の補助金と、同じく耐震改修促進事業の補助金ということでこの二つがございまして、当初計画しておりました申請額いいますか、住民からのそういう事業の実施の申請件数が減ったことによりまして減額となっております。これにつきましては、補助金として出てきますので、市の財政に対して直に影響が出るというものではないというようには考えております。

それから、8ページの6番目になるんですけども、住宅費補助金ということで社会資本整備総合交付金の中で家賃低廉化事業でございまして、これにつきましては、平成18年度以降に建築しました住宅につきましては、福祉施策の一環でもあるというようなことで、低所得者に対して住宅を貸すということで家賃を低く抑えてあります。その部分で近傍同種の家賃と入居者負担基準額と算出しまして、その差額の2分の1という補助となるんですが、この事業につきましては平成23年度から27年度を一つの事業スパンといえますか、期間としまして実施されておりました、この中で予算の配分等によりまして各年度過不足というのもし生じてきます。

また、この中で当初県からの割り当てに対して、その年度実施できなかった場合とかいうのも含めて、県の割り当てに対して毎年2分の1が補助金として交付されるというようなことにはなっておりません。

そういった中でこの5年間で調整するという中で、この家賃低廉化につきましては、この補助対象費の基本額の算定におきまして、国からの指定で控除額というの

があるんですけども、そこの算出におきまして、ちょっと計算の違いがありまして、最終的に減額にはなりましたけども、これは損をしたというような減額ではなく、算定の上で県の指導のもと、その対象事業費の取り扱いにおきまして、最終確定した金額がこういうふうになったということで、この1,300万円の減額というようなことになっております。これにつきましては、財政的にまるっきりハード事業に充てるための補助金ではないという中で、そういった面では財政的には影響がないとは言えるんですけども、ほかの多面的な管理費に回る補助金としましては影響が出てくるというようには考えます。

飯田委員長 井口課長。

井口建設課長 私のほうからは、7ページの真ん中の表ですね、これのまず最初に予算現額と収入済額との比較というところで、4の土木費国庫補助金の2道路橋梁費補助金1,150万円4,000円の差額につきまして、まず最初に説明をさせていただきます。

この889万8,000円につきましては、繰り越しの財源となります。内容につきましては、橋梁点検と一宮管内の木坂橋の高欄改修工事が繰り越しになったことによるものであります。残りの260万6,000円につきましては、平成27年度は例年に比べまして降雪が少なく、除雪に対する交付金が減額になったためのものであります。

続いて、その下の行の河川費補助金でありますけども、予算との差額1,092万1,000円の差が生じております。左側の752万1,000円は繰り越しの財源となります。内容につきましては国交省が行いました河川改修工事と工程調整をしながら実施しておりましたけども、国のほうの工事との調整がうまくいかなかったために、繰り越しをしているものであります。残りの340万円につきましては、入札減等によるものとなっております。

続いて、前年度の収入済額との差のところでございますけども、国庫補助金のところの前年度の収入済額ということで8,396万9,000円と今年度、平成27年度の620万円とは差がございますけども、この8,396万9,000円につきましては、平成26年度に限定で交付されましたがんばる地域の交付金でございますので、平成27年度はこの交付金はございませんでしたので、昨年度と比較しますと全体的には減額となっております。

以上です。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 国庫支出金もはっきり言えば税金なので、国からもらえるというか、あ

る意味をもって支出されるものであるので、それをその意味に使えるように努力をいただきたいと思いますし、例えば補助でありまして、これくらいの件数を補助するのが宍粟市にとって必要だということで多分予算措置をされていると思うんで、その申請がなかったからという話で精算されてしまうのは、それはもう元も子もないというか、話になってしまうので、そういったどういう背景の支出金であるのか、ほかの補助金、交付金等もそうですけども、それに基づいた施策が進行するように御努力いただきたいと思います。

この件は結構です。

飯田委員長 最後に、高山委員、お願いします。

高山委員 私のほうは耐震の関係なんですけれども、資料の中で土木管理費補助金ということで、先ほど説明を受けました。説明を受けましたので、ある程度内容はわかってんですけど、説明書を私も熟読しておりませんでしたので、申しわけないんですけども、この中でやはり耐震診断、せっかくこれほどの補助が出ておりますし、昨今大変マスコミのほうでも震災、地震についていろいろと報道されたり、海外でもそういったことが多分にございます。そういった意味で古い家屋等々しっかりと診断をしていただいて、そういった有事の際に少しでも家屋の崩壊がないように、また人命が奪われないようにPRをしていただいたらなと思っております。

先ほど鈴木委員が質問されましたので、この分は省略させていただきますけれども、そういった部分、しっかりと今後において周知していただくように、お願いを申し上げます。答弁いただきましょうか。

飯田委員長 西村課長。

西村都市整備課長 先ほどからありますように、予定としては10件しておりましたが、申請が1件でありました。この1件といいますけども、相談には何件かお見えになります。また、この春の熊本の地震等もありまして、平成28年度におきましては、その関係の自治会長さん等もそういう資料の収集といいますか、そういうような格好でお見えになったり、また平成28年度からは福祉の施策の中で、人生80年いきいき住宅助成事業という、それに取り組む場合も昭和56年以前の建物につきましては簡易耐震診断をしてくださいというようなことで補助の要件にも上がっております。平成28年度につきましては、若干ではありますが実績として上がっております。また、相談件数も徐々には増えてきております。また、平成28年度、平成29年度からは新たに県の耐震診断、耐震改修とかいう中で新しい施策も入ってきますので、そういったものにつきまして、現在、平成29年度の補助事業に向けてのパン

フレットの作成をしております。それを平成28年度中に全戸配布して来年度の事業に取り組むというようなことで、事業の推進をしております。

以上でございます。

飯田委員長 すみません、最後になりました。実友委員、一般会計の部分で。

実友委員 ありません、結構です。

飯田委員長 よろしいですか。

それでは、審議の途中ですが、午前10時45分まで休憩いたします。

午前10時32分休憩

---

午前10時45分再開

飯田委員長 委員会を再開します。

続きまして、通告に基づいて下水道関係をお願いいたします。

林委員。

林委員 下水道関係で委員会資料の54ページ、下水道の普及率と接続率の関係についてちょっとお尋ねします。

下水道事業も公営企業会計のほうに移行するということで準備を進められておりますけれども、公営企業になったら使用料がその会計の根幹になると思うんです。それで下水道を整備しても接続して使用してもらえなかったら使用料が入らなくて、普及率と接続率についてちょっとお尋ねするんですけども、この計算方法が54ページの表を見たら人数で普及率も接続率も計算されておると思うんです。下水の場合、公共ですが宅内に各戸に入っとなで、それでいけば分母というか、それは変わらないと思うんですけど、人数でいったら、人数は毎年変更になると思うんです。せやさかい比較していく上でなかなか難しいと思うんですけども、何で率を出すのに人数でされておるのか、これはほかのところに出す資料としてこういう方法になっと思うんですけども、この決算とか整備状況の説明の資料としては、世帯数というんですか、戸数でするほうが比較しやすいと思うんですけども、いかがですか。

飯田委員長 福井課長。

福井水道管理課長 上級官庁の一番大きな統計は下水道統計でありますとか、それから公営企業の地方財政調査でありますとかがあるんですけども、その中では全部行政区域内人口、それから普及率におきましても普及人口、それから接続率につきましても、これは水洗化人口というような分け方がされております。それで全国的にどの自治体も同じ統計で、数値で比較をするというようなことがございますので、

この方法で、人数で出しております。

飯田委員長 林委員。

林委員 そういう全国的に決められた方法でされておるんだらうと思うんですけどね、市の整備状況等を検討する上ではこの出し方だったら、ちょっとおかしな気がするんです。それで、人口、世帯にしても現在の人口、世帯でこれされておると思うんです。せやさかい、整備したときの計画の戸数とか人口とは違っておると思うんです。それで普及率も接続率も変わってきておると思うんです。ですから、接続率、上がったるといような数字になるんですけども、これが実際にそうなんかというたら、当初の計画から言えば違ってきておると思うんです。

それと、人口でいったら、人数が多い世帯が接続すれば接続率は上がるということなんやけども、ひとり世帯で接続してない世帯がかなり多いと思うんです。その接続率を上げて使用してもらおうということを見ようとしたら、なかなかこの資料では見えんです。ですから冒頭にも言うたように、接続して使用してもらって、使用料を払ってもらわんことには会計が成り立たないので、そういうところを検討しようと思うたら、この資料でちょっと見にくいんです。ですから、今回はいいですけども、実際のそういう使用料が入るような検討をするための資料を出してほしいと思うんです。せやさかい、計算方法はわかりましたけど、ですから、私たちはやっぱり公営企業として成り立つような方策に向けて推進していかんとあかんで、この資料ではちょっとわかりにくいということを言いたかったわけなんです。

以上です。

飯田委員長 答弁よろしいか。

続きまして、岡前委員。

岡前委員 私は、下水道に関して1点お聞きしたいんですけども、この間ホームページに入札の結果は随時報告されておるんで、できるだけ目を通しよんですけども、この中で下水道の平成27年度に取り組みされた、そこに書いておりますように、企業会計移行業務委託の入札がっております。少し気になりましたのが、予定価格が3,900万円余りに対して落札された業者が1,300万円、約33%の落札率で落札されております。この間、ずっと入札については総務企画が担当しているんですけども、その入札の中身やとか事業内容については担当課のほうがよく御存じやと思うんで、お聞きするんですけども、やっぱり設計とか最低制限価格が決められていない場合に、こういうふうには予定価格から大幅にかけ離れた金額で落札されておるケースをたまに見かけるんですよ。それで、本当に果たして請負をした業者の人件費も出

るんだらうかというふうな、そんなふうなこともあるんですけども、今回お聞きしたいのは、今言いました企業会計移行業務に対して予定価格が3,900万円というふうに設定されているのに、その3分の1の1,300万円で請け負われて、成果物は当然できてくるから問題はないと思うんですけども、そういう部分で十分でき上がった成果物に対して問題はなかたったのかどうかということと、もう一つは、やっぱり最低制限価格が設定されていないから幾らでも安い金額で、とにかく落札すれば仕事をとれるというシステムになっているんですけども、そういう部分、担当部、一番業者に工事やとか設計を含めて発注が多いと思うんですけども、そういう部分で疑問を感じておられていないのかどうか、その点をお聞かせ願いますか。

飯田委員長 福井課長。

福井水道管理課長 この業務につきましては、平成27年から平成29年までの3カ年の業務委託であります。その中で、平成27年度の業務委託については適正に行われていたということで、その分についてはちゃんと検査調書、そういうものについて検査をさせていただきました。

それから、3,909万8,000円が1,300万円で税抜きで落ちたということにつきまして、最低制限価格はないんですけども、低価格入札ということで落札業者にこの金額でやれるかということも全部事情聴取し、これは会社でちゃんと話し合っただけで済んだことですので確認をしております。設計の積算としましてはとにかく人件費と諸経費の積み上げになっております。

以上です。

飯田委員長 関連で、高山委員。

高山委員 先ほど林委員のほうからも出ておりました接続率ということでございます。そういったことで、接続率の向上がこれから、今までもそうだったんだらうと思いますけれども、これまで以上に取り組みをしていただかなければ下水道会計そのものが大変厳しいものになるんじゃないかなということで、簡単ですけども、今後の接続率の向上対策ということで、どのような取り組みをなされるお考えか、お伺いをしたいと思います。

以上であります。

飯田委員長 福岡次長。

福岡建設部次長 失礼します。この宍粟市の下水道事業は昭和63年から始まりまして、今では普及率がほぼ100%になっております。接続率につきましては、ここ数年横ばいを続けておりました、今年につきましては、資料にもありますように

92.87%ということで、残りの8%がどうしても埋まらない状況が続いております。

この伸び悩む原因といたしましては、まず経済的な問題、それから高齢世帯の後継者がいない、跡継ぎが宍粟市に帰ってこないということで、もう老人の方が家はさわりたくないという、そういうようなことを言われております。あと空き家が増えています。それから、山崎につきましては、まだ合併浄化槽がたくさんございます。その合併浄化槽につきましては、昔は下水道法で3年以内に繋げというようなことを厳しく言うておったわけなんですけども、やはり個人情報の保護の観点で法的に問題ない水を流していて、経済的な問題があれば強制はできないというようなことで法律もうたっております。というようなことで、なかなか個別指導ができない状況でございます。

こんな中で方法といたしましては、まずは定期的な広報で接続のお願い、水洗化よりも公有水面を下水を接続していないことによって汚しておられるというようなことをうたって、そういう良心に訴えるという、あまりいい方法ではないんですけども、そういう方法、また、中には自治会長が御相談に来られます。どういう御相談かといいますと、あの家のおかげでみんなが困るとんやと。あの家が下水に接続してくれたら、洗剤も流れてこうへんって、溝掃除もせんでもええというようなことを言われます。これをどないしたらええだろうかということで、自治会の方も直接その家に行くのは嫌やと。それから、私らもそれに行くということはちょっと問題があるということで、ピラを配ってくれやというような自治会長もおられます。ピラといいますのは、自治会長名で下水に接続しましょうというようなことを配るから、つくってくれと。そういうようなことでつくって配っていただいた前例もございます。

取り組みといたしましては、そのようなものをやっとするわけなんですけども、あと山崎の流域下水、これが今、平成22年から供用開始になっておる部分があります。それが今6年目を迎えます、この資料で88.76というのがそこでございます。それが今じわじわと給水申し込みがございます。ちなみに平成27年度、宍粟市の全ての下水の加入は新規加入137件ということでじわじわと上がっているのが現状でございます。それと、あと浄化槽の寿命がそろそろ終わりかけているというようなことで、また伸びるのかなと期待しております。

以上でございます。

飯田委員長 高山委員。

高山委員 向上対策、今後とも努力をしていただきたいと思います。

委員長、上段にあります生活排水も関連がありますので、よろしいですか。

飯田委員長 続けてお願いします。

高山委員 生活排水設備事業ということで質疑をしております。94ページの下段ということでありますけれども、これを見ましたら、接続率は前年対比わずか0.01%ということで、これ以上向上は望めないのではないかなというような思いがしております。今後においては、先ほども話が出ておりましたけれども、施設の老朽化、また経年劣化に伴いメンテナンス、また維持管理などによる支出の軽減に取り組み、受益者に極力負担をかけない対策を求めるということでございます。どのようにお考えか、お伺いをしたいと思います。

先ほども話に出ておりましたですけれども、橋梁の長寿命化計画というのがございます。そういったあたり、この部分、勉強をしてないんですけれども、この下水の長寿命化計画というのがあるのかなのか、それも含めて答弁をお願いしたいと思います。

飯田委員長 福岡次長。

福岡建設部次長 失礼します。接続率につきましては御指摘のとおり頭打ちの状態でございます。今、高山委員のほうから言われておりますのは、生活排水のコミュニティ・プラントのほうの伸び率でございます。コミュニティ・プラントにつきましては完全に頭を打って、もうこの後の数%が伸びないというような状況でございます。ゆえに、料金収入の今からの大きな伸びにつきましては、期待できない現状でございます。

また、御指摘のとおり施設の老朽化による経年劣化も進んでおります。機器の更新も今から順次、だんだんと今一番古い処理場で17、18年、大体20年を過ぎますと、だんだんとオーバーホールでは済まない状態、母体替えの状態になってきます。

そんな中で、対策としましては、何とか経費を下げたいということで、この機器を更新するときにダウンサイジング、これはもう例えば奥のほうの処理場の場合はどんどんどんどん人数が減りよります。今までよりも1クラス小さな機械を入れることによって電気代を削減する。例えばちくさ高原を例に挙げますと、あそこは水槽が四つ動いております。それを一時期は、私が千種におったころは3にしました。今は2しか動かしておりません。というようなことで電気代を削減していく。そういうようなこと、あと水槽なんかを小さくする方法、機械を小さくする方法、また省エネ機器といいましていろんなものがあります。省エネ機器、それからこの前、山崎の河東のコミュニティ・プラントでやったんですけれども、資産を脱水機と破碎

機を1セットになったものを更新することによって、今までの二つの機械を何とかそういうなんを研究して、一つにできんかというようなことで、そういうようなこともやっております。そういうような機械の導入。また、先ほど言われました長寿命化を念頭におきました更新計画によりまして、ランニングコストの削減や機器の更新の平準化を図っていきたいと考えております。

それと、最後に長寿命化計画でございますけども、これにつきましては、それぞれの各省の考え方がございます。まず、公共下水につきましては、長寿命化計画策定を処理場ごとにしないさという、長寿命化計画を立てた処理場については国庫補助金をあげようという考え方でございます。今、千種を長寿命化計画をしまして千種の処理場を平成27年度から改修をしております。そんな中で処理場ごとに長寿命化計画を立てるのが公共下水、農業集落排水につきましては、長寿命化は全処理場で策定業務という、一発でどかんと21カ所、将来的にこことこことここをこういうようにして変えることによって、長寿命化ができますよというようなこと、それに基づいて実施計画を立てて事業をやっていく。その二つにつきましては、補助が2分の1の国庫補助がございます。工事も委託もでございます。

ただ、問題はコミュニティ・プラントでございます。起債しかございません。というようなことで、このコミュニティ・プラントといいますのは、実にお手軽な事業でございます。もう認可も何もなしに突然顔を出してきたら、ぼんと採択される、例えば農業集落排水のような農用地とか全く関係なしで、もうどこでもいいよという、せやから、すごい勢いで進んでいく事業でございます。例えば河東、菅野、あれだけの規模の下水を例えば公共下水でやれば、毎年毎年国庫補助をもらわな前へいかんもんで大体6年ぐらいかかります。もっとかかるおそれがあります。ところが菅生なんはもう1年半でやってしもうとうわけです。これは、そのころの兵庫県の施策、99%大作戦という、下水をとにかく早く瀬戸内海をきれいにしようという、そういう事業で決してこれが間違った選択ではなかったですけども、今になってみれば、やはり正規ルートの間がかかってもおええから、公共下水のほうがよかつたん違うかなと私のほうは思うとるわけなんですけども、ただ、安うではあがるわけですわ。何でか言うたら、6年かかるところが1年半でできるわけやから、その分の工事費は変わらんのですが、経費が全然違うんですわ。

最後に、国のほうへ県やらみんなの団体がコミュニティ・プラントも何とかしてくれということで今要望しております。何とか長寿命化計画の策定やとか、長寿命化工事の補助金もコミュニティ・プラントも同じようにしていただきたいというような

ことを今要望しております。そんなところでございます。

以上でございます。

飯田委員長 高山委員。

高山委員 財政のことも考えながら取り組んでいただいております。

この計画は大変有利じゃないかなと思うんで、しっかりとそのあたり取り組んでいただきたいと思います。

以上であります。

飯田委員長 関連で、実友委員。

実友委員 私、委員会資料の31ページの中で、特定環境保全公共下水道、それから受益者負担金なんですけども、これが負担金の滞納関係、未済額、1件ずつというふうになっております。すばらしい数字やなというふうに思うんですけども、これは過年度とはいつの過年度の分でしょうか。

飯田委員長 福井課長。

福井水道管理課長 公共下水道のほうにつきましては、どちらも一般家庭なんですけども、平成13年度分でございます。

それから、特定環境保全区域におきましては平成16年度分の1件でございます。公共下水道のほうにつきましては、毎月ちょっとお年寄りなんで、年金生活をしておられる方です。ですから、少しずつは払っていただけるんですけども、分納誓約でちょっとかかろうかなと思います。それから、平成16年の方は、これちょっと多重債務の方でした。それで話をしに行って、どうにか今年度中ぐらいには納めてくださいよということも言っております。

飯田委員長 実友委員。

実友委員 そのことについてはもう結構でございます。

それから、34ページの不用額があるんですけども、非常に大きな数字になっております。この関係、例えば32ページを見ますと、下水だけでも8,000万円の不用額が出ておりますので、こういった不用額、前にも言いましたけども、補正ができなかったかという問題、同じような答えでしょうか。

飯田委員長 福井課長。

福井水道管理課長 まず34ページなんですけども、需用費の関係で光熱水費、電気代がそんなに思ったよりも商業電力の単価が上がらなかったという関係で不用額が800万円程度出ております。

それにつきましては、特に補正で落とすということは、特に設備の修繕料がいつ

発生するかわかりませんでしたので、それで余分で置いておくことにしました。それから、委託料でございますけども、これは今、岡前委員が質問されたように、下水道の法的移行の委託料の入札減が主なものでございます。

それが3年にわたる債務負担行為であるために、年度割がちょっと変わってきまして、補正に間に合わなかったというところがございます。

それから、補助金等につきましては揖保川流域下水道負担金の精算が出納整理期間に入るということで、今までは特に追加費用を求められておったんですけども、今年度の場合はその電気代やそういうことで逆に還付の方向で精算されました。ですから、ちょっと不用額が出たという関係です。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 特に関連ではないんですけど、先ほど次長の答弁の中で奥のほうは人数が減っていくのでダウンサイジングをしているという発言があったんですけども、市政として間違っている発言ではないかと思うので、訂正をお願いしたいんですけども。

飯田委員長 福岡次長。

福岡建設部次長 ダウンサイジングといえますのは、ポンプの流入量によってポンプのワット数を小さくするという意味で、施設をなくするという、そういう意味ではございません。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 いや、奥は人数が減っているところも含めて、それに応じてダウンサイジングをしているということは、どういう今の市政の方針なんですか。

飯田委員長 福岡次長。

福岡建設部次長 わかりました。それにつきましては申しわけございません、訂正いたします。流入量が減っているということで、ポンプがそれだけの分を賄わなくてもいいというときは減らしますということで、そういうものを検討させていただきますと言うたまででございます。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 最後にしますが、人口が減っているのがイコール奥という表現が僕は間違っていると思いますので、そのあたりは認識を改めていただきたいと思います。

結構です。

飯田委員長 福岡次長。

福岡建設部次長 すみません、申し訳ございません。それは私のほうの認識の甘さで

ございます。確かにこの活性化においては宍粟市全体で考えなあかんと思っております。ちょっと言い方が数量を何とかせなあかん、そればかりを考えておりました、申しわけございません。

飯田委員長 続きまして、水道部関係に移ります。

林委員。

林委員 成果説明の94ページの上段、福祉世帯の水道料金等の助成事業についてお尋ねするんですけれども、この数値目標のところ、平成27年度当初950世帯の目標が上がっておるんですけど、これは前年度の助成をした世帯の数なんですか。

飯田委員長 福井課長。

福井水道管理課長 この950といいますのは、大体今まで全体で申請が出てまいりましたのが1,400余りあります。その目標値としまして大体3分の2程度が実績、今までの平均ではなかったかと思えます。それで、平成27年度につきましては、それが審査、非課税世帯が1番の条件なんですけども、その条件が例えば税金の申告によったりして課税世帯になって、逆に落ちてきたりすること、それからひとり世帯で老人が住まれておったのが亡くなられたとか、施設に入られたりとかということで、空き家になったということについては除外になっておりますので、この数字で割りますと87.4%、予算につきましてはこれは全て一般財源でありますので、できるだけ当初の予算を抑えるということで、前年度実績を参考にして置かしていただいております。

飯田委員長 林委員。

林委員 その目標に対しての執行率が今言われた87.4%で少ないんでね、申請されていない人がまだかなりあるのかなと思うんですけども、補助対象の人については、概ね助成をしておるといふふうに捉えてよろしいんですね。もし、そうでないんだったら、もう少し周知をする必要があるんじゃないかと思うんですけども、どうですか。

飯田委員長 福井課長。

福井水道管理課長 ちょうど一番大きく変わるのが6月の税金の算定替えのときに変わりますので、その前につきましては広報などでちゃんと申請してくださいよということはおっしゃっております。

それと、特に開栓とか、下水道の接続に来られて、どうもこの人は対象になるんじゃないかと気づいたときにつきましては、こちらもそういうことを説明しております。

飯田委員長 林委員。

林委員 私の地域では、民生委員さんがあんた該当になれへんか、申請しなさいというようなことを言うてくれてますけどね、民生委員さんとかの協議会にまたこういう制度がありますよ、周知してくださいというようなことでしてもらうたら、漏れ落ちが少のうなるんだらうと思うんで、またそういう方法も考えてほしいなと思います。これはこれで終わります。

飯田委員長 続けてお願いします。

林委員 続けて、成果説明の100ページの上段ですけれども、水道老朽水管橋の整備事業について、これは以前から計画的に実施されておると思うんです。ですけれども、平成27年度計画されたところが、これはいろいろな事情があつて実施できなかつて繰り越しされたと思うんですけどね。もう事業の予算を上げる段階では、もう2、3年前ぐらいから事業をするということで、いろいろと準備されておると思うんです。ですから、事業が実施できないというようなことはまずあり得んだらうと思うんですけども、この事業が平成27年度に実施できず平成28年度に繰り越しになったというのはよっぽどの理由であると思うんですけども、どういう理由で繰り越しになったんですか。

飯田委員長 太中課長。

太中上下水道課長 この水道老朽管施設整備事業につきましては、国道橋に添架しております水管橋の一部を更新整備する工事です。これにつきましては道路管理者である国土交通省の道路部局並びに河川管理者である国土交通省の河川部局、双方と協議の上、実施いたしました。施工方法、架設方法についての協議を行いまして、その協議に日数を要したために工事請負契約の締結が3月となってしまいました。それによりまして平成28年度へ全部繰り越しという形になっております。

なお、工事につきましては、5月に完成しております。

飯田委員長 林委員。

林委員 今説明された中で、国土交通省との協議の関係で実施ができなかったと言われたんですけども、これは市だけで事業を実施できないということは事前にわかっておるはずだと思ふんです。突発的な事故とか事情があれば別なんですけども、今言われたような理由で繰り越しするということは、ちょっとおかしいと思ふんで、そこらは今後そういうことがないように、ちゃんと事業を進めてほしいなと思います。以上です。

続けてよろしいですか。

飯田委員長 はい。

林委員 下水と同じようなことを言うわけなんですけども、委員会資料の53ページに水道事業の概要が出ています。それで普及率は出てますけども、接続率が出てないんですけども、この中で山崎区域が普及率100%になっています。せやけど、これ旧山崎町の区域で小茅野地区は水道は普及されてないんじゃないですか、まだ。されたんですか。

飯田委員長 福岡次長。

福岡建設部次長 失礼します。これにつきましては水道事業の概要ということで、水道事業じゃないところについてはちょっと入れておりません。まだ普及はされておられません。

飯田委員長 林委員。

林委員 はい、わかりました。この概要は現況の概要ということで捉えさせていただきますけれども、普及率は98.6%、この率ぐらいは妥当かなと思うんですけども、接続率がここに出てないです。ですから、各地域によって接続率に随分と差があると思うんです。下水のときにも言いましたけども、やっぱり接続してもらって、使用料を納めてもらわんことには、水道事業会計は成り立たんと思うんです。現に平成27年度決算でも実質赤字になっています。内部流用資金を利用して会計をくくっておるようなことになっておると思うんです。ですから、接続率を上げる努力をもっとしてほしいと思います。以前からも努力はされておるんですけども、特に旧千種町を見ても、普及率が93.9%です。市内で普及率が一番低いですし、接続率を見たらもっと低いと思うんです。かなり千種の場合は接続率が悪いと思うんで、そこが重要になってくるんでね、使用料をもらうに。この資料ではちょっとわかりませんが、その接続率を上げる努力というのはされておると思うんですけども、今現在時点でどういう努力をされておるのか、ちょっと説明してください。

飯田委員長 福岡次長。

福岡建設部次長 失礼します。この接続率なんですけども、千種以外につきましては、もう旧町時代に水道は全て整備しまして、接続率はほぼ100%ということで、そういうふうな統計的な数字はとっておりません。また、開閉栓等々によりましては、どうしても分母、分子が動くもんで、そういうふうな数字は出していないということで、千種につきましては合併してからの新規事業ということで取り組んでまいりましたんで、その接続率の向上を目的としましてずっと接続率を出しておりま

す。今年度やりましたように83.9%、若干ですけども、この1年で11件ほど接続されております。ただ、千種の負担金がもう宍粟市と5年の緩和措置がなくなりまたもんで、なかなか接続していただけないような状況ができております。ただ、繋がれる方には、山水道の世話ができないというようなことで、接続される方もございます。

飯田委員長 林委員。

林委員 私、前に産建委員会のほうに所属しておったんですけども、接続率の一覧表みたいなものを委員会に提出されたような覚えがあるんですけどね、違うとったらあれなんですけども、もう何年か前にそういう資料を見たことがあるんですけども、そのときには旧山崎町域の地区でもいろいろと接続率にばらつきがあったように思うんです。その中でも千種が一番悪かったんですけども、ですから、今、次長のほうから、ほぼ100%になつとるといようなことを言われたんですけども、ここ数年でほぼ100%になるはずがないと思うんですけども、いかがですか。

飯田委員長 福岡次長。

福岡建設部次長 この接続と申しますのは、今言いました人数換算の場合の接続と、言われました戸数換算の接続とございます。多分出ておった数字というのは人数換算の接続の数字が多分出ておったんじゃないかなと思っております。千種の今言いました83.9%というのは、千種につきましては地域事業で接続を推進していただきたいということで、地元説明会などでよく使いましたんで、戸数算定の接続率を使っております。あくまでもこれ人数算定じゃなしに、先ほど言いました今年度83.9%は戸数の率でございます。その数字が山崎、波賀ではもう合併前に上まで上がってしもうたもんで、今となつてはちょっとそういう数字は私の段階では見当たらんということでございます。

飯田委員長 林委員。

林委員 普及率にしても接続率にしても、人数やったらちょっとややこしいと思うんです。水道に加入した場合には宅内まで引っ張ってきてもらうんですね。それで、その後は個人で接続して初めて使えるということになるんで、宅内までは行っておると思うんですけども、そこからが問題なんでね、水道事業、黒字になつとったらええんですけども、赤字になつとんでね、やっぱりもっと使用料をもらわんことには、財源がないんでしょう。だったら、もっと接続率を高めて使用料を納めてもらうということをやらんなんたら、今からいろいろ配水管にしたって、いろいろ更新していかなとあかんで、会計的にもたんさかいに言いよんです。努力はされて

おと思うんですけども、そういうことでさらに努力を重ねていってほしいと思います。

以上です。答弁はよろしいです。

飯田委員長 続きますして、関連で岡前委員。

岡前委員 私は水道会計全体のことでお聞かせ願いたいんですけども、決算書を見る限りでは、損益計算書では約2億9,000万円余りの赤字で累積では5億の赤字というふうなことでなっております。でも、これを現金ベースで見ると、減価償却費とか資産減耗費とかが実際ありますので、その分については十分回り込めておると。決算の180ページを見ますと、キャッシュフローの計算書があるんですけども、この年度では全体として現金ベースでいうと7,674万円が減っておって、翌年度に繰り越しできる現金というのは9億6,799万円の現金があるというふうなことでなおります。

それで、先ほども言いましたように、損益計算書ではあくまで2億数千万の赤字がこの間も続いていて、名目上はそういう格好で2億ないし3億の累積赤字が今後続いていくというようなことになるんですけども、でも、現金ベースで見るとこういうふうにはまだ相当余裕があるというふうなことでなおりますけども、この間統一された水道料金がこのままいつまでぐらい続けられるかなということをお聞かせ願いたいんですけども、そのあたりいかがでしょうか。

飯田委員長 福井課長。

福井水道管理課長 水道料金自体はできるだけ値上げを阻止するために、高料金対策の計算が簡易水道で今まではいっておりました、平成27年度までは。それが今度正常になる平成28年からは上水道の高料金計算に切り替わるということで、計算方法が大幅に変わります。

ですから、本当のことを言いますと、決算書の173ページを見ていただきたいと思います。キャッシュフローで言いますと、営業活動につきましては4億程度の黒字となっておりますけども、それにつきまして資本的収支のほうで相当な赤字を出しております。ですから、この一番下に書いている補填の関係なんですけども、過年度分の損益勘定留保資金におきまして1億8,800万円をこれで補填したということを書いておりますけども、大体この前の補正のときに、去年は1億3,000万円程度で簡易水道の高料金対策ということだったんですけども、今年の場合は、この前の補正で2億9,000万円の高料金対策に変わりました。大体1億6,000万円程度改善されると思うんですけども、これが減ってくるということになります。それで前回

のときに料金改定時には、まずこの高料金対策を考慮した料金改定ということを中心点に置きましたので、今後はそのときに5年をめぐりに人口の減少でありますとか、また水道の使用量がどう変わるのか、それから投資がどれだけ余裕があるのかということは、ある程度投資も落としてこななければならないと。それと、アセットマネジメントといいまして、極端にある年度だけに集中して更新工事、あるいは耐震工事をやるのかというようなことも考慮して、どこの自治体も特に耐震工事などの関係で、料金値上げがされておりますけども、できるだけそういうことがないように、持続可能な財政計画、経営戦略もありますけども、そういうことを立ていかなければならないと考えております。

飯田委員長 岡前委員。

岡前委員 とりあえず確認なんですけども、平成27年度で料金統一して2年たったと。一応5年間というのを目安とすると、あと少なくとも3年間は現状の料金体系で維持できるというふうなことでよろしいんですか。

飯田委員長 福井課長。

福井水道管理課長 3年間につきましては相当な、もう少し高料金が伸びる計画でしたけども、公営企業法の変わった関係で高料金の計算も変わってきました。とにかく長期前受金の戻入がどう扱われるのかということが出てきたんが、初めて総務省から示されたんが去年の7月ごろだったと思います。そのときに初めてこれは下がるなと思ひよったんですけども、そんなに思ったりよりも下がらなかったかと思ひます。それから、その分につきましては、起債の充当を厳しく見ておりましたので、その分については今は対応しておりますので、料金改定から5年間につきましては、まずそんなに一遍に上げるようなことはない、もつんではないかなと考えております。

飯田委員長 岡前委員。

岡前委員 それと、あともう1点、監査委員の意見書の中で気になったのが、水道の滞納で1件当たりの滞納額が大変高額なものがあるというふうな指摘があったんですけども、具体的に今回の資料の中で不納欠損になったところの一般の民間家庭の分については、多いというても10万円超えるか超えないかぐらいで不納欠損になった理由も丁寧に書いて示していただいとんですけども、監査委員さんが指摘されておる1件当たり高額なと言われるものについては、実際にどの程度の、高額ですから企業の方かなと思うんですけども、どういうものが具体的に高額な滞納として残っているんですか。

飯田委員長 福井課長。

福井水道管理課長 例えば高額な滞納額を50万円以上としますと、水道だけではないんですけども、上水道で17件、公共下水で3件、コミプラで2件、計22件ございます。滞納者、今までも定期的に徴収者も行ってくれよってんですけども、とにかく本職も出ていくようにして、理解はしてもらっております。今後さらに滞納者の当人に出会って、じかに話させていただいて、残額の確認であるとか、理解してもらい、納入促進の滞納整理をしていく予定にしております。

飯田委員長 続きまして、鈴木委員のほうからお願いします。

鈴木委員 ちょっと高料金対策の仕組みをちょっとお伺いしたいんですけど、これまで料金改定等々も含めて決算の中でも高料金対策というのがあることによって、料金は抑えられるというか、上昇を防げるというような印象があったんですけども、実際にはこれどういう状況で補填されて、それが料金にどうはね返っているのかというのをちょっとざっくりでいいんで、御説明いただきたいんですけども。

飯田委員長 福井課長。

福井水道管理課長 高料金対策の意味としましては、宍粟市のように地理的条件が悪いところについては、当然施設も多くいるということで効率が悪くなると。そして費用も高くなるということで、そこはそういう自治体は当然料金で回収しなければなりませんので、料金を高くせざるを得ないというようなところがございます。それで、各自治体間の料金の格差是正をするためにこの制度がございます。

それで、料金のところにつきましては、監査委員の意見書の公営企業のところの10ページを開いていただいたら一番わかりやすいかと思うんですけども。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 すみません、今日手持ちを置いてきてしまったので、それは結構です。じゃあ僕のほうで見ておきます、仕組みに関しては。

飯田委員長 続けて。

鈴木委員 で、それがいわゆる自治体間の格差是正というところに働くにしましては、兵庫県内もしくは西播磨管内の料金差というのは、全然解消されていないように思うんですけども、その点は今後どうなっていくんでしょうか。

飯田委員長 福井課長。

福井水道管理課長 自治体間、実際にこの高料金対策の対象になっているのは、西播磨管内でいえば播磨高原、そして佐用町、そしてこの宍粟市だと思います。一番今料金が高いのは篠山市が一番高いです。それで一番低いのが赤穂市で、全国で一

番安いのではないかなと思います。赤穂市につきましては、実際に需要が全然違います。といいますのは、水道水の6割から7割が工業用水、商業用水で使われて、その分が料金が一般家庭の料金を安くしているというような状況です。

それで、これからは、今、香川県のように全国で初めて県内で一つの事業体にし、まして、料金も統一するというようなことが起こってますし、厚生労働省のほうもできたら小さい団体はこれから持続は不可能であろうというような考え方で、広域化を進めなさいよという指導をしております。

それで兵庫県におきましても、その水道の広域連携を考える懇話会としまして、5月26日に発足しまして、2回目の会合がございました。それが答えが出るのが2、3年先ではないかなというふうに思います。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 聞いたことにダイレクトに答えていただければ結構なんで、まず、だから高料金対策がそういう自治体間の差を埋めるところに作用するというものにしては、自治体間の差というのは全然解消されていないではないかというところで、その理由を聞いているんです。

飯田委員長 福井課長。

福井水道管理課長 その高料金を含める資本費自体が国の全国平均の2倍程度を超えなければならないというようなことで、全国平均を使われますと、それ相当の均衡になると思うんですけども、やはりそういうところもあるかと思います。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 だから、自治体間の差というよりも国の平均との差を埋めるといいうぐらいの認識でいけばいいわけですか。

飯田委員長 福井課長。

福井水道管理課長 そうですね、国の差を2倍以内に埋めるといような差ですけども、やはり宍粟市の場合、今一番ちょっと過疎債、償還が一番苦しいとき、償還元金がものすごく高くなっているというところがございますので、ちょっとそういう各自治体の事情もなかなかあるかと思います。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 広域化の話は多分兵庫県内でも多可町さんが中心になって何かやっているというのはニュースとして聞いています。香川県のことも聞いています。恐らくそうでないとインフラがもう維持できないというのが出てきていると思いますので、そのあたりは是非とも模索していただかないと、これ非常に定住とか移住に関して

とか、人口に関して水道料金が高いというのは、非常にマイナス要素なので、お願いします。非常にいい水を供給しているというのはわかるんですけども、それと料金の話は別になってきてしまうので、あと基本、赤穂が非常に安いというのは全国的に知られている状況なんですけども、千種川の源流域である宍粟市のほうが料金が高いというのは、ざっくり一般論として理解が苦しむ状況があるので、そのあたりも含めて広域なり、実情を勘案して安くておいしいというか、安くていい水が供給できるような体制と、持続可能性を求めて経営に努力していただきたいと思えます。

続けます。高料金対策のことはわかりました。そんなに期待しません。実際にはこれ水道事業、下水も含めてだと思えるんですけど、市の財政を圧迫していないかどうかというのが非常に気になっていまして、これ常に支出が収入を上回る事業をされています。これどのように改善されていくのか、これこのままずっといったら、わかるとおり破産していってしまいます。他会計からの繰り入れも相当ありますし、まだ償還が残っている起債もあります。

そこで、問題になってくるのは、参考資料でしたかね、成果説明の28ページあたりや委員会資料の69ページあたりもちょっと関連してくるんですけど、成果説明の28ページでいくと、結局給水原価というのが平成27年、344.11円、これ1立方当たり、供給単価が184.44円、これ平成26年度もその差、だから供給すれば供給するだけ1立方当たり144.05円出ていくというか、赤字になっていくという仕組みだったんです。それが平成27年度に改善されていなくて悪化して、出せば出すほど、使ってもらえば使ってもらうほど149.67円赤が出ていくという、この仕組みは、今後この仕組みでいったら、もうどうしようもないというか、これを繰り返していったら、いくら使っていただいても、逆に使っていただかないほうが財政的にはよくなってきってしまう話なんで、これはどう理解すればいいんですかね、これ。基本商売というか、事業の中であり得ない話ですよ。この差額が利益になっていくわけなんで、それが逆転してしまっている、原価のほうが単価より高いというのはどう理解していったらいいんでしょうかね、このあたりは非常に疑問なんですけども。

飯田委員長 答弁をお願いします。

福井課長。

福井水道管理課長 平成26年度と平成27年度の比較ですね、これについては平成26年度の給水収益を有収水量で割った数値が供給単価ですけども、平成26年度の場合は7億3,400万円となっております。27ページ、成果説明のですね。これは料金改

定と、それから簡易水道事業の打ち切り決算をやった関係で平成25年度の水道料金の3月分がこの中に入っております。それと、水道料金を平成26年の7月に改正しましたので、その3カ月分の水道料金値下げのときの分が大体入って6,600万円ほどに平成27年度はなっとんで、ちょっと条件が違いますので、比較はできないというような状況もございます。

それと、費用につきましても、この中には平成26年につきましては、4,000万円程度同じように維持管理費の簡易水道の打ち切りによる未払金が入っておりますので、電気代とかそういうものが入っておりますので、ちょっと高いと。しかし、平成27年度のほうが給水原価もちょっとは下がったんですけども、それよりも平成27年度のほうの給水収益が下がってますので、5円前後開いたというところがございます。これと比べられるのは、平成27年度のこのときも結局はまだ上水道の高料金対策にはなっておりません。簡易水道の料金体系で計算されております。ですから平成28年、平成29年は比べられると思いますが、ちょっとそういう特殊な事情がこの場合はございます。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 どうでもいいと言うたら失礼ですけど、この資料を見せられて、これで本当に大丈夫なのかどうかということが不安になるのはごく普通の感覚だと思うんです。前よりも原価は下がっているけど、それよりも供給単価が落ちていたら、あの料金改定が結局は採算性を度返しをしたというか、もう採算性とか持続性とかを考慮しない料金だったのではないかという部分で、そのときはいいですよ、今の世代にとっては安くなったりとか統一されることは喜ばしいことですけど、これどんどんツケが回っていく話ですよ、これを繰り返されたら。将来世代にとって負の遺産をバトンタッチしていく話になってしまうので、そのあたりは今後どうなっていくのかという見通しも含めて決算なりというところを言っていたかないと、そういう特殊要因があって、今後はこうなっていくということの展望が見えればこの数値も理解できるんですけど、この数値だけ見せられたら、不安になりますよ。どんどんその差が開いていくんですから、単価と原価の差が。なので、そのあたり資料の見せ方というか、説明責任の問題かもしれないですけど、ちょっとそこは改善していただきたいという不安要素だけが提示されて、安心感が全くなくて、本当に大丈夫なのかどうかという、広域連携だって、そんなまだ議論が始まったばかりなんで、何年先の話になるか全然わからないような状況で、兵庫県内においては。なので、ちょっとそういう意味でも非常に負債として大分まだありますし、負債とい

うか、起債残高もありますし、しかも営業すればするほど赤字が出ていくという状況が並べられたら、もうこの先が展望できなくなってしまうので、そのあたりも含めて安心材料があるのであれば、それも含めてですけども、そんな広域連携になって何とかしてくれるなんて、そんな雲をつかむような話だけされても何とも言えないので、そのあたりちょっと今後資料の提示の仕方も含めて御検討いただければと思います。これに関してはいいです。

すみません、じゃあ、続けます。

これ実際にこういった経営状況であれば、起債と他会計からの繰り入れにほぼ頼っているような状況で、なのにもかかわらず、施設というか設備投資ができるその根拠が全くわからないんですけども、そのあたりはどう理解したらいいんですかね、水源を新しくしたりとかということも含めてですけども。

飯田委員長 福岡次長。

福岡建設部次長 失礼します。先ほど言われました投資額につきましてなんですけども、この特に山崎町につきましては41年目を迎えております。その中でどんどん老朽化していく、今これ事業といたしまして上げておりますのは、もういたし方なくやった事業ばかりでございます。それから、水源につきまして、水源そのものがもう41年目、導水管も41年目、しかも単一水源ですんで、地震が起きればもう送水管の400ミリが破裂するような状況でございます。こんな中で安全安心のまちづくりということで、どうしても複水源化をしなければ、今ある導水管すら直せないというようなことでございます。

それから、あと簡易水道の老朽機器の改修につきまして、国庫補助金がいただけるのがもう今年度までとなっております。その間に国庫補助金をいただいて改修をやっていくというようなことで、今年度で大体めどはつくかなと。あとは老朽管の布設替え、宍粟市は大変大きな市で、配水管だけでも600キロというものすごい距離の配水管がございます。それに給水管を入れますと、とてつもない距離だと。それも今言われましたように赤字やから老朽管の布設替えはできないというようなことは言えません。今、波賀町のほうが一番管が傷んでおります。その波賀町の管を布設替えを年次計画でやっていきよるわけなんですけども、地震が起きればすぐに破裂するような管ばかり入っております。そのようなことで、もう無駄遣いというか、いたし方なくやっている事業。それから機械につきまして、何とか延命措置はできんかとか、そういうようなことで、更新はもう本当に最小限のものでございます。

飯田委員長 12時を回りますが、このまま審議を続けます。

鈴木委員。

鈴木委員 言ってみれば旧町レベルでいったときには料金が爆発的に上がった地域がありますよね。今の説明でいくと、山崎の水道施設の老朽化も含めて新しい水源等が必要だという話で、それって、そういう意味で料金はね上がったというふうに理解すればいいんですね。そこを今までいい水で供給されていたところの料金が上がったのは、そういう意味でその部分が大半を占めているというふうに考えればいいですか。

飯田委員長 福岡次長。

福岡建設部次長 失礼します。料金改定につきましては、山崎町が一番高く、千種町が一番安かったというのが現状でございます。そんな中で大体山崎町につきましては1トン当たり210円やったやつを、北部3町の状態を見まして大体一宮町レベルの1トン当たり151円ということに値下げしたわけでございます。山崎のために値上げしたとか、そんなものではございません。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 いや、先ほどの説明の文脈を読むと、そういうふうに聞こえてしまうので、そのあたりも含めて答弁なり説明ということは慎重にやっていただかないと、そういうイメージをつけられますので、それは誤解であれば別に結構です。

先ほど地震が起きたら云々という話をしているんですけども、新しい水源もその地震のときのためのバックアップ水源というような話があったんですけど、地震が起きたら、いわゆる埋設管とかというのはずれるなり何なりということで非常にその影響を受けると思うんですけども、なぜ同じ工法でというか、するのかというところがちょっとわからないんですけど。もっと違う対策があるのではないかということが思うんですけども、それは同じ管は管でも同じ管なんですか、それとも地震が起きても柔軟性があるというか、フレキシブルなものを替えていっているのかとか、そのあたり災害に対してどういう手だてを打っているのか教えてください。

飯田委員長 福岡次長。

福岡建設部次長 今言われております耐震化につきましては、今から入れる管につきましては、レベル2の地震まではもちますよというような統計的な管を入れております。

導水管につきましては、41年前の管ですので、そういうようなレベル1の地震でももう破断してしまう。そういうような管を年次的に耐震化に布設替えしていくと

いうことをございます。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 最後にします。そのレベル1、レベル2というのはちょっとテクニカルというか、わからないんですけど、例えば山崎断層が云々という地震の想定のことと言うと、それで大丈夫ということですかね。レベル2というのはそれに対応できるということをおっしゃっているんですかね。

飯田委員長 福岡次長。

福岡建設部次長 レベル2といえますのは、例えば50年に1回とか、一生涯に人間が一度味わうかどうかという地震でございます。震度何ぼとかいう明確な基準はございません。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 そういった想定も東日本とか、それ以降のことも含めて想定が大分崩れてきていると思うんです。それもあわせてそういったところの対策とか方針も変えていかなければいけないと思うんですけども、それは旧来までの耐震という意味であって、それがこの前の熊本のように、2回同じようなレベルものが来るとということが想定されていなかったというところでの被害があるわけなので、そういうことも含めて今後その想定というのが大分レベルが上がっているんで、それにあわせて今後どうしていくかというところを対策を打って行っていただかないと、結局やり直しましただけで、50年に1回じゃない地震が来ましたってなったら、もう元も子もないので、そのあたりも含めて今後計画的にやっていただきたいと思います。答弁結構です。

飯田委員長 関連がありましたら、実友委員。

実友委員 今の鈴木委員とのやりとり聞いておりますと、非常に不安な答弁ばかりだった。ところが平成26年度の料金改定するときには、財政計画もちゃんと立てられております。それから、水源のことも入っております。そういったことで財政計画は大丈夫ですかという今回聞こうと思ってたんですけど、岡前委員の質問の中で5年間は今の料金体系でいけますよという話ですから、その料金体系といいますが、財政計画は今のところあのとおりいっておるということで解釈してよろしいか。

飯田委員長 福井課長。

福井水道管理課長 あのときに収益的収支、そして資本的収支の残高、留保資金の残高も出させていただきました。それで大体高料金の部分につきましては、起債の充当率を変えることで、今は大体あのとおりいっております。

飯田委員長 これで建設部の審査を終了します。

午後 1 時 10 分から次の審査に移ります。

午後 0 時 0 6 分休憩

---

午後 1 時 1 0 分再開

飯田委員長 ただいまから、午後の審査に入ります。

健康福祉部の説明に入る前に、説明員の職員の方にお願いをします。

説明職員の説明及び答弁につきましては、自席で着席のままお願いいたします。どの説明員が説明をされるのか、委員長席からはわかりづらいので、挙手の上、「委員長」と声をかけてください。委員長の許可の後、マイクに赤いランプが灯っているのを確認の上、答弁を行ってください。

それでは行いますが、答弁は質疑に対して的確に整理して行ってください。

それでは、健康福祉部に関する審査に入ります。

資料についてはあらかじめ目を通していただいておりますので、最少必要な部分について簡略な説明をお願いします。

それではお願いします。大島部長。

大島健康福祉部長 失礼いたします。それでは、私のほうから健康福祉部所管に係ります平成27年度決算の概要について説明をさせていただきます。

健康福祉部のほうでつくっております決算委員会資料に基づいて説明をさせていただきます。説明の間、前後することもあるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず最初に、社会福祉課関係の事業です。

1 ページには民生委員児童委員の関係の経費を上げております。また、下のほうには社会福祉協議会への助成金等を上げております。

2 ページのほうをお願いいたします。

2 ページの生活困窮者自立支援事業につきまして、この事業は、平成27年4月に施行されました生活困窮者自立支援法に基づいて実施したものでございます。この事業は生活保護になる手前の層、ぎりぎりのところですね、そこへの支援をすることにより自立を促すものとなっております。引き続きひとり親支援、子どもの貧困対策等、複合的な課題を抱えた生活困窮者の自立支援について関係機関と連携して取り組んでいきたいと思っております。

また、4 ページのほうに移ります。

消費税の引き上げに伴う低所得者及び子育て世帯に対する生活支援措置として、臨時福祉給付金制度が開始されました。臨時福祉給付金に関しましては、6,000円を6,458人の方に支給しております。また、子育て世帯臨時福祉給付金につきましては、3,000円を4,940人の方に支給をすることができました。

続きまして、生活保護に関しましては、6ページに概要を上げております。

6ページの中ほどです。生活保護扶助費2億6,792万円というところです。1年間、平成27年度の保護の開始・廃止の状況につきましては、開始が22世帯、29人、取り下げ件数ゼロ、却下件数が11件、廃止が世帯数21世帯、人員が39人となっております。

主な理由につきましては、その表に掲げておる状態です。最終的に年度末の平成28年3月現在では136世帯が生活保護を受けておられます。世帯累計としましては、高齢者世帯が64世帯、比率にしまして47.1%、ほぼ半数を占めておられます。この状況から察しますところ、高齢化が進むにつれて、ここの比率がまた上がるのではないかと考えられます。

続きまして、少子化対策の一環として出会い応援事業にも新規に取り組みました。その状況は7ページの最後のところに掲げております。独身の男女の出会いの場を創出し、結婚への前向きな機運の醸成を図ることを目的として事業を開始しております。

続きまして、障害福祉課の関係に移ります。

8ページには、障害のある方の状況としまして、手帳の交付状況を掲げております。以降、事業、補助金等12ページにわたりまして掲げております。

10ページの意思疎通支援事業につきまして説明をさせていただきます。

意思疎通を図るために、手話通訳者や要約筆記保護支援の派遣をしております。また市役所の窓口到手話通訳者を1名配置をしました。また、手話は言語であるという理念のもと、手話言語条例を本年3月議会に上程し可決いただいております。重立った事業としましては、障害福祉サービスのメインになります障害福祉サービス費の支給ということで、11ページの下から2段目なんですが、8億7,200万円という金額になっております。

12ページの最後のところになりますが、在宅介護支援費ということで、外出支援サービス事業についても9,600万円の決算額となっております。登録者数等につきましては、そこに掲げておるような状況です。

次に、健康増進課についてですが、こちらも事業がたくさんありますので、前も

って見ていただいていると思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

一番最初のところに上げております相談支援事業所「みずばしょう」に関するこゝとすけれども、障がいのほうのサービスの事業所を利用する方に対しまして、サービスと計画を作成しなければなりません。市内には相談支援事業所が十分ではありませんので、宍粟市直営の相談支援事業所として「みずばしょう」を設置しております。それぞれ協力しながら利用をされる対象者全員に対して昨年度は作成をすることができております。達成率100%となっております。

次々と実績を上げております。17ページからは保健事業に関しまして健診ですとか、がん検診の状況を上げております。

続きまして、ひきこもりに関する相談事業についてですが、19ページの一番上のところす。精神保健の実績というところの表の中の下から二つ目、ひきこもり相談というのが上がっておりますが、こちらに関しましては宍粟市にひきこもりに関する相談や支援がないことから、平成27年度よりひきこもりの相談窓口を設置いたしました。これによりましてひきこもりに関する関係機関が参集し、連絡をとりながら情報の共有や意見交換を行ひながら、ひきこもりから回復するための支援を連携して実施できるようになりました。

それと資料には上がっておりませんが、健康増進課のほうで、訪問看護ステーションの運営を調整をいたしまして、訪問エリアを千種から宍粟市全市に広げまして、この平成28年の4月から宍粟市全体をカバーする訪問看護ステーションとしての運営をしております。

続きまして、国民健康保険診療所の関係です。国保診療所の特別会計について21ページから波賀診療所、千種診療所の関係を載せております。26ページには鷹巣診療所の状況を記載させていただいております。

次に、介護支援課について、27ページから介護保険事業ともども掲載をしております。介護支援課のほうでは高齢化の進展に伴ひ介護ニーズが増大してひく中、介護保険事業の適切な運営が求められております。今後の超高齢化社会を迎えるに当たって、地域包括ケアシステムの構築ということを目指した中で、多様なニーズに合った生活支援、介護予防の推進に努めております。

中でも34ページのいきいき百歳体操を実践することでは、高齢者の介護予防を推進することができました。目標としておりました新規参加者300人に対して実績では768人という2倍以上の達成率となっております。教室の運営は老人クラブ等、高齢者の自主運営となっておりますが、百歳体操のインストラクターやサポーター等

の定期的な支援により、全ての会場が継続されております。週1回はなじみの人に出会える集いの場としての役割も大きいことと考えられます。教室継続についての大きな要因ともなっております。

シルバーパワーアップ事業としての決算額は、一般会計と介護保険特別会計の合算で463万8,000円となっております。

いずれにしましても、健康福祉部につきましては、子どもから高齢者まで、全ての市民の健康、そして安心して暮らせる地域づくりということにつきまして、関係機関と連携を取りながら取り組んでおります。今後とも少子化、超高齢化社会への対応ということで、いろいろと課題はありますが、一つ一つ前向きに取り組んでいきたいと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

飯田委員長 健康福祉部の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

通告者がございますので、通告に基づいて質疑を許可します。

東委員。

東委員 それでは、健康福祉部に通告をしておりますので、その分について聞きたいと思えます。

主要な施策の成果説明書の59ページの上段になりますけれども、出会い応援事業というところです。当初予算250万円組んでおまして、117万1,000円という決算になっております。出会い応援事業、多くの人たちが望んでいることであると思えます。年2回の交流会は少ないと思えますけれども、それ以上のことはできなかったのでしょうか。250万円の予算を組んでおりました。117万円で終わっております。

また、62ページの上段にありますけれども、出会いサポート事業があります。これは200万円、200万円で消化してしまっておりますけれども、基本的にどこが違うがあるのでしょうかということです。

それで、当然、後者のほうは社協に100%お任せということになっております。前者のほうもお願いをしておることですけれども、他力本願ではなくて、健康福祉部で市全体で大きく取り組む必要があると思うんですが、平成27年度の決算なので、そういう反省点はなかったのかどうかもあわせて聞きたいと思えます。

出会い応援事業、それから出会いサポート事業、事業目的の前段になりますけれども、結婚を望みながら出会いに恵まれない人へ出会いの機会を云々と、前段全く同じ事業目的になってますね。目的が一緒で方法が違くと。別々に何かを行っている。

しかも他力本願と。この辺で平成27年度決算を終えて、いかがでしたかということをお聞きします。

飯田委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 出会い応縁事業並びに出会いサポート事業について御説明をさせていただきます。

まず、1点目の御質問であります。年2回の交流会ではそれぞれのことができなかったのかという御質問であります。より多くの出会いの場を提供するという点につきましては、より多くの交流会の開催が望まれるものだと思っております。しかし、現実、平成27年度に実施をさせていただきましたところ、非常に参加者の確保等において厳しいものがありました。結果、2回ということにとどまっております。

今後につきましては、この辺の反省も踏まえて内容について創意工夫をすることで、より多くの方に参加を希望していただけるような交流会として、その状況を見ながら回数についても努力していきたいと考えております。

続きまして、出会いサポート事業との違いというところでございますが、出会いサポート事業は、男女の交流会の開催のほか地域に結婚相談員さんを配置した結婚相談事業も行っております。定期的に結婚相談所を開設するほか、個別に相談員さんが相談を受け、紹介業務などを行っているところです。

また、一方で出会い応縁事業につきましては、男女の交流会の開催に対する補助事業についても取り組んでおりまして、市内で広く出会いの場が提供されることにも取り組んでおります。どちらの事業も男女の交流会を実施しているところでありますが、それぞれがそれぞれの事業の中で企画実施することで年間を通じてよりバラエティーに富んだ交流会が提供できているものではないかと考えております。

続きまして、3番目の御質問でありますこういった事業につきまして市全体で大きく取り組む必要があるのではないかとこの点でございますけれど、平成27年度におきましては、行政主体のほか地域の団体等におきましても、こういった男女の交流会が複数開催されております。このことにつきましては、非常に大事なことだと考えております。地域においてそういった方々の活動が多く広まれば、市全体としても結婚支援に向けた機運が高まるものと考えております。また、そういった活動はそれぞれの地域づくりにも繋がる活動ではないかと思っております。

引き続き先ほど申しました出会い応縁事業の補助金事業等を推進しまして、これらの活動を支援していきたいと考えております。また、これらの団体と市の結婚支

援の取り組みを一緒に考えていけるような仕組みについても、これから考えていきたいと、そのように考えております。

平成27年度の反省といたしましては、平成27年度に新たに事業開始をさせていただいたわけなんですけれど、出会い応縁事業につきましては、それぞれ業者委託ということで交流会についてはやらせていただいております。また、出会いサポートにつきましては、かねてより社協さんへの委託ということになっておりますが、あくまで主体は市でございますので、先ほど委員御指摘のとおり、その辺の反省も踏まえて市が主体として、これから前向きに取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

飯田委員長 東委員。

東委員 一通りの答えをいただきましたけども、一番最後に担当課長があくまで主体は市ですから、市としてしっかり取り組んでいきたいと。これはよくわかるんですけども、実行部隊と主体とはまたちょっと変わってきますよね。いわゆる主催、主管という言葉がありますけども、まず、実行部隊は誰が実行部隊になるのかということで大きく変わってきます。平成27年度の決算を終わって今の状態、今の課長の答えは今までどおり社協なり団体にお任せしてやるというふうに聞こえましたけども、それでよろしい、そういう受けとめ方でよろしい、今までどおり社協と団体をお願いをしてするということでもよろしい、そういう受けとめ方で。

飯田委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 手法としましては、従来どおり出会いサポート事業でありましたら社協さんへの委託、それと出会い応縁事業の交流会につきましては業者さんへの委託という形はとらせていただきたいと思います。中身につきましては企画等を含めて主体的にかかわっていきたくて考えております。

飯田委員長 東委員。

東委員 非常に微妙なところになると思いますけども、どこまでかかわるのか、完全に委託するのか、中途半端になるとかえって面倒になるので、非常に難しいところだと思うんですね。ただ、一番最初に申し上げたように、目的が出会い応縁事業も出会いサポート事業もどこに、ずっと先の目的は何かということを考えてたらね、何をしなきゃいかんかということはずぐわかりますよね。先に見えている目的は何かということを考えてたら、すぐ出てきますよね。

で、250万円と200万円と二つのことをやるよりも450万円と一つのことに取り組んだほうが効率がいいんじゃないかなという、ちょっとその辺を思うたもんですか

ら、わざわざ事業を二つに分けてするよりも、お金も実行部隊も一緒になってやったほうが効率が上がるんじゃないかなど。より大きな事業に発展できるんじゃないかなというふうな思いがありましたので、平成27年度の決算を終えてどんなふうに感じたかを聞きたかったということです。

飯田委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 先ほども交流会の開催のところで申しあげましたように、それぞれのところでやることによって、それぞれ趣向の変わったバラエティーに富んだ交流会が提供できるものということもございます。ただ、先ほど委員言われましたように、そういったこととはまた別の面から一括でやることはどうかということもでございます。このことにつきましては、今後研究をさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

飯田委員長 東委員。

東委員 申しあげましたように、あくまで平成27年度決算の審査なのでね、それと私も民生生活常任委員会の委員にも属しておりますので、今後のことについてはまた委員会でいろんな話ができると思うんですけども、あくまでも平成27年度の決算審査ですから、これ以上のことは申しあげられませんが、要は250万円と200万円の予算を組んで、そして450万円の予算を組んだ結果として317万円の決算だったということ、ここはやっぱり反省をして450万円の予算を組んでおったけども、460万円になったというぐらいの、それぐらいの意気込みで本気で取り組むのが本来の事業じゃないかなど、この件の目的を見据えた事業としてはそれぐらいが本来じゃないかなと思いましたが、今後もう既に平成27年度の決算は終わりましたし、平成28年度も半分終わろうとしておりますので、あとに繋げていただければありがたいかなど、こんなふうに思いますので、よろしく願いをして質問を終わりたいと思います。

部長、何か思いがあれば、聞かせておいてもらいたい。

飯田委員長 大島部長。

大島健康福祉部長 先ほど御指摘をいただきました件につきまして、今後に向けては十分検討してまいって、本年度については有効に予算を執行していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

飯田委員長 この件はほかに通告がありますので、順次行います。

林委員。

林委員 東委員が先に質問されたんであまり言うことはないんですけども、同じく

少子化対策の事業なんですけども、今言われた出会い応援事業、また出会いサポート事業、このほかにまだまちづくり推進部で消防団の婚活の事業があると思うんです。同じ目的なんですけどね、やる事業が三つ出てます。それで出会い応援事業と消防団の関係については補助金があるからやるんだというようなことで、新しく出てきたんだろうと思うんです。しかし、出会いサポート事業については、以前から社協には200万円で委託してずっとされてます。この事業について、私、再三質問したり、言っておるんですけども、200万円の費用をかけて成婚の組み数が1件か2件ぐらいしか毎年実績が上がってないんですね。ですから、ほんまにそういう成婚までに結びつけていくんだという、ほんまにその目的を達成するという意気込みでやられておらんのじゃないかと思うんです。社協に委託ですから、これは社協の事業としてイベントを何かせんとあかんでやりよると。そういう行事的なことでやられておるんで、成果がなかなかあらわれておらんということだと思うんです。それでもっと内容を考えてやるべきやと言うてきたはずなんですけども、担当部のほう、担当者が変わられるんで、今の木原課長はそのことは知りませんと言われるかもわからんのですけどね、それ言うてきておるんですけど、改善されてないんですが、なぜですか。この出会いサポート事業の関係です。

飯田委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 出会いサポート事業につきましては、第一の目的としましては、独身の男女の方に広く出会いの場を提供するということが目的となっております。成婚数も上げさせていただいておりますけれど、これにつきましては出会いサポートのほうで把握ができた分という形になっておりまして、直ちに正確な数値ではないということは御承知いただきたいと思っております。

出会いサポート事業につきましては、従来、結婚相談の関係の事業と、それから交流会の開催の2本立ての事業でやっております。交流会でのカップル成立数とかを見ますと、一定の成果は上がっているのではないかなという印象は持っておりますが、今委員が指摘されたように成婚につきましては、なかなか事業的に成果がどうかというところは議論となるところかなというところもありますが、ただ、先ほども言いましたように広く出会いの場を提供をまずして、そこには参加していただいて、カップルになれなくてもそういった形で交流会に参加していただく形でそれぞれの方がそれぞれステップアップに繋がるというような形では一定の事業の効果も出ているのかなと思っておりますが、引き続きこの事業につきましても、先ほど東委員からもありましたように、出会い応援事業とあわせて今後内容について検

討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

飯田委員長 林委員。

林委員 そういう事業の担当課なんでそういうことを答弁されると思うんですけども、この三つの事業を見てみましたら、少子化対策としてこういうことも市はやってますよということに意義があるような事業に見えるんです。ほんまに結婚してもらって、子どもをたくさん産んでほしいという気持ちがないと思うんです。

去年だったかと思うんですけども、一般質問で言うたことがあるんですけども、千葉県の匝瑳市ね、そこへ行ったときに、匝瑳市では、担当者が2人でこういう同じようなことを担当されてました。費用も年間40万円ほどでそういうイベントいうんですか、そういう出会いの場をつくって、たしかカップルの成立数が6割以上だったと思うんです。それは何でか言うたら、その集める人、男女ね、目的ごとに4種類ぐらいに分けてやられておるんです。ほんまに結婚したいという人を募集して、そういう出会いの場を提供してするということ、成果が上がっておるんですね。そういうことをするべきじゃないかということ、言うたと思うんです。ですから、担当者が本気でやる気になったら、費用かけいだってできるんです。成果が上がると思うんです。

東委員が言われたように、宍粟市の場合は委託したりとか、丸投げしたり、各団体がそういう出会いの場をするときに助成しますというようなことで、他力本願でやられておると思います。

ちょっと尋ねますけど、ほんなら出会いサポート事業のイベントに担当課長が出席されてどういうことをやりよるんかというようなことを見られておるんですか。

飯田委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 去年1年間だったんですけど、諸事情都合がございまして、拝見をさせてもらったことはありません。

飯田委員長 林委員。

林委員 その答弁の中でいろいろ改善していきますとか言われるけどね、どういうことをやりよるとかということも、内容もわからんとして、ほな是正しますとか、改善していきます、もっといい方法にしますって言うたって、それは口先だけのことであって、課長がぐあい悪いんだったら、担当の係長とか担当がおるんで、一遍見てこいとかいうこともできるはずなんです。ですから、取り組み自体が冒頭にも言うたけども、宍粟市はこういうこともやってますよということに意義があるように感じるんです。ですから、ほんまに成果を上げようとするんだったら、やり方があ

ると思うんで、もっと真剣に考えてやってください。

出会いサポート事業については全額一般財源です。ほかの事業は補助があるので、まだちょっとあれなんですけども、一般財源を使うてやる以上はもっと成果を出さなければ、もうやめるしかないと思うんですけども、どうですか。

飯田委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 今御指摘いただきましたことを、こちらのほうも参考にさせていただきまして、これから取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

飯田委員長 林委員。

林委員 匝瑳市の担当者には、私が行ったときにごつつ成果上げとったんで、宍粟市も同じようなことをやるんですけど成果が上がらんのです、問い合わせがあったらちゃんと指導してくださいと言ってます。それも一般質問のときに言うたはずなんです。ですから一遍指導を受けてください。

以上で終わります。

飯田委員長 続いて、鈴木委員。

鈴木委員 同じところなんですけど、出会いサポート事業とその類似事業を含めて、あとファミリーサポート事業という少子化対策という部分なんですけど、僕自身は出会いサポート事業、あとファミリーサポート事業が少子化対策にどのように貢献するのかがちょっと見えてこないんで、これがどういうふうに貢献するのかというストーリーを教えていただきたいのと、あと具体的な事業内容をお聞かせ願いたいと思います。

飯田委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 まずファミリーサポートセンター事業ですが、この事業は子育ての援助を受けたい人と、援助を行いたい人が会員となりまして、地域の中で助け合いながら、子育ての援助活動をする会員組織となっております。相互の活動の連絡調整を実施する事業でございます。

具体的には、例えば放課後児童クラブの送迎でありますとか、保育施設の始まる前や終了後の子どもの預かりなどによく利用されています。

ファミリーサポートセンター事業は、子育て支援の取り組みでありまして、いわば安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくりへの取り組みという位置づけで少子化対策に貢献する事業であると考えております。

続きまして、出会いサポート事業なんですけど、この事業につきましては、先ほど

も申しましたように、地域に結婚相談員さんを配置した結婚相談事業を行うとともに、独身男女の交流イベントの開催など、出会いの場をつくる事業として実施しております。男女の出会いの場の提供など結婚のきっかけとなる取り組みを積極的に進めることで結婚による市内定住を促進して、少子化対策に繋げていこうというものであると考えております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 わかりました。ファミリーサポート事業は次に回します。

出会いサポート事業とか、あと出会い応援事業なんですけど、当初のときには出会い応援事業では、イベントの主催者に経費の一部を助成するというのが20件分ですね。それが実績4回ということで、もし成果説明に書くのであれば、ここが目標として回数としての目標を立てていたのであれば、なぜそこが報告されていないか。それはもうほかの部署も一緒なんですけども、是非とも当初このための経費を計上して、結果こうだったということで、その経費がかからなかったというのは、回数の問題だけだというふうに思うんですけども、そもそもこの出会い応援事業のどちらかというイベントに対する助成みたいなというのは、仕組み的に事務手続が煩雑で、非常にみんな若い子たちが使うか、もしくは全く使わないかだというふうに、多分当初予算のときに指摘したと思うんです。で、20件の予定をされていて4件しか年にできなかったというところで、途中でその制度なりをその予算の中で組み直す、制度のやり方を変えとかということの検討なりということはされなかったんでしょうか。

飯田委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 出会い応援事業につきまして、この助成金の事業のほうなんですけど、今、御指摘いただきましたように、申請をいただいた方の中にはいろいろと書類関係で難しいなというところがあったのは事実でありまして、私もそのことにつきましてはお聞きしております。こちらのほうでこの間、提出資料の削減など一定の見直しを図らせていただいているのは事実ですけど、今ちょっと具体的にどの部分を削除して、例えば提出不要にしたということは、すみません、手元に資料がないんですが、若干の改善は図って出させていただいております。

ただ、今、御指摘いただきましたように、当初20団体への助成ということで、計画しておりましたものが4団体ということになっておりますことにつきましては、こちらのほうの広報・周知不足ということもあると思います。また、もっとさらに手続でありますとか、そういった部分を見直す必要もあると思いますので、このこ

とにつきましては、随時見直しをかけていきたいと思っておりますので、よろしく  
お願いいたします。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ほかの政策であれば年度途中であっても、条例まで改正して補助を変え  
ようという部分があるんです。これなんかはもう完全に要綱なり事務手続の変更で  
いくらでも支援できる財源だと思うんです。なぜそれを途中で変更して使い勝手の  
いいようにとか、周知徹底するなりとかして使わないのか。こういう姿勢を見てい  
ると、子育て世代であるとか、若者に対して本当に支援していこうという気がある  
のかどうかということが疑われるんですけども、そのあたりそういう声も実際に聞  
き、低調であったということをして1年間放置していたということではないんですかね、  
認識は。

飯田委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 先ほど申し上げましたように、手続の書類の簡略化等につつま  
しては、実際に実施をさせていただいているところです。ただ、要綱等の改正につ  
きましては、初年度、平成27年度に始まった事業ということもありまして、一定期  
間様子を見たいなという思いもあり、まだそのこのほうの手続には及んでおりませ  
んでした。

以上です。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 市政全体の政策の進捗なりとか、その対応を見ると、そういうところ  
がおろそかになっているように見えるんです。その意味も含めて本当に定住人口増  
であるとかということを考えているのであれば、もっとそこは迅速にというか、的確  
に反応して対応していただかないといけないかなというふうに思います。

あと、出会いサポート事業もわからないですけど、出会い応援事業ですかね、そ  
のイベントに対する応募が芳しくないというのは、なぜそういうことが起こってい  
るのかというのをちょっと教えていただきたいんですけど。

飯田委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 募集のほうにつきましては、いろんな媒体を利用して募集をか  
けさせていただいているんですけど、男性につきましては市内男性で十分にほぼ  
確保できているような状況であります。特に女性が応募が少ない状況になってお  
ります。このことにつきましては、チラシ等で案内をさせていただくイベントの内  
容等によるものなのか、また、例えば去年でしたら、こちらの市内の中で先ほど申

しましたように、地域で主催されたイベント等を含めて数多くのイベントが実施されたということもあり、そういった絡みでこちらのほうへの応募が少なかったのかということにつきましては、ちょっと分析には至っておりませんが、特に女性の応募が少ないのが現状となっております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 他市の状況を見ると、非常にこういったイベントは盛況だと思うんです。いろいろな事情があるのかもしれないんですけど、僕自身の見解としては、これ少子化対策とうたっているところがちょっと難があるんじゃないかというふうに思うんです。それよりも若い世代に対しての出会いを本当にサポートして結婚してという人生の選択肢を増やすだけのところでとどめておかないと、少子化対策とかというと何か非常に重荷の感じがするんです。それはもう結果論そうなってというのだったら別にいいんですけど、それが前面に押し出していると、多分僕は女性とかはちょっと敬遠してしまうというか、今の世代だったら特にちょっと面倒くさい感じがしてしまうと思うんで、そのあたりの事業費の置き方も含めて、広報の仕方も含めて改善していかないといけないのかなというふうに思うんです。

とにかく、それは若い世代の出会いの場をつくっているんだというところをメインにしていていただかないと、そうですね、実際にいろいろ合コンとかしても、そんな先のことまで考えていないですよ。それが先が見えるというか、それが背景にあるという、すごい何か煙たい感じがするんで、低調なのかなあという気もするんで、そのあたりも含めてちょっと考えていただきたいなというふうに思います。

続きまして、ファミリーサポート事業なんですけど、今の御報告では、学童であるとか、保育所の送迎であるとか、保育所が終わった後の延長的な預かりというふうなことを御報告いただいたんですけど、これはこの前の委員会でも指摘というか、ちょっと聞いたんですけど、この前の子ども・子育て支援会議では、この事業は塾の送迎がメインだと、そのために使われている事業だというふうに担当者が報告してたんです。それは子ども・子育て会議という公式の場でそういう報告がされたということは、それが公式見解ですよ。実態はどうなんですか。

飯田委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 今おっしゃられました子ども・子育て会議のことにつきましては、そこで提供させていただいていた計画のほうがファミリーサポートセンター事業の中でも就学児を対象にしたファミリーサポートセンター事業の内容となっております。そういった発言があったんじゃないかと思います。就学前の状況につき

ましては、やはり放課後児童クラブの迎えとかが一番数の多い利用目的となっております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 それに関して実際にどの地区の方が会員になっていらっしゃるのか、あと、どういう利用目的でそれが使われたのかということの資料提供をお願いします。

飯田委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 改めて資料を提出させていただきます。

飯田委員長 同じく、高山委員。

高山委員 先ほど3名の方が質問されましたので、私はもう質問するところがないように思うんですけども、先ほど出会い応縁事業の中で委託先の話が出ておりました。社協さんでよろしいんですか。

飯田委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 出会いサポート事業は宍粟市社会福祉協議会に委託をさせていただいております。出会い応縁事業につきましては、民間の事業者さんに委託をして実施をお願いしております。

飯田委員長 高山委員。

高山委員 民間の方に委託されておるといことでございます。実は、社協さんの話が出ておったんですけども、私が思いますのにね、消防団、先ほども林委員もおっしゃっておったんですけども、消防団がイベントをされて婚活の事業をされて、大変人数も増えておりますし、成婚率も上がっております。大変すばらしい事業やなと常々思っておるんですけども、それはやはりイベントを企画される業者さんというのがなかなか企画がうまいんじゃないかなあと思うんですよね。決して社協さんがどうかではなくって、先ほど出会い応縁事業のを中でほかの業者さんをお願いしとんやという話なんですけども、やはりその業者さんによってイベント内容も違ってきますし、また内容のパンフレットもまた違うだろうし、そういうあたりでやはり人を呼び寄せるだけの魅力ある、そういった事業展開ができるんじゃないかなあと、私はそういうふうに思っておるんですけども、予算の関係もあるうかと思うんですけども、そういうイベントにたけた業者さんの選定というものも、これ大事がなあと思うんですけども、そのあたり、従来のイベントをされる業者さん、ほかの業者さんも探していただいて、プレゼンテーションでも受けていただいて、やっていただいたら、またこういった事業に対して盛り上がってくるんじゃないかなあと思うんですけども、随意契約ばかりでなくって、違う業者さんも

選定すべきじゃないかなと私はそういうふうに思っているんですけども、その点いかがでしょうか。

飯田委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 事業者さんの選定につきましては、このあたりで、例えば自治体でこういう事業をされているとか、そういう事業者さんを選ばさせていただいて、こちらのほうで依頼をかけて応募していただく形をとらせてはいただいているんですけど、なかなかこのあたりでこういったことをやっていらっしゃる事業者さん自体が少ないということもあります。また、今言われました消防団のほうの婚活のほうのイベントをされているところにつきましても、こちらのほう、出会い応縁事業のほうにもということで御依頼をさせてもらったこともあるんですけど、なかなか同時には難しいというようなことで、そういう御回答をいただいております、業者さんの確保ということでも一つ課題になっているのも事実でございます。こちらの西播磨に限らず、もっと遠方のほうまでこちらのほうからいろいろと研究させていただいて、そういった業者さん自体についての研究もさせていただいて、今後もっと広めていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

飯田委員長 高山委員。

高山委員 先ほど同僚委員からも発言があったんですけども、やはりこれ250万円、せっかくここまで予算化されておるんですから、やはり目いっぱい使っていただくという、そういったお考えでやはり頑張っていたいただきたいなと私は思うんですよ。やはりこの不執行でなくって、やはり若い方々の出会いの場を創出するためには、少し補正予算を組んでレベルアップしていただくというのも、これもまた行政の手腕じゃないかなと思うんで、そのあたり今後ともいろいろと知恵を絞っていただいて、若い出会いをサポートしていただきたいと、このように思います。

以上です。

飯田委員長 答弁は要りますか。

木原課長。

木原社会福祉課長 今御指摘いただいたことをまた参考にさせていただきます、引き続き努力してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

飯田委員長 実友委員。

実友委員 私のほうは、結婚相談、出会いサポート事業の成婚数ですね、5組あるというふうにここに書いてあります。その中の市外在住の方が2組あるということなんですけど、このことについては、片方、例えば女性のほうが市外の方なんだろう

か、どうだろうかというところで、お聞きしたいというふうに思います。

飯田委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 成婚のうち市外在住の方につきましては、いずれも市内の女性になっております。

飯田委員長 実友委員。

実友委員 それでは男性が市外の方ということですね。

飯田委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 結婚相談の中で市外の男性と成婚されたケースでございます。

飯田委員長 実友委員。

実友委員 今、市外の男性という話を聞かせていただいたんですけれども、市内同士の見合いというのは、もう何回も同じ人が行かれておるわけですね。それも顔見知りの方がたくさんあるようです。参加された方に聞いたんですけれども、あんたもまた今度も来とんかいなというふうな話があるようなので、できれば市外の方を対象にしたような出会いサポートとか、そういうようなイベントがつかれないものでしょうか。

飯田委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 交流イベントにつきましては、基本的に目的を鑑みまして、対象者の方につきましては、まず男性は市内ということで（後刻訂正発言あり）、女性もこの事業は市の事業でございますので、あくまで応募がたくさんありましたら当然市内在住の方を優先をさせていただいておる形になっておりますが、特に女性、今までの実施状況の中では市内の女性の参加申し込みというのが、この出会い応援事業に限って申しましたら少ない状況になっておりますので、このあたりにつきましては、委託をしております事業さんのインターネットとかを利用した広報活動によって、市外から多くの女性をこちらのほうに呼んでいただきたいなということで、いつもそのあたりにつきましてはお願いをしております。

飯田委員長 実友委員。

実友委員 できるだけそういうふうにしていただきたいというふうに思います。私も参加された女の人に聞いたんですけれども、どうしても来てくれという頼まれて無理やり行くような出会いサポートになつとるとというような話も聞きましたので、できるだけ外部の人を対象の交流イベントにしてほしいなというふうに思います。

以上です。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 すみません、関連でちょっと聞きたいんですけど、参加者は男性は市内限定で、市外の方も含めて女性ということで、それって、結局お嫁さんに来ることが前提になっているんですけど、今の時代、そういうような募集とか、そういう制度というのは通るもんなんですか。

飯田委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 まずちょっと訂正をさせていただきたいんですけど、先ほど回答させていただいた中で、男性市内限定ともし私申しましたら、市内を優先ということで訂正をさせていただきたいと思います。

一般に市内、市外という形では募集はかけておりません。応募していただいた中で、参加者が多数の場合は市内の男性、女性を優先するという形をとらせていただいております。

以上です。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 それで、結局、市内と市外の男女がほぼ同数だった場合には、市内の男女がそのイベントの参加者になるということですか、その制度でいくと。

飯田委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 はい、市内の方だけで定員を満たしてありましたら、全て市内の方という形になります。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 じゃあ、結局、例えば男性は市内限定で、女性は市内、市外問わずみたいなのは、やはり募集要項というか、そういう要項自体は問題があるという認識なんですか。そういうことはやっぱり社会通念上、今の時代よろしくないという話なんですか。

飯田委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 社会通念上ということではなくて、市の公費を使ってやっております事業ですので、市内、市外同じように申し込みがあれば、市内の方を優先させていただきたいなという思いで、そういう形をとらせていただいているのが現状でございます。

飯田委員長 よろしいか。

続きまして、次に移ります。

岡前委員。

岡前委員 部のほうから出された資料の6ページにある生活保護の関係なんですけ

ども、却下件数が11件というふうにあります。それで、その11件のうち、主な理由が二つ記されておるんですけども、生活保護を申請されて却下になるというふうなことについては、大変重みがあると思いますので、この二つ以外の理由があれば答えていただきたいんですが。

飯田委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 それでは、却下件数11件につきまして内訳を御報告させていただきます。

まず一つは、預貯金や生命保険の解約返戻金などがありまして、その資産を活用いただくことで合が否となるというようなケースが平成27年度7件ございました。また、介護保険料や国民健康保険料の負担額を軽減することで、生活保護が否となるケース、そういったケースが4件ございまして、合計11件の却下となっております。

飯田委員長 岡前委員。

岡前委員 そしたら、要はここに書いてある理由以外では、要するにそういうふうに制度を活用することによって、生活保護基準以上の収入が得られる、ないしその生活保護基準に満たない生活費になるというふうなことで、全て却下になったという事でいいんですね。

飯田委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 はい、そのとおりでございます。

飯田委員長 岡前委員。

岡前委員 それと、あと廃止の件数で死亡はわかるんですけども、生活保護を、これは受けられておって、廃止というふうに解釈するんですけども、生活保護を受けておられる方が宍粟市外に転出されるというケースとしてはどんなケースがあったんですか。この21世帯のうち、できたら死亡が何件あって、転出が何件あって、その転出の理由とか、転出先、例えば養護老人ホームに入られたとか、そういうふうな理由があるのかなとは想像がつくんですけども、そのあたりわかりますか。

飯田委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 転出の内訳につきまして御報告させていただきます。

まず、一つの例としまして、もともとホームレスの方であったんですけど、宍粟市で保護を受けられまして、その後、市外で住居を確保されたということで、転出されたケースがございます。

あと、女性の方だったんですけど、元交際相手から遠ざかりたいというような

ことがございまして、それで転出されたケース。あと、こっちも女性の方なんですが、市外の男性と結婚されて、市外に転出されたケース、そのようなケースとなっております。

飯田委員長 岡前委員。

岡前委員 それで、最近いろんな事故があるんですけども、そういうふうにある意味、何らかの保護が必要な世帯やとか人について、もう転出された時点で、その転出先の自治体にそういう情報を繋ぐとかいうふうなことは、今のところは一切、情報を繋いでというふうなことないんでしょうか。生活保護を受けておられるということは、明らかに生活の上で何らかの障害を抱えられておる状態で転出されるわけですから、転出された段階でもう宍粟市としての一切の業務はその時点で終わり、そういうふうな状態にあった人が転出しますよというふうな情報を次の自治体に伝えるということはないんですね。

飯田委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 生活保護を適用されたまま転出される方につきましては、それぞれの行政間同士の担当者によるやりとりはさせていただいております。

飯田委員長 よろしいか。

この件に関しまして、西本副委員長。

西本副委員長 すみません。今、出ましたんですけども、生活保護世帯の補助が決算において4,600万円ほど不用額になっていると。その要因はということと、そして市内において被保護人数は減る方向にあるのか否か。さらに、特徴的な世帯構成はどんなものがあるのか。就労支援等により保護世帯から脱却できた世帯はあるのかということを確認させていただきます。

飯田委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 それでは、順次お答えさせていただきます。

まず、平成27年度におきます生活保護の扶助費の予算の不用額の要因についてでございますが、当初予算を編成しましたところですが、生活保護費の中で医療扶助費が当初の見込み額を大幅に下回ったことが要因となっております。平成25年度では保護費の総額がおよそ3億円ございまして、そのうちの医療費の扶助が約2億700万円、平成26年度では保護費の総額で約3億1,200万円、そのうち医療費の扶助が約1億9,400万円の実績となっております。で、平成27年度予算編成時にはこれらの数字を参考に今後の動向も踏まえて予算を編成していたわけなんですけれど、結果としまして平成27年度の保護費の実績が総額で2億6,800万円、そのうち医療

費扶助が1億5,400万円となり、予測を大幅に下回ったものとなっております。

平成26年度と比較しましても医療費扶助だけで約4,000万円の減となっております。医療費の動向はなかなかつかめないところもございますけれど、予算の編成時、また補正予算も含めて今後適正な事務の執行に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、被保護人員の増減の傾向でございますけれど、平成17年度の末におきまして、被保護世帯が、今から10年前になるんですけど99世帯で、人員としまして139名でございました。それが10年後の平成26年度末におきましては、137世帯の203人とこの間年々増加傾向となっております。ただ、平成27年度につきましては、136世帯、188人となっており、年度期間中にはほぼ横ばいの状況で推移しております。しかし、平成27年度がこういう状況であったということで、この状況だけで今後減少傾向にあるということの判断はなかなかできないのかなと思っております。

続きまして、特徴的な世帯構成ということでございますけれど、世帯の累計でいいましたら、65歳以上の高齢者世帯が占める割合が40%を超え、最も多くなっているところが都市部と違う、こちら郡部の特徴かなというところがございます。

それから、4番目の就労支援の関係でございますけれど、就労支援等により保護世帯から脱却できた世帯数としましては、平成27年度、4世帯となっております。

以上です。

飯田委員長 西本副委員長。

西本副委員長 わかりました。生活保護者に対して生活できる手厚い方法をするのは前提なんですけれども、やっぱり就労支援というか、そういうもので健全な生活を送れるような体制をしっかりと指導していくのも大事なことだと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

飯田委員長 答弁をお願いします。

木原課長。

木原社会福祉課長 生活保護につきましても、先ほど部長のほうから冒頭申し上げました生活困窮者自立支援事業につきましても、あわせて包括的な困窮者に対する支援ということで、就労支援等を中心として取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

飯田委員長 生活保護に関して、高山委員、関連。

高山委員 先ほど同僚議員から同一内容の質問が出ておりました。回答も出ておりますので取り下げます。

飯田委員長 それでは、次に、外出支援につきまして、岡前委員。

岡前委員 資料の12ページに平成27年度の状況が書いてあるんですけども、平成27年度には次年度に向けて利用者の制度変更というのが行われました。それで、今現況を毎月担当委員会に報告をされているんですけども、その報告の内容を見ますと、やっぱりその他というふうな形での、みなし認定という言葉が適当かどうかわかりませんが、一番多いのかなというふうな感じになっておりますけれども、それで、いわゆるその他というふうな形で報告されている登録者について、要介護認定の少なくとも要介護1・2であるとか、要支援1・2というふうな形の認定を受けている方がどの程度おられるのか、そしてまた、全くそういう認定を受けていない方について、もし必要だというふうな判断をされているとすれば、その方についてはどういうふうな判断基準で必要だというふうなこと、恣意的な判断がある意味入りやすいだけに、客観的にこの方がそういうどうしても真に外出支援サービスがなければ、社会生活がおくれないんだという証明はなかなか難しいと思うんですけども、そういう点で実態はどういうふうになっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

飯田委員長 福山課長。

福山障害福祉課長 岡前委員の質問にお答えいたします。

外出支援サービスの平成28年度大幅に対象者の見直し、また利用範囲の拡充等の見直しを行ったわけですが、利用申し立てのうち要介護2以下の方についての内訳でございますけれども、今現在、集計を行っているところでございます。途中、概ねの割合でございますけれども、要介護2から要支援1までの認定を受けている人の数につきましては、介護度の軽い順から言えば、概ね3割強から6割強になると見込んでおります。で、今現在、詳細について集計作業を行っておりますので、もう間もなくお示しできると考えておりますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

また、その認定を受けておられない方についての外出支援の認定状況でございますけれども、65歳以上の高齢者で真に外出が困難な方も外出支援のサービスの対象とすることとしております。その基準としましては、要介護認定を受けておられなくても、外出時の例えば介助者が必要な方、また車いすやシルバーカーを利用されている方等、歩行補助用具等を常時使用しているといったような基準に当てはめて、

一人で外出できるとか、自分で外出しているというような方については、補助対象外となりますけれども、必ず外出には介助者が認定がなくても必要であるとかいったような基準の中で、要介護認定以外の方の外出支援サービス利用認定もしております。

飯田委員長 岡前委員。

岡前委員 前回の外出支援サービスの中で、みなし認定が一番多くなってしまったという背景を考えた場合に、やっぱり誰が見ても客観的にその人については外出支援サービスを利用しなければ社会生活に困るんだというふうなことで、今言われたような客観的条件としてシルバーカーやとか、あと、つえを使うとかというふうなことの必要な方というのは、少なくとも介護認定を受けていただければ要支援1・2とかという部分にはかかってくると私は思うんですけれども、やっぱり行政が行うサービスなんで、そういうところで最低限外出支援サービスを受ける方については、要介護認定を受けていただいて、最低その1・2、要支援でもいいので要支援以上の認定は私はそういう方については当然出ると思いますので、ですから、そういうふうな線引きがある程度必要ではないかなと思うんですけれども、そういうふうな方でも要支援にもかからないというふうな方がおられますか。そのシルバーカーを使ったり、4点つえを使ったりとかというふうな方で、恐らく私は要支援以上には絶対に介護申請してもらえればかかるんじゃないかなと思うんですけどね。そういうふうな線引きが、やっぱり行政の制度である以上、恣意的な判断が加わらないという第一条件としては、最低限そういうふうな条件が必要になってくるんじゃないかなと思うんですが、そのあたりはどうでしょうか。

飯田委員長 福山課長。

福山障害福祉課長 要介護2以下については真に外出が困難な方ということになりますので、要支援認定を受けているから外出支援の対象となるということではありませんので、先ほど申し上げました要介護2以下の方については、介助が要るとか補助用具を使っているとか、そういったところで判断基準をしております。

ですから、介護保険サービスの必要のない方でもそういった方もおられますので、外出支援サービスを使うために要介護認定を受けてください、要支援認定を受けてくださいという取り扱いとはしておりません。

飯田委員長 岡前委員。

岡前委員 制度として私たちのほうにしてみれば、そういうふうに柔軟な対応をしてもらえるのはいいと思うんですが、ただ、公費を使う制度で、そういう制度を利

用する資格があるかどうかということを経引きする場合に、本当に真に外出が困難かどうかという一つの判断材料がシルバーカーを押しているとか、4点つえを使っているとかというふうなことだけで、判断が可能なんかどうかというところが一番心配なんです。

ですから、変な話をすれば、シルバーカーというのは、別に必要なくても外出のときに安全性のために押してますよという方もあるし、つえについても安全なために1本つえでもいいけども4点つえを使用しているという方もあると思うんですね。ですから、そういう方を客観的に見た場合、本当に真に必要なんかどうかというふうな判断が客観的に誰が見ても必要だというふうなことが言えるのかどうかというところが、今度制度が変わってもこういうふうにして他に利用できる人が、今、ある意味一番多くなっている、それは逆に言えば、それだけ丁寧な対応をしていただいているということやと思うんですけどね。今度、要介護3以上の方しか利用できないと制度上なったけども、それ以下の方も丁寧にされているということの裏返しだとは思いますが、でも、その判断というのはすごく難しいから、行政側としては何らかの線をつくっておく必要はないのかなという心配をするだけで、行政側がそういうふうにして何の根拠もないけども、そういうふうな実態を把握することによって、十分対応できますということであれば、それでやっていただいたら結構かと思いますが。

飯田委員長 福山課長。

福山障害福祉課長 おっしゃるとおり、外出が困難ということについては、それぞれの個人の状態像によって違って来るわけですから、公平な基準、判断、またきちりここで線を引くといったような判断基準は非常に難しいと思います。ですから、一定基準というものを設けさせていただいて、外出時には介助者の付き添いが必要なかどうか、また多点つえを使っておられるのかとか、階段の上り下りができないとか、そういったこと等を加えて、それでもなおかつ判断が難しい場合には、かかわっておられるケアマネさんであるとか、高齢者の実態把握調査委員、そういった方にもお聞きしながら、客観的にこの方はやっぱり歩行が困難であるとか、そういったことを踏まえて判断させていただいております。

おっしゃるとおり、きちり公平にこうだということの基準づくりについては、今、半年ほど過ぎようとしているわけですが、そういった中で、基準の見直しといたしますか、公平性をより高く保つための判断基準というものは検討していく必要があるかと思うんですけども、今現在においては、そういったところで判断を

させていただきます。

飯田委員長 よろしいか。

実友委員、関連。

実友委員 実友です。6月の議会でもちょっと聞かせていただいたんですけども、料金が300円になったということで、公共交通をもう利用したいという反対の方なんかはおいでになるのでしょうか。そして、また3月の時点で、いろいろ私も相談を受けたんですけども、大きな混乱はなく、スムーズに今の方法に移行はできたのでしょうか、お伺いしたいというふうに思います。

飯田委員長 福山課長。

福山障害福祉課長 一つ目の料金が300円から100円刻みの800円までということになったわけですけども、それに伴いまして、公共交通を利用したいと希望された方はありますかということですけど、障害福祉課、また各保健福祉課の窓口には、外出支援を利用したいということで来られる利用者さんなどで、公共交通を利用したいといった方の声でありますとか、そういったところの把握は残念ながらしていないというような状況でございます。

それと、2点目の大きな混乱なくスムーズに移行できたかということにつきましては、昨年末からこの制度見直しについては、利用者の方への通知でありますとか、広報しそ等への掲載でありますとか、また、本年2月からの利用申し込みのときの案内のときの制度改正の通知でありますとか、そういった周知もしておりますので、特に4月以降大きな混乱はなかったのかなと、ただ先ほど来出ております要介護2以下の方についての承認するかしないかというところで、承認しなかった方からの問い合わせとかといったことは数件はございますけれども、全体としては混乱なく移行できているのかなというふうに思っております。

飯田委員長 実友委員、よろしいですか。

実友委員 終わります。

飯田委員長 審査の途中ですが、午後2時40分まで休憩に入ります。

午後 2時29分休憩

---

午後 2時40分再開

飯田委員長 審査を再開します。

通告に基づき、岡前委員。

岡前委員 それでは、部資料の13ページの中に、家庭児童相談状況というのがある

んですけれども、その中で、児童虐待相談というのが36件で、回数で1,032件というふうな記載があります。これについて、実人数であるとか、具体的な相談内容、また対応状況、一時保護1件1名というふうなことも記載されておりますけれども、詳細がわかればお示し願いたいと思います。

飯田委員長 中野課長。

中野健康増進課長 36件につきましては、この数値というのが家庭児童相談の県への報告数値をそのままここへ記載させていただいています。それで、虐待の疑いであったり、以前からの継続している件数であったり、それから身体的虐待とネグレクトとかで二重に計上している方もありますので、実人員にしまして15の家庭、35名になっています。

どのような内容が多いかといいますと、ネグレクト傾向にあるということで保育所とか幼稚園とか小学校のほうから御相談があった事例であるとか、それから、いつも大きな泣き声が聞こえるとか、怒鳴り声が聞こえているので、様子を見に行っただけとか、そのようなこともこの疑いを含めた件数になっています。

相談や連絡があった場合の対応につきましては、県の子ども家庭センターと連携しながら、まず状況確認を行います。その結果、緊急性が高いと判断された場合は、県子ども家庭センターの判断で一時保護になることもあります。一時保護にならない場合でも、家庭で安心して養護ができるように、必要なケースには保育所とか学校とか家庭児童相談室とか県の子ども家庭センターとかの関係者が集まって、要保護児童対策地域協議会という会議をしまして、支援の方針を決定して役割分担をして、見守りなり、支援をしていきます。その中で、緊急性が出てきた場合、また一時保護になる場合もありますし、お話をする中で虐待ではなかったとか、いろんな事例もありますので、その場合はそのように対応しています。

小学校や幼稚園に行っていない乳幼児の場合は、母子保健を担当の保健師が健診や予防接種、必要なときには家庭訪問をすることで、見守りや助言を継続するような形で支援をしております。

以上です。

飯田委員長 岡前委員。

岡前委員 今、テレビのニュースとかで、本当に児童虐待というニュースが流れるぐらいあって、やっぱり行政がもう少し積極的にかかわってくれたりとか、もうちょっと思い切って家庭に踏み込んでくれていたら亡くならんで済んだんじゃないかというふうなことが解説として報道されますよね。やっぱり、家庭に踏み込むとい

うことは、何ぼ家庭相談員だろうが、そういう担当の職員だろうが、やっぱりちゅうちょされる部分ってあると思うんですけども、でも、やっぱりどない言うんですかね、いわゆる精神障がいの方でしたら措置入院というふうなことで、強制的に入院していただくというふうな方法が一方ではあると思うんですけども、こういう児童虐待の場合も、明らかにその子どもの身体やとか命が危険にさらされているという場合は、強制的な介入というのは職員としてできるんですか。

飯田委員長 中野課長。

中野健康増進課長 明らかに緊急性があるかどうかというのは、虐待をなかなか判断しにくいものなので、チェックシートという一応基準がございまして、相談なりがありますと、チェックシートを複数の人間でチェックをつけさせていただいて、その状況で県のこども家庭センターのほうに連絡をしますと、心理士であるとか、複数の職員がまた来ていただいて、いろんな聞き取りをされて、親御さんの同意はなく場合によっては保護されるということがあります。それは権限としてありますので、そのようになることもあります。

以上です。

飯田委員長 岡前委員。

岡前委員 今回、例えば、ここに記載されている一時保護というふうに1件記載されている方なんかについては、そういうふうな経緯があってというふうなことになるんですか。そうではなしに、実績の判断でということですか。

飯田委員長 中野課長。

中野健康増進課長 今回につきましては、県のこども家庭センターの判断になります。

飯田委員長 よろしいか。

それでは、通告に基づき鈴木委員。

鈴木委員 ちょっと前後するかと思えますけども、通告の上からいいですかね。

委員会資料の1ページから3ページにわたって、いろいろな民生児童委員等とか、あといろいろな福祉施策、自立支援等々あるんですけども、特に、この生活困窮者自立支援事業というのが報告されているんですけども、この具体的内容と、あと支援の成果、ここにちょっと書かれていますけども口頭で御説明いただきたいと思います。特に、就労支援について、この生活困窮者の自立支援に関して民生児童委員の方が何かするべき役割みたいなのがあるのであれば、そのあたりについての御

説明もいただきたいと思うんですけども。まず、そこからお願いします。

飯田委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 それでは、生活困窮者自立支援事業について御説明させていただきます。

本市におきます平成27年度の生活困窮者自立支援事業の取り組みとしましては、まず、必須事業であります自立相談支援事業、それから住宅確保給付金、さらに任意事業であります一時生活支援事業を実施してまいりました。自立相談支援事業は、相談支援員や就労支援員を配置して、生活困窮者からの相談に対応するとともに、支援が包括的に行われるように関係機関との連携調整等を行い、支援を実施するものです。

平成27年度におきましては、34名の方から生活費や医療費をはじめとしたさまざまな相談を受けまして支援を行っております。また、5名の相談者の方に就労支援を行い、そのうち2名の方が就労に繋がっております。

就労支援の具体的な内容としましては、ハローワークやインターネット、それから新聞折り込み等による求人の検索、情報収集、そして、それらをもとにした相談者に対する求人情報の提供でありますとか、ハローワークの面談への同行、あとはハローワークの出張相談会への同行とかといったあたり、さらに、就職面接等をされる場合の前後の助言等についても行っております。

なお、また現在におきましては、企業訪問によって内職情報の収集等も行っているような状況でございます。

続きまして、住宅確保給付金ですが、資料のほうにも書かせていただいておりますとおり、こちらのほうは離職によって住宅を失ったとか、またそのおそれが高い生活困窮者の方に対しまして、住宅を確保するための給付金を給付するというものであります。

平成27年度におきましては、1名の利用があり、3カ月間給付を行いました。この間、合わせて就労支援を行うことで就労にも繋がり、生活の回復を図ることができております。

続きまして、一時生活支援事業でございますが、この事業は住居のない生活困窮者の方に対しまして、宿泊場所とか衣食の供与などの支援を行うものであります。平成20年度におきましては、1名の利用がございました。宿泊場所を提供している間に、新たな居住場所を確保し、生活保護の制度に繋ぐことで適切な支援が行うことができたと思っております。

また、御質問の民生委員・児童委員の役割ということでございますけれど、民生委員・児童委員さんにつきましては、地域の見守り役、相談役としまして日々の活動の中で生活に困窮されている方を把握していただいて、それを行政に繋いでいただくことや、さらにその後の継続的な見守り等について、そういったところの協力について期待をするところでございます。

以上です。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 具体的に民生委員さんとか、児童委員さんはちょっとよくわからないですけど、からの行政に繋がれたというか、そこを経由してこういった就労支援であるとかというところに繋がれた方というのは、実数としては何件くらいあるんでしょうか。

飯田委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 平成27年度におきましては、民生委員さんを通じてというのはございませんでした。ただ、平成28年度におきましては、今現在、1件そういう形で御相談を受けさせていただいている方はございます。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ただ、行政に繋がなくても、その生活困窮者というような感じの方と民生委員さんが直接その地域でやりとりなり相談というのはあるのはあるんでしょうかね。把握できるかできないかは別にして、地域の見守りとかという意味で言うと。

飯田委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 民生委員さんの通常の活動の中で、そういうことをされておりますので、それを行政サービスに繋いでいただく、いただかない、相談の内容にもよろうかと思えます。こちらのほうが把握していない行政に繋がれてはいないけれど、いろんな形で助言とかをされたり、御相談に乗られているケースは多々あるんじゃないかと思っております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 これはいつの年度がわかりません。実態がそこまで調査できていないんですけど、相談に乗っていただくはずのそういう立場の方に相談ができなかったというか、なかなか地域で相談に乗ってもらえなかったというような訴えが、ちらほらあって、そういうケースの苦情というかそういうのは行政に上がってくるんでしょうかね。

飯田委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 私のほうではそういったことは、今現在、把握はできておりません。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 では、通告に従っていきます。ちょうどその委員会資料では3ページにシルバー人材センター運営補助事業というのがあるんですけども、あとは社会福祉協議会の補助金がいろいろあるんですが、これの算出根拠であるとか用途について説明いただきたいのと、あと、この事業がどういったところに成果があらわれる事業なのかというところをお伺いします。

飯田委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 まず、シルバー人材センターの補助金につきましては、国が同じようにシルバー人材センターに対しまして補助をしております。市としましては、その国が予定する補助限度額の10分の10以内で補助をするということで、平成27年度は国と同額の補助を行っております。また、逆に、国の補助金は市の補助金額と同額ということになっておる状況でございます。

シルバー人材センターの経営は、会員数も減少傾向にございまして、平成26年度は141万円の赤字となっているようなことから、補助限度額の満額を補助金交付しているような状況になっております。用途につきましては、主に人件費でありますとか管理費等の運営費に充てられているところでございます。

生活指標ということではございますが、先ほど申しました会員数の減少というようなこともございまして、一つの指標としては会員数であったり、延べ就業者数が上げられるのではないかなというふうには考えております。

今後、団塊の世代が高齢期を迎えて、高齢化が加速している状況の中にありまして、シルバーセンター事業は重要な役割を担っていくと期待されておりますので、引き続き支援を行っていきたいと考えております。

続きまして、社会福祉協議会に対する補助金でございますが、これの補助金につきましては、社会福祉協議会の事業の中で事業収入が見込めない法人の運営事業でありますとか、地域福祉事業に係る人件費を補助をしております。現在の内訳としましては、その法人の運営部分で局長、それから各支部の支部長、それから本部の事務員2名、それから地域福祉部門でコミュニティワーカーの4名、計10名分の人件費について補助をさせていただいております。

社会福祉協議会の補助金は人件費に係るものでありますので、その成果指標とし

て数値ではあらわしにくいところがあるんですけど、社会福祉協議会の運営を支援することを目的に補助金を交付しているということで、今後も地域ぐるみの福祉を推進していく社会福祉協議会をこういった形で継続して支援を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ありがとうございます。

では、シルバー人材センターに関しては、その年の収支で国の補助と同額になるか、10分の10以内なんで、それよりも減額して市が補助をするという可能性もあるということで認識してよろしいでしょうか。

飯田委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 シルバー人材センターの経営の状況によりまして、それ以上の補助の必要がないといえますか、十分やっていけるだろうということでございますたら、必ずしも10分の10で補助ということではございません。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 社会福祉協議会は人件費相当ということで理解しますが、これ気になるのは福祉施策でされているので、何らかの地域の福祉の充実度を図ったりとか、その会員数というのもあるんですけど、健康寿命みたいなところにひっかかってくるのかわからないんですけど、もうちょっと福祉施策が進んだというところに連関をさせて見ていただかないと、会員数の増減だけではちょっとはかれないかなという気がしますし、人件費分をその社会福祉協議会を支援することで、何か地域の福祉がこれだけ進んだとかというところを成果として求めていく必要があると思いますし、それを納税者に説明していく必要もあると思うんで、ちょっとそのあたりで考えていただきたいかなというふうに思うんですけども、そういったことは全く不可能でしょうかね。

飯田委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 社会福祉協議会は、それぞれ地域福祉の推進ということで、地域福祉推進計画をもって業務の推進を図っておりますので、究極のところ、この計画の推進、進捗がこの市が行う補助事業の成果になるのではないかなと考えております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 わかりました。ちょっと気になるのは、どちらも今結構、地域おこし協

力隊とかという部分でも求められて、若い子たちがソーシャルビジネスみたいなのを立ち上げるといふところに、結構国の期待もあつたりして、そういうところとちょっとバッティングしないかなという部分があつて、例えば、庭木の剪定とかであっても若い子たちでもそういうのをいろいろ御用聞きに回つてといふことで、ビジネスとして成り立つ可能性もありますし、例えば、集積所までごみを遠いからといふて、高齢者宅を回るとか、そういったところもちょっとそういうところとバッティングする可能性があるんで、その共存ができるかどうかというのが気になるんで、そのあたりもちょっと今後出てくる可能性はあるので、注視していただきたいなといふふうに思うんで、是非とも共存して連携して、より地域が活性化するにはしていきたいとは思ふんですけれども、そのあたりもちょっと気になっているので、そのあたりだけちょっと視点として持つていただければいいかなといふふうに思います。

続けます。どこに飛んだらいいんだ。中段、委員会資料の8から12あたりにいっていいですかね。

障がいのある人の状況であるとか、その障がい者関係の福祉施策等々の御報告が8、9、10と11、12まできているんですけど、個別のことに関して一つ一つ聞くのではないんですけど、こういった福祉サービス等を申請した障がい者とか障がい児とか、お子さんとかの地域移行支援、就労ですとか、教育という部分にどういったような地域移行に繋がっているかといふことを、ちょっとその状況について御説明いただきたいと思ひます。

飯田委員長 福山課長。

福山障害福祉課長 地域移行支援について答弁いたします。

障がいのある方の平成27年度、福祉施設また病院等からの地域生活移行につきましては、実績としましては4人となっております。その内訳としましては、障がい者の入所施設から1人は在宅のほうへ、また、自立訓練施設から2人、また、病院の長期入院から1人、合計4名の方が地域生活に移行されております。

以上でございます。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 それは、いわゆる児童生徒という学童期の方なのか、それとも成人といふか、区分はどういう状況でしょうか。

飯田委員長 福山課長。

福山障害福祉課長 地域移行支援につきましては、児ではなくて大人の障がいのあ

る方です。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 障がい児ですね、お子さんのほうでこういったいろんな福祉施策で使ったりとかということで、地域でインクルーシブ教育のことも含めて、地域にどんどん共生していこうという方向性かと思うんですけど、そういった実績がなくてもその相談であるとか、そういう申し出みたいなのというのはあるんでしょうか。

飯田委員長 福山課長。

福山障害福祉課長 障がいのある子ども、児につきましては、今、手元に資料がございませんけれども、例えば担当の保健師でありますとか、直営の相談支援事業所の「みずばしょう」等がかかわりを持ちながら対応していると、また、教育委員会とも連携を図っているというところですよ。

児の中でも西播磨特別支援学校の高等部の3年生の方が卒業されて就労される、また生活支援介護サービスを利用されるといった方の支援についても、平成27年度末では卒業生が5名おられる中で、就労継続の支援のB型事業所を利用される方が3名、また生活介護のサービス利用については2名ということで、それぞれ市でありますとか、相談支援事業所がかかわる中で対応しております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 あと、障害者手帳の交付の実績がどこかに載っていたと思うんですけど、結局、増減があるんですけども、基本減っていくというのは自然減か、移転されるかというところで、認定が外れるということはあまり想定ができないんですけども、この増減についてどういう状況なのかを教えてくださいんですけど、特に減少のほうですかね。

飯田委員長 福山課長。

福山障害福祉課長 身体障害者手帳の全体的には60件減となっているわけですけども、これは、平成27年度中、新規交付が101件あるわけなんですけども、死亡等による手帳の返還が157件ということで、概ねその差の60件、またつけ加えて言いますと、平成26年の死亡による返還数は114件であったんですけども、平成27年度、先ほど言いました返還157ということで、概ねこの死亡等による自然減が主な要因であるのかなというふうに思っております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 社会減というとちょっと語弊があるかもしれないですけど、結局、転居されたというか、市外に出られたという方というよりもどちらかということと自然減と

いうか、言葉が難しいんやけど、死亡による返還というふうに捉えて、ほとんどそれが占めているというふうに認識してよろしいということですね。

飯田委員長 福山課長。

福山障害福祉課長 そのとおりで、返還157の主なものは死亡です。おっしゃるとおり社会減といいますか、転出等で減っていくという方も数件はございますけども、ほとんどは死亡による返還ということですよ。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 あと、成果説明の67ページとかの相談支援事業のかかわりが、そのあと13ページ以降にあるのかな、そうですね、いろいろ相談事業等があるんですけど、母子相談の状況の中に、その他というのがあったと思うんですけど、その説明をお願いしたいんですけど、どこでしたっけ。

飯田委員長 中野課長。

中野健康増進課長 母子相談のその他というのは、資料の13ページの下段のその他と思っておりますが、それで回答させていただきます。

母子相談のその他というのが何カ所かあるんですけども、違うな、すみません。14ページの上から2番目の表の母子福祉事業に関する経費のところの母子相談の状況のその他のところと思っております。

その他のところ、家庭紛争のその他については、DVはないけれども家庭内でトラブルがあって、離婚を考えているので、離婚後母子家庭になった場合のどのような制度が利用できるかというような相談になります。それから、生活一般というのは、割と孤立をされたシングルマザーの方で、周囲に相談する方がないから、相談員さんに繰り返し週に何回も相談する方等がおられたりしますので、そのようなもろもろの生活、区分に入らないような生活の相談を入れております。児童のその他のところには、子どもに関する相談のもろもろの相談を区分に入らないものを記載しています。経済支援のところのその他もそのような形で計上しておりますが、ここにある学習支援はあるのかに続くのかなと思っておりますが、学習支援については、この母子相談の中では実施をしておりません。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 母子相談の中でそういった子どもの学習状況等の相談というのは、その児童の教育であるとか、そういったところに含まれるということで、その件数がないんでしょうかね。そこで相談があれば学習支援とかに繋げていくという制度はあるということでしょうか。

飯田委員長 中野課長。

中野健康増進課長 児童のその他のところの相談などには、よく子どもがけんかを  
して帰ってきたら、どう母親として接したらいいのかというのを泣きながら電話を  
されてきたりとか、なかなか勉強について行けないのでどうしたらいいって、そう  
いう相談は現実にはあるんですけれども、それについては長く相談員も寄り添って  
おりますので、その方に応じたように話を聞いて、落ちついていただいて、話して  
いるうちに納得されるみたいな形の日常的な相談になっていて、学習支援という形  
での支援という形よりも、本当に日常の子育ての相談の延長で学習に対してどんな  
助言をしたらいいんやみたいな、そういう助言をしております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 いろいろ今、母子父子家庭がイコールではないんですけど、やはり子ど  
もの貧困というところの問題が大分クローズアップされてきて、そこにはやっぱり  
教育との連関が非常に言われていますので、そういうところでいろいろそういった  
就労支援であるとか、そういった母子相談であるとかの中で、そこに繋がる兆しと  
いうかがあると思うんで、そこは是非ともキャッチしていただいて、何か支援でき  
る方策を立てていただきたいなというふうに思うので、是非とも今後御検討くださ  
い。

では、あとその下のほうに行きます。

委員会資料のほうは同じですね、14ページの少子化対策事業の中で、子育て支援  
事業に要する経費とかということが書いてあるんですけど、私の見立てというか、  
感覚では、子どもを産むということと、産んでからの子育てというところは、ライ  
フステージがやっぱりちょっと違うような気がして、少子化対策に子育て支援事業  
というのが含まれるということと、間接的にいけば子育てがしやすい環境でというこ  
とが誘因になって、もう1人子どもをつくっても安心かなというところに繋がって  
いると思うんですけど、結構ちょっと遠回りかなという気がして、その関係性をち  
ょっとお伺いしたいんですけど、子育て支援だったらもう子育て支援、それはもう  
ライフステージとして子育てというところに入った方々への支援であるし、少子化  
というところとどちらかというところの出産とか産むとかというところの医療であるとか、支援  
というところが必要だと思うんですが、そのあたりのちょっとさび分けを聞きたい  
んですけども。

飯田委員長 中野課長。

中野健康増進課長 少子化対策事業に関する経費というのは、予算を計上するとき

に子育て支援センターの事業が3・2・7の子育ての事業費の中に組み込まれているので、こういう形でここに計上させていただいているんですけども、先ほど委員がおっしゃったように、間接的には子育て環境ということで少子化対策には寄与する事業ですけども、実際子育て支援センターでやっていることは、ここに書いてあるとおり、子育て相談やグループ活動や親子の交流の場を提供するというような形で支援をしておりますので、予算の区分上ここに入っております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 では、それも含めてライフステージごとにとか、今度から支援ができるのは包括的なサポートをしていくという制度が今後整備されていくという意味で、そういう育てるというところだけじゃなくて、産むというところにもどんどん支援が入っていくというふうに考えていいんですよね。妊娠期から学童期までの切れ目のない支援というところが今後出てくると思うんですけども、そこに繋がっていくと考えていいでしょうかね。

飯田委員長 中野課長。

中野健康増進課長 宍粟市には4カ所の子育て支援センターが整備されておりますので、そこに相談員が常時おりますので、子育て支援の部分の相談であったり、交流の場というのは、引き続きこの4カ所の子育て支援センターが担っていくものと考えておりますので、そこへ妊娠中であったり、出産直後の相談なども受け入れられるようになればということで、今、少し担当者といろんな協議を進めているところです。

ただ、お産の直後というのはなかなか集団活動になじまない、感染症の危険とがありますので、ちょっと出にくい時期もあるので、その辺をどのように支援していったら、切れ目ないという繋ぎの中でどのように支援していったらいいのか、今ちょっと検討しないといけないということで、いろんな情報を集めたりしているところです。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ありがとうございます。是非とも人口減というところに色気を出してはいけないんですけども、やはり、今いらっしゃる子育て世代の方とか、若い方に対する支援ということで、是非ともそういったところは充実させていっていただきたいと思うので、よろしくお願いします。

あと、ちょっとその下の子育て支援センターの活動状況が御報告いただいているんですけども、これ子育て会員さんという会員さんがいらっしゃるって、これグルー

ブという団体としての登録と、あと個人としての登録なんか、登録者数がグループの中の構成員の話なのかはちょっとわからないんですけども、この下に子育て相談というのがあるんですけど、これは子育て会員さんが相談されているわけではなくて、それ以外の方もいると思うんですけど、ここは重複があるんでしょうかね、子育て会員と相談の件数の中に。

飯田委員長 中野課長。

中野健康増進課長 ちょっと今聞いていて、ちょっとわかりにくい表になっているので、これはまた修正しますが、説明をしますと、子育て会員さんというのは、子育て支援センターに登録をして、その方たちがグループに分かれて集団活動であったり、交流をされるという形で、登録者数の方が山崎であれば191人が8つのグループに分かれて活動していらっしゃるというような形になります。

子育て相談に関しましては、子育て支援センターの会員登録をしておられない方も対象にしておりまして、毎月相談があることを広報等をしておりますので、一般の方も来られます。子育て支援センターのかつて会員であった人が、子どもが小学生とか中学生、高校生になった段階でもちょっと相談をしたいのでということで、相談に見えるようなことも含まれていますので、重複はしている部分としていない部分があるんですけども、どの程度重複しているかはちょっとそういう集計の仕方をしておりませんのでわかりません。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 あと、消費生活センターのことなんですけど、先ほどの就労支援であるとか、あと母子相談であるとか、いわゆる相談業務の中から、いわゆる経済的なところでのトラブルというか、課題を抱えていらっしゃる関係があると思うんですけど、そちらに繋ぐというか、そういったところの連携というのはあるんでしょうか。

飯田委員長 中野課長。

中野健康増進課長 子育て相談の中でということですか。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ごめんなさい、子育て相談に限らず母子相談であるとか、就労であるとか、いろいろなところで根本原因というか、一番の原因が多重債務であったりとかというところにある場合が多いと思うんですけど、そういったところに繋ぐケースがあるんでしょうかね。

飯田委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 相談業務の中でいろいろな相談があります。特に生活の困窮者

の方でありましたら、多重債務を抱えていらっしゃるとか、そういった法律的な問題を抱えていらっしゃる方もたくさんいらっしゃいます。そういった方につきましては、消費生活センターのほうにすぐに繋がせていただいて、連携を取らせていただくような形をとっております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 原因によってしかるべきところに繋ぐというところを是非ともやっていただきたいと思います。

あと、こういった相談業務にかかわる方、中身を聞けば、この相談の内訳を見ると、やっぱり相当カウンセリングの技術であったりということが求められて、プロである必要はないかとは思うんですけども、そういった資質向上であるとか、そういったところの取り組みというのは、現在されているのでしょうか。

飯田委員長 中野課長。

中野健康増進課長 最近、特に研修をしていることは、DVとか子ども虐待とかいんなところで次々いろんな事件が起きてきますので、弁護士さんの研修会であったり、それから支援措置、住民票が閲覧できなくするための措置であるとか、いろんな次々新しい制度であったり、法律的な知識が要るものがたくさんあります。それは知っていないと相談業務ができませんし、ほかの機関に繋ぐことができないので、研修会にはなるだけ参加するようにという形で、今、母子の自立支援員だけでなく、いんなところでそのように取り組んでおります。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 今お伺いすると、その制度であるとか、仕組みであるとかの理解に重点があるようなニュアンスで聞いたんですけど、対相談者と面と向かうなり、電話口でもいいんですけども、対するスキルですね、ソフト的な、そういったところは何か定期的にスキルアップを図ったりとか、そういった研修の機会が設けられているとかというのは、制度的にないのでしょうかね。

飯田委員長 中野課長。

中野健康増進課長 個別面接の技術というのは基本的な技術なんで、基本の学習は皆しているんですけども、あと、対応の実際の事例を月に1回持ち寄って、どんなふうに声かけをしたらよかったかとか、どういう支援、他機関にどう繋いだらよかったかとか、そういうのを家庭児童相談員なり、保健師なり、ケース対応をしているものが月1回するような状況で、経験を積んでいくというようなことをしながら、個別にかかわるということを経験を積めるように、外部の研修も内部の研修も

ちょっとそこがすごく難しいところなので、職場内研修になるんですけども、そのように取り組んでおります。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 そういった内部でのケーススタディであるとか、カウンセリング的なものも重要かと思うんですけど、やっぱり、そこに外部というか、専門家の指導なりとかというところが、たまにでもあると、全然違うと思うので、そのあたりをちょっと今後御検討、大分社会問題が複雑化していたり、深刻化している状況なんで、相談の方も非常に御苦労されると思うので、そのあたりも含めて検討いただきたいと思います。

では、続けて、ちょっと飛ばして、あともう1件だけ聞かせてください。

委員会資料の16ページの発達相談、発達支援ということがいろいろここに報告をいただいているんですけども、この例えば発達支援事業の中の 教室、いろいろわんぱく教室であるとか、すこやか教室とかというのが、いろいろあるんですけど、これは乳幼児健診等により発達面において要観察になった乳幼児や育児不安のある母子を対象に云々という感じなんですけど、具体的にどういう内容のことをされているかだけ、ちょっと最後お伺いしたいんですが。

飯田委員長 中野課長。

中野健康増進課長 会場4カ所でやっておりまして、参加人数等で回数とかはちょっと異なるんですけども、やっている内容というのは、まず来ていただいて身長や体重をはかる、測定が希望の方ははからせていただいたり、あとは年間で集団遊びだったり、親子遊びだったり、本の読み聞かせだったり、親子でできる体操などを実施しながら、みんなと遊ぶという体験をしていただいて、その中で子どもの発達の観察等をさせていただいています。観察というか、お母さんと一緒に子どもの発達を喜びながら寄り添うような形で運営をしております。その中でどうしても言葉の出ることが遅いとかということになれば、いろんなそういう発達の課題が何カ月か経過を見ているうちに、少し気になることがあれば言語聴覚士さんの相談日に繋ぐとか、臨床心理士さんの発達検査に繋ぐとか、そちらのほうを保護者の方に一度御相談をされたらというような形でお勧めしたり、小児の精神科の先生に来ていただいているので、そちらのほうに検査を受けた結果などで進めることもあります。それも並行してしながら、教室に通っていただいて、一緒に発達を支援するためにお母さんたちとお話を重ねていくような形に考えていただければいいと思います。1歳半健診とか、3歳児健診であれば、1年に1回とかというふうに関

隔があくんですけれども、発達の支援は1カ月に1回とか、2カ月に1回実施するので、その間に顔見知りになったり、子どもたちもその場になじんできて、その会場に来るのを楽しみにする中で、ちょっと健診のときだけやったらなかなか発達の簡易検査なんかに応じない子が、ちゃんとその場でできるようになったりというような形の教室運営をしております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 その件に関して、結局その何々教室とかとって、その4町でやっている支援事業には、繋ぐためには乳幼児健診等での要観察などで、専門家の判断が下がっていると思うんです。そこから今度、実際の言葉の相談であるとか、育児助言とか、いわゆる専門家に繋ぐところの判断というのは誰がされるんですかね。要観察、発達支援事業から発達相談のほうに行ってみたらどうですかという判断は誰がしていらっしゃるんですか。

飯田委員長 中野課長。

中野健康増進課長 その場に保健師であったり、保育士とかがメンバーとして入っていますので、状況は乳幼児の発達のマニュアルみたいなのがありまして、その中からその発達のなかなか1歳半とか、3歳でこの部分はなかなかできていないというようなことがあれば、いつまでぐらい様子を見てもいいけれど、いつぐらいになったらちょっと専門家に見てもらったほうがいいという基準の表がありますので、それらを参考にスタッフで相談をして決めています。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ぜひともその要観察の観察の部分にも専門家の僕は視点を入れたほうがいいと思うんで、それが可能ならやっていただければいいですし、マニュアルなりその基準が明確で適切だという判断であれば、そのまま継続していただいても思うんですけど、ここで一旦専門家の視点が外れてしまう、保育士さんとかという部分はどこまでそういうことの専門性があるか僕は認識してないんですけど、教育者はそこまでは多分ないと思うんで、そのあたりで医療というところに繋ぐためには、やっぱりもうちょっと専門的な視点で、たまにでもいいですから、その状況を見ていただくようなことができればいいかなというふうに思います。これは答弁結構です。この点で一般会計は結構です。

飯田委員長 続きまして、高山委員。

高山委員 それでは、私のほうは成果説明書60ページの上段にあります臨時福祉交付金事業ということでお伺いをいたしたいと思います。

この説明書を見ましたら、予算に対して不用額が多いということでございます。これは翌年度への繰り越しの事業ということで理解をいたすんですけども、この中で対象見込み世帯ということで5,025件あったんですけども、その中で最終的な申請受け付けが4,127件ということでございます。差し引き約900人ほどの方が受け付けに漏れ落ちておられると、受け付けをされなかったということのほう为正しいかと思うんですけども、そのあたりなぜだったかという疑問を持ちましたもので、お聞きをしたいんですけども、その点からお願いしたいと思います。

飯田委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 臨時福祉給付金につきまして御説明させていただきます。

まず、臨時福祉給付金ですけど、これはこの平成27年度分につきましては、平成27年度分の市町村民税が課税されていない方で、また課税されている方の扶養親族でありますとか、生活保護の被保護者等を除くということで、対象者がなっております。先ほどおっしゃっていただきました、まず対象見込み世帯でございますが、これは見込みと書かせていただいておりますように、この中には市外の課税者に扶養されている方、こちらのほうの宍粟市のほうでは把握できない方も含まれております。また、この時点で未申告の方で税の内容が確定していない方なども含まれておまして、必ずしもここに書いております見込み世帯イコール受給資格を持たれている世帯ということではございません。こういう形で見込みと思われる方に対して申請書を送付させていただいて、実際に申請が返ってきて受け付けをさせていただいたのがこの4,127件ということになっております。

以上でございます。

飯田委員長 高山委員。

高山委員 市外の方も含まれておるということで、ある程度理解をしましたけれども、実はこの臨時交付金が出ましたときに、ある方が交付するという通知があったというんですけども、その中で私はその方からお聞きした場合、申請をすべきということで、少し申請をするのが遅れたんやという話なんですけれども、遅れたから漏れ落ちたんかなあという話なんですけども、先ほどお聞きしたら、それはいろいろと手続上いろんな制約があって漏れ落ちたというか、申請が受け付けられなかったというケースもあるかと思うんですけども、そういったことでいわゆるここに書いてあるように、受け付け件数の中で支給決定に落ちた方、支給決定された方、不支給決定が68件ということであろうかと思うんですけども、その中でもう少し当局のほうにお尋ねになったらということであったんですけども、こういっ

たケースの場合、それぞれ漏れ落ちたと言ったら変な言い方なんだろうと思うんですけども、そういった方からの問い合わせというのがあったか、なかったかということをお聞きしたいと思います。

飯田委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 先ほども申しましたように申請書を送付させていただいた中には、特に例えば高齢の方で宍粟市にお住まいなんですけれど、市外の子どもさんとかに扶養されているというようなことで、こちらのほうに申請をいただいたんですけど、後でそういうことがこちらのほうで確認ができて、不支給となったようなケースもございます。

また、申請される前にお問い合わせをいただいたら、こちらでその時点で確認できる限りのことは確認をさせていただいておりますので、申請前の当然お問い合わせということも実際にはございます。

飯田委員長 高山委員。

高山委員 先ほどよりお答えはいただいておりますんですけども、申請されて申し込みを受け付けされた方、ほとんど100%支給されたと理解してよろしいんですね。

飯田委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 はい、給付金につきましては申請をいただいた方につきましては、適正にこちらのほうで審査をさせていただきまして、当然支給資格のある方については100%申請いただいた方については支給させていただいたと思っております。

以上です。

飯田委員長 続けて、シルバーパワーアップをお願いします。

高山委員 それでは、続けてお願いします。

私は、63ページの下段のほうのシルバーパワーアップ事業ということで質問をさせていただきたいと思います。

予算480万円余り、決定額が463万8,000円ということで、前年度から思いましたら2倍という予算がついております。大変今の時代、元気で長生きしたいという思いは誰しも願うところでございます。この事業によりまして、本当に医療費の抑制にも繋がってくるし、生きがいを感じていただくということで、特にお年寄りの方にとっては大変すばらしい事業じゃないかなと、このように思っております。

その中で、この内容を見ましたら、2,000人の目標数値よりもはるかに達成したという結果が出ております。本当にいい事業だったという、成果があらわれておる

ということでございます。

この中で気になるところは、先ほど大島部長が最初に説明された中で、このパワーアップ事業について今年度の事業をうかがいながら、来年度も引き続きやっていただくというような話も出たように思うんですけども、やはり高齢者の健康維持ということを目指すのであれば、この事業は大変有効な事業ということで私は評価します。その意味で、是非とも来年度、平成29年度の予算を獲得していただいて、また予算をアップしていただいて取り組んでいただくという決意はございますでしょうか。

飯田委員長 谷林課長。

谷林介護支援課長 シルバーパワーアップ事業についてお答えさせていただきます。

このシルバーパワーアップ事業、平成26年から平成28年までの3年間を事業期間として計画してやっております。平成28年度をもって終了ということなんですけども、このシルバーパワーアップ事業の中で実施しておりますのがいきいき百歳体操教室なんですけども、平成28年度をもってポイントの交付というのは終了いたしますけども、平成29年度以降、新たに開始します総合事業の中の一般介護予防事業として継続実施はいたします。このいきいき百歳体操教室、非常に高齢者の方に好評をいただいておりますので、今後もさらに拡充するための啓発や立ち上げ、あるいは継続の支援というのは引き続き実施していく予定です。

このシルバーパワーアップ事業の経過なんですけども、平成26年度末には32会場の583人の登録になっておりました。3年事業のシルバーパワーアップ事業なんですけど、3年間では高齢者の1割を登録者とするという目標達成は難しいかなということで、平成29年度、30年度の5年計画で高齢者人口の1割が登録者となるということを目指しておりましたが、平成27年度末には68会場の1,354人、それから直近のデータでいいますと、平成28年の8月末現在ではもう既に82会場の1,657人が登録、65歳以上の13.1%が登録をされまして、週に1回もしくは2回のところもあります。各公民館やあるいは自宅を開放されたようなところで皆さん方、取り組んでおられます。

飯田委員長 高山委員。

高山委員 谷林課長、先ほど答弁の中で私少し気になったんですけども、ポイントを次年度からやめるといような発言をされたんですか。

飯田委員長 谷林課長。

谷林介護支援課長 シルバーパワーアップ事業の中では1回参加1ポイントとして

40ポイントたまれば、食事券といいますが、ポイント券みたいなのを交付してたんですけども、この事業につきましてはもう3年間で終了ということで、今年度も既に年度当初のほうに各会場全て回らせていただいて、皆さん方に、登録者、参加者の方には説明をさせていただきました。ほぼもうポイントは終了しても継続して行きたい、あるいはポイントよりもこういうふうに週1回集まって顔なじみの者が交流する、あるいは集いの場として楽しめるということで、皆さん方の賛同のほうはいただいております。

飯田委員長 高山委員。

高山委員 おっしゃることはよくわかるんですけども、それぞれ回っていただいて、皆さん方に了解していただいたということなんですけれども、ある方から、このポイントがあるから励みになるんやという方もいらっしゃいました、確かに。そういったあたりポイントがあるから参加するというんでなくて、ポイントがあることによってやはり行ってみようかとかいう方もいらっしゃることは事実なんですよ。だから、そういったことで少し予算は半減してもよろしいですから、何か付録をつけてあげたら大変励みになるんじゃないかなという思いがしておりますので、その点お考えいただいたらなと、このように思います。いかがですか。

飯田委員長 谷林課長。

谷林介護支援課長 確かにそういう声もあったかと思うんですけども、あくまでもこれは各高齢者、御自分のための将来への投資、なるだけ自分で自分のことができる期間を増やしていこう、年齢を重ねても元気でいようということが目的なんで、確かにポイント交付という制度は3年間は設けましたけども、これがなくなったからといって教室を閉鎖されるというようなことはあり得ないと思いますし、事実、これだけの会場数を続けておられる中でも、回らせていただいた中でも全体の声としてそういう意向というのは聞いておりませんので、是非皆さん方、体操に参加される御褒美は自分への健康づくりやというような意識で取り組んでほしいということもこちらでも申し上げましたし、私が行かせていただいた会場につきましては、いやいやもうこんないい機会を行政のほうで一つの機会とて与えていただき、みんなで力を合わせてやっているんやから、それが何よりの御褒美ですみたいな意見もたくさんいただきましたんで、今のところ継続してということは考えておりません。

飯田委員長 高山委員。

高山委員 最後になろうかと思うんですけども、大変谷林課長から本当にお年寄りが生き生きと励んで体操をしていこうという表現ですか、そういったことがうか

がいとれたんですけれども、これから敬老会が各地域で始まっておりますし、始まろうとしております。是非とも健康づくりについて敬老会の場等々でやはり皆さんにお勧めしていただいて、一人でも多くの参加者が出ますように思っておりますので、その点よろしくお願いを申し上げます。

飯田委員長 答弁要りますか。

谷林課長。

谷林介護支援課長 ありがとうございます。委員さんの御指摘にありましたように、介護予防とはいえ高齢者の健康づくりということで、健康増進課のほうとも連携して、各老人クラブのほうもこのいきいき百歳体操教室とは別に年に1回は回らせていただいておりますし、いろんな機会を通じまして、高齢者の健康づくりということについては啓蒙していきたいと思っております。

それから、いきいき百歳体操教室の大分会場も増えてきたので、さらに発展させる意味ということで、繋がりづくりとか安否確認の場だけでなく、先ほど委員さんから指摘がありました、さらに高齢者の健康づくりの場としての活用も今後考えていきたいとは思っております。

飯田委員長 続きまして、林委員、診療所のほうをお願いします。

林委員 私のほうからは千種診療所について、ちょっとお尋ねいたします。

委員会資料の21ページに千種診療所と波賀診療所の患者数、平成25年度から平成27年度までの表が出ておるんですけども、波賀診療所は若干平成26年度と平成27年度を比べたら増えてますけども、千種診療所は大きく減少をしております。この表ではツカザキ病院から医師が来られて眼科診療をしておる分も含まれてますので、それを除いたら平成26年度から平成27年度にかけては20%以上患者数が減少しておるんですね。千種の人だけ急に健康になったということは考えにくいんで、これだけ多くの患者数が減ったということはなぜ減ったんでしょうか。理由と原因とかがわかれば教えてほしいと思っております。

飯田委員長 大谷事務長。

大谷千種診療所事務長 林委員の質問にお答えいたします。

資料によりまして千種診療所、平成26年から平成27年、マイナスの1,817人ということで数値が上がっております。これにつきましては前年、平成25年度から平成26年度につきましても2,200人余り減少しております。その減った原因の主なところを診療所としてこのように考えております。

地域の高齢化が進む中で、千種診療所の患者の約半数が後期高齢者であり、これ

まで通院されていた方が施設入所されたり、デイサービスへと移行されるケースが非常に多くなっております。また、これまで自力で通院されていた方が家族の付き添いや送迎が必要になってまいりました。そういったことから平日の5時以降や土日に診療がある医療機関へ行かれるようなケースも非常に増えており、そういったことが大きな要因と捉えております。

飯田委員長 林委員。

林委員 今言われたのは、今まででもそうだったと思うんです。特別平成26年から平成27年にかけて今言われたような状態になったとは考えにくいんですけどね、もっとほかに原因があるんじゃないんですか。

飯田委員長 大谷事務長。

大谷千種診療所事務長 平成26年から平成27年減少しておりますけれども、平成25年、平成26年もそれを上回る減少が起きております。主な原因としましては、さまざまな要因があるかとは思いますが、非常に高齢化が進んで今まで自力で来られていた方がというようなところが大きな要因であると思っております。

飯田委員長 林委員。

林委員 わかりました。そう言われるのであれば、実際に人数を調べられると思うんです。また、委員会にでもデータを出してほしいと思います。

それから、続けてちょっとお尋ねするんですけど、同じく千種診療所の通所リハビリ、これやっておるんですけども、この通所リハビリも利用者が減っています、かなり。これについてはどうですか。

飯田委員長 大谷事務長。

大谷千種診療所事務長 通所リハビリの利用者の減少につきまして、その原因をお答えいたします。

平成27年度中の実績でお答えしますと、年度当初9名であった利用者のうち4名の方が年度途中で利用をやめられております。内訳としましては、入院された方が1名、デイサービスへ、いわゆる食事であったり入浴であったりという生活のサポートのほうへかわられた方が2名、それから1名の方は夫の入院で通所できなくなったという方で、やはり利用者の方の介護度等が上がったことが一つには理由であります。

また、平成26年度から新たに利用者を受け入れてないということも利用者が減っている要因であります。

飯田委員長 林委員。

林委員 わかりました。今言われた平成26年度から新規受け入れをしなくなったということなんですけども、それは何月から。年度当初から新規は受け入れないようになったということですか。

飯田委員長 大谷事務長。

大谷千種診療所事務長 すみません、何月というところまでは申しわけありません。調べておりません。前年度末あたりに今やっておりますエーガイヤの保健福祉センターのリハビリの施設につきまして、手すりの問題であったり、トイレ、それから動線の問題等でなかなか通所の利用者の人にとりまして、十分な施設でないということがございまして、以降新たな受け入れはとめている状況でございます。

飯田委員長 林委員。

林委員 施設が受け入れに不十分であるということを理由に今受け入れをやめられたということなんですけども、それは施設の状況が不十分であったら、受入体制を十分にしてお受け入れをするという考えはなかったんですか。そういう考えもなしに、もう不十分だから受け入れせんと、そういう考えだったらええんですけども、それでしたら、新規でなしに、継続して通われておられる方は不十分ではないんですか。

飯田委員長 大谷事務長。

大谷千種診療所事務長 人数が減ってまいりますので、スタッフの目も行き届きやすいということもございますが、その当時の判断として保健福祉センターに一般利用の方もいる中で、トイレの動線が非常に長いと、そこに介助しながらトイレに行く、そういったことが非常に危険であるという等の判断でされておりますけれども、この通所リハビリについては、千種におきましては診療所に通って利用されている方も現在もございまして、施設等をどうしていくのかとか、安全策をどうしていくのかということは課題と思っておりますし、そういった課題が検討していく中で改善されていくのであれば、再度受け入れるということも検討していかなければならない時期に来ていると思っております。

飯田委員長 林委員。

林委員 その通所リハビリを行っている施設が不十分な施設であるということで、受け入れしないというんだったら、新規だけでなしに今まで通っておられる方も同じことになると思うんです。それだったら全部施設が万全な施設でないから、しないというんだったらわかるんですけども、新規だけ受け入れしないというのは、ちょっと私には理解できないんです。

それと、その新規を受け入れしないという判断をされたんは市長なんですか。

飯田委員長 大谷事務長。

大谷千種診療所事務長 政策決定とかそういったもので判断したものではないと考えておりますけれども、部をはじめ上層分のほうには相談をかけて、受け入れをとめていくと判断したと聞いております。

先ほど今おられる方についても危険ではないかというところは、人数が今5名ですけれども、看護師と介助員とがついておりますので、例えばお手洗い、以前でしたら同時に3名の方があるとか、そういったことがありましたけれども、1人ずつトイレに介助しながら行く。長い方でしたら、例えば30分とかお手洗いを利用されることもございますので、そういったフォローが今はできているという状況です。

ただ、利用者の方の歩行とか機能が非常に落ちておりますので、非常に看護師、介助師等は大変気を配りながら安全確保には現在努めております。

飯田委員長 林委員。

林委員 今聞いたところによると利用者が5名と言われましたね。これ通所リハビリの定員いうんですか、それが1日当たり10名となっとなんですけどね、それからしたら5名で半数なんで、それほど手がかからんのと違いますか。

飯田委員長 大谷事務長。

大谷千種診療所事務長 定員は10名を定めております。今5名ということで、先ほど言われたように、手がかからないといいますが、スタッフの目が行き届きやすい環境にはございます。

飯田委員長 林委員。

林委員 説明されておることと、ちょっと私理解ができんのんですけども、最終的に新規受け入れしないという判断をされたんは、事務長なんですか、所長なんですか。市長でないとしたら。

飯田委員長 大谷事務長。

大谷千種診療所事務長 最終判断が誰かというところは、事務長のみであったり、所長のみで診療所どまりでの決定ではないというふうに理解をしております。

飯田委員長 林委員。

林委員 このことは大変重要なことなんです。ですからね、通所者が重症化というのか、重篤化しておると。それだから、リハビリが必要なんです。放っといたらもっともっと悪くなるんです。悪うならないようにするために在宅で生活できるように通所リハビリをしとんです、事業目的としては。そうなんでね、事業目的とか、それらを考えてやっぱり市民の立場に立ってそういう事業を考えてもらわんと、手

がかかるから、いろいろと理由をつけてやめるやめるとされておると、私はそう感じ取っておるんですけどね。やっぱりもうちょっと考えてください。

また、委員会の中で誰がそういう新規受け入れをやめることを提案して決断したんかというのも、ちゃんと報告してほしいと思います。

これで終わります。

飯田委員長 関連で鈴木委員。

鈴木委員 千種診療所の件で患者者数の減というのは、特に千種の件は今お聞きしました。各診療所の患者さんの内訳ですね、結局高齢化していつているのかとかいうことも含めて、これは後日の資料で結構ですので教えていただきたいのと、先ほど通所リハビリの件もありましたけど、ニーズがないわけではない状況で、施設であったり人員のことでそういったサービスを削っていくというのは、方向性として全く逆行しているんだと思うんです。その10名を受け入れるというところで、それだけのニーズがあった場合には、施設の改修であったり、人員の配置であったりということに働きかけをしていただかないと、これだけの施策じゃないですけど、結局どんどん北部3町のそういった施策なり施設なりをダウンサイジングさせていくというところが目に見えてくるので、とにかく今時代の流れがそうじゃないので、地域包括ケアも含めてとにかく地元でというか、住みなれた地域でということ言ってるわけなんで、そういうことも含めてちょっと方向性が間違っていると思うんで、そのあたりはちょっとただしていただきたいんですけど、患者数が減ってということで、ニーズがないわけではないと思いますし、先ほど来高齢化ということで言ってますけど、高齢者が激減したり、激増したりということではないので、千種も波賀も含めてですけども、今後どうしていきたいのかというのをちょっとお伺いしたいんですけども。

飯田委員長 質疑中ですが、午後4時を過ぎていますが、このまま審査を続けます。

大谷事務長。

大谷千種診療所事務長 まず、通所リハビリの施設の問題であったり、人の問題というところにつきましては、千種診療所なりにつきましても、平成25年ないし平成26年当時の判断等はありませんけれども、一つの課題としては捉えておりますので、施設の問題、安全確保の問題等を検討すべき課題であると考えております。

それから、ニーズ等が通所リハビリにないということは理解しておりませんので、ニーズ等もあると把握しておりますので、検討していきたいと考えております。

それから、2点目の千種診療所の利用者減に対する年齢等の割合ということで、

また改めて資料を御提示させていただきますが、10歳刻みで毎月集計をとっております。大きく分けまして波賀につきましても、千種診療所につきましても60歳以上が82%から83%で、70代、80代が60から61%という非常に高い割合になっておりまして、その中でも波賀診療所については70代の割合が一番高く、千種診療所については80代の割合が非常に高くなっております。

それから、男女の性別の数値につきましても、それは通常では集約、統計をとっておりませんけれども、もう一度抽出し直した形で御提出をさせていただきたいと思っております。

それと、3点目の千種診療所の今後の方針でありましたり、波賀も含めてということで御質問いただいた件です。

おっしゃるとおり、やはり地域包括ケアの中で千種エリアにおける地域医療の拠点としてその大きな役割を千種診療所が担っていると思っております。介護連携によります在宅ケアの推進であったりとか、訪問診療の充実等、それからかかりつけ医として住民の身近な診療所づくり等、進めていかないといけないと思っております。

具体例としまして、今年度6月からですけれども、診療所の所長、訪問看護ステーション、それからケアマネジャー、それから千種保健福祉課の出席によりまして、包括ケア連携会議というのを月1回開催しております。そういった中で要援護者の実態把握とか、適切なサービスの提供に努めるため、情報共有を図っております。

また、今年7月ですけれども、千種診療所が地域包括医療ケア施設として認定を受けております。また医師も認定医となっております。地域の住民の方と連携を図っていくという意味では、保健福祉課の主催ということで、この9月末には民生委員児童委員、協力員さんを対象とした研修会の中で地域包括ケアにおける地域医療につきまして、診療所所長が後援し、かかりつけ医として住民と患者の信頼関係の構築ということで、そういった機会も設けておりますので、そういったことで地域包括ケアの中の地域医療の拠点として役割を果たしていきたいと思っております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 方向性は多分そうだと思うんですけど、平成27年度も含めてですけど、今起こっている実態からいくと、結局、後期高齢の方が増えて施設に入所されたとか、あとは自力で来られていた方が家族の介助が必要だから、平日の夕方であるとか、祝祭日とかに通える病院に通うなどって、全く逆行しているんですよ。そういうニーズが増えているんだったら、そこに対応していくことが方向性なのに、通

所りハビリもそうですけど、どんどんどんどん逆行してるんじゃないですか。心づもりというか、方針とやっていることが一致しない以上、それは意味がないので、そういうふうに思っているんだったら、そういう行動なり方針を決めていただきたいと思いますし。

先ほどちょっと通所りハビリの受け入れ中止云々というジャッジをどこがしたかという話になったんですけど、それはあくまで一部署でそういったそんな重要なことの政策決定ができるはずがないので、絶対最終決裁は市長まで行っていると思うんで、そのあたり、もし現場レベルでそういったジャッジができるということであれば、それはそれで逆に問題なので、そのあたりはしっかりと、林委員にでもいいので報告してもらえればいいかなと思います。

診療所の関係は以上です。ありがとうございました。

飯田委員長 あと特に質問がございましたら。

すみません、特別会計のほうで。

林委員。

林委員 委員会資料の26ページに鷹巣診療所の資料が出てますけども、鷹巣診療所は月に1回昼から30分ほどの時間で診療してきておりましたけれども、平成26年の5月から受診者がなくなったということなんですけども、それまでに鷹巣診療所は利用者があったんやけども、予約してからでないで診療を受け付けないというようなことになったようです。それがそういう予約をしてからでないで診療所に行けないということになったんは、何年からそういうことになったんかということと、鷹巣診療所で診察受けて、薬をもらいよったんやけども、鷹巣診療所では薬を出さないようになって、薬は千種診療所まで取りにきてほしいというようなことにされておっただらしいんです。そういうことになったんは、いつからそういうことになったんか、ちょっとお尋ねします。

飯田委員長 大谷事務長。

大谷千種診療所事務長 まず、1点目の予約診療になった時期でございますけれども、平成26年5月以降患者がなくなっております。それ以降です。平成22年ごろから1名の方の利用が続いておりました。それで、平成23年10月から平成26年の4月までの間、別の方ですけれども、その方が1名がずっと利用されていたために、その方の処方箋が4週だったために、その間は4週ごと、予約がなくても診療に行っておりましたが、その方が千種診療所での御相談がありまして、診療所としましては、鷹巣でも千種診療所のどちらで受けていただいても結構ですという御回答はしたん

ですけれども、千種診療所での診療を希望されましたので、平成26年5月以降、その方が来られなくなったという形で予約診療という形になっております。

それから、もう1点、服薬についてですけれども、委員会等での御発言もございまして、当時かわっていた者等にも複数に確認いたしました。4週に1回、その前には隔週だったわけですがけれども、定期的な患者さんの常用薬というのは常に鷹巣診療所に持っていきまして、事前にかぜですとか、いろんな症状を御連絡いただいておりますら、そういったお薬の準備はして鷹巣診療所に行っておりますけれども、突発的な病状とかで用意できない場合に、本人さんの外出のついでとか、家族の方に診療所に取りに来ていただくようなケース、鷹巣に持って上がっていないということで、そういったケースはあったというふうに確認をしております。それについてはいつの時期というよりも、鷹巣診療所を開設していたとき、ずっとそういったケースはあったというふうに確認をしております。

飯田委員長 林委員。

林委員 私が聞いたところによれば、診察は受けるんやけども、薬は千種診療所へ取りにこいということになっとんですということ聞いたんです。それは私が聞いたんが間違いかもわかりませんが。鷹巣診療所で診察受けられる方はほとんど慢性的な疾患で、高血圧の薬とか、そういう薬をもらうために行かれておったんです。ですから、最初は2週間ほどしか薬が出なるときは2週間ごとぐらいに診療所からお医者さんが上がって診察受けて薬を渡すということで、今現在は4週間出ることになったんで、月に1回になっとんと思うんです。それはいいんやけどね、そのときに薬をもらえんで、また取りに出んとあかんのやと聞いたんですけども、そうでないんですか。

飯田委員長 大谷事務長。

大谷千種診療所事務長 当時携わっていた者等に確認いたしましたら、おっしゃるように恒常的な症状でお薬を慢性的にもらわれている方がほとんどでしたので、そういった薬は十分用意できますので、4週に一度そのお薬を持って上がっていたというふうに確認しております。

飯田委員長 林委員。

林委員 そうでしたら、私の聞き間違いだったと思うんです。申しわけありません。それで、突発的なときとか、違う病気の場合は診療所へ行かれると思うんです。せやさかい、鷹巣診療所へ来られる方はもう症状もわかっとなんで、問診受けて血圧を測定するぐらいで診察は終わりよったんです。せやさかい、そういうことが薬がも

らえなんたら、えらい不便やなということを感じたわけなんです。

それと、平成26年の5月から患者がいなくなったという理由、今、患者さんと相談してその上で1人だけだったら、千種診療所へ出ますわということでゼロになったと、今言われましたわね。

飯田委員長 大谷事務長。

大谷千種診療所事務長 こちらのほうとしましては、千種の診療所に来てくださいということは言ってないんですけれども、鷹巣診療所も継続して診療に4週に1回上がってまいりますことも御説明する中で、今現在も千種診療所のほうに御家族の送迎等で来ていただいておりますけれども、御本人さんの選択の中で千種診療所を選択していただいたというふうに理解をしております。

飯田委員長 林委員。

林委員 このことは、この前の先月の委員会でしたか、説明されましたわね。お願いして下へ来てもらうようにしてゼロになったんですと、私はそのときにそう聞いたんですけどね、事務長さんから。それだったらおかしいなと思うんですけども、今言われた本人さんが選択されてそうされたというんだったらわかりました。

以上、終わります。

飯田委員長 岡前委員。

岡前委員 介護保険の関係で1点だけおき聞きしておきたいんですけども、介護保険の給付状況ということで31ページに丁寧にまとめていただいております。その中で、これから多分注目されてくるのが地域密着型のサービスがいろいろとメニューがあるんですけども、この間、特別養護老人ホーム等への施設の入所資格が要介護3以上になって、病院等から退院をされるとか、あとひとり暮らしになられて、一定の介護が必要だけでも、今までやったら入所施設に入れておったのに入所できないというふうなケースが今後ものすごく増えてくるんじゃないかなということが予想されております。

そういう中で地域密着型サービスが身近なところがあれば、例えば小規模多機能というような施設であれば、宿泊もできますし、デイサービスで毎日通うというふうなこともできますし、ある意味、入所施設を待つ間も安心して暮らせる、場合によっては地域において暮らせるというふうなことであるんですけども、改めて第6期の介護保険福祉計画を見せていただきますと、小規模多機能の居宅介護というのは、日常生活圏域に一つ以上を目安に整備を目指していくというふうに具体的に書かれております。

それで、ちょうどこの8月に民生生活常任委員会の報告への資料として、第6期計画にある施設整備については、特定施設入居者生活介護であるとか、認知症の対応型の共同生活介護、特別養護老人ホーム1カ所というふうな、施設整備のほうは報告されているんですけども、今言いましたような小規模多機能というふうな地域に密着した中学校区に1カ所程度整備されていたら大変助かるというふうな施設、今現在、実際宍粟市であるところもありますし、全くないところは全くないわけで、そういうふうな施設の整備計画、先ほども言いましたように、介護保険福祉計画にはそういうふうな生活圏域に一つということは、中学校区に1カ所は整備していきますよというふうな書いてあるのに、具体的な方向性が出てきてないのではないかなと思うので、そのあたりのところはどうなっておるのか、お聞かせ願いたいと思います。

飯田委員長 谷林課長。

谷林介護支援課長 地域密着型サービスについて答弁させていただきます。

現在、地域密着型といいますのは、宍粟市内には4種類あります。いわゆるデイサービス、地域密着型通所介護が14事業所、認知症対応型通所介護、認知症の方が行かれるデイサービスが2カ所、それから小規模多機能型の居宅介護が2カ所、それから認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームが3事業所、3カ所ございます。計画の中では、その小規模多機能型居宅介護、通いと訪問と泊まり、これらが複合的に提供されるサービスとして位置づけられているんですけども、ただ、認知症対応型共同生活介護以外は小規模多機能型以外の地域密着のサービスはそんなんですが、特に小規模多機能型居宅介護につきましては、市として圏域ごとの設置というのは望ましいところではあるんですけども、施設の整備申請というのは県のほうに出されまして、それを市として地域密着型として指定するというのが次の段階にあります。それで、市として望ましいのは圏域ごとというのがあるんですけども、なかなか市の思いどおりに、じゃあ、次はここでというようなことはできないのが現状ですが、そういうことも今後少しでもいろんなところへ啓発できていけたらなと思います。

それから、先ほど委員会の報告の中でのことがあったんですが、委員さんからのお話があったんですが、6期の中では特定施設入居者生活介護、身近でいいますと、サービス付き高齢者向け住宅に特養並みの介護サービスがプランに基づいて提供されるという施設なんですけども、そちらを整備することによって、また特養の待機者ということの入所ということが要介護2以下であっても入居が可能になりますので、

そういう意味での対策ということではできないかと思います。

飯田委員長 岡前委員。

岡前委員 今言われたのは結局民間の事業所頼みというふうな考え方やと思うんですよ。やっぱり宍粟市の北部なんかの状況を考えてみますと、本当に小規模多機能、中学校区に1カ所といっても、本当に送迎範囲とかというのはものすごく広いですよ。やっぱり宍粟市が独自に訪問看護を市の制度として始められたように、そういう不採算地域、採算がとれる地域は民間企業が新規で申請してくると思うんですけども、どう考えても不採算地域には民間企業は絶対入ってきません。やっぱりそういうところはしっかり見極めていただいて、場合によっては市の直営でそういうふうな事業展開もしていくというふうな、そういう選択肢も持っておいてもらわなあかんと思うんです。せやさかい、そこら辺の考え方だけ最後にお聞かせください。あくまで民間頼みというふうな事業展開をされるのか。それではやっぱり北部というのはうまく回っていかないと思いますので、その点いかがでしょうか。

飯田委員長 谷林課長。

谷林介護支援課長 御指摘のありましたとおり、小規模多機能型居宅介護につきましても、やはり民間の事業者さんは採算と運営ということも重視されていると思いますので、なかなか中学校区に一つずつというふうなことは非常に難しいかと思いますが、再度6期の計画の評価をしつつ、今度7期に向けてのまた計画策定に入るところでございます。今日、委員さんから御指摘のありましたことも、また評価の中に加えながら、また施設整備ということも改めて考えていきたいとは思っております。

飯田委員長 最後に、鈴木委員。

鈴木委員 通告の最後のところです。介護の認定率の問題なんですけど、総合計画というか、基本計画の中でこれが目標値として何年には何%というようなものはあったんですけど、これが上昇の目標、上げていくというのが目標の、施策の方向性だったということは、以前から本当にそうなのかと。じゃなくて、逆に認定率を下げていくというのは、それは切り捨てるということではなくて、健康でいていただくというところにシフトして行く方向なんで、本当にこれで合っているのかということ聞いたんですけど、結局これ第2次総合計画というか、前期計画の中でこれ上がる方向なんですか、下がる方向なんですか、結局はどうなってますか。

飯田委員長 谷林課長。

谷林介護支援課長 介護認定率についてなんですけども、介護認定率に影響する要

因というのは、やはり高齢化率、高齢者の増加とか、あるいはサービスの充足状況、それから事業、そういう介護保険サービスの周知とか、いろんな要因が絡んでくるとは思いますが、これらの要因はいろいろあるんですけども、人口推計をもとに認定率の推計というのは出しております。

ただ、近年の国立社会保障人口問題研究所の推計では、宍粟市の65歳以上の人口は平成32年がピーク、ただし、要介護認定率が倍増してくる75歳以上の後期高齢の人口は平成42年がピークというような推計が示されております。これらから見ますと、人口動態から見ますと、今後しばらく介護認定率は上がるとは予測しておりますが、近年、平成23年度以降、要介護認定率の出現率はほぼ横ばいと見てもいいかなという状況にはなっております。

平成17年、平成22年から平成23年の国調の年ごとに見ますと、非常に急増はしているんですが、平成27年度以降は21%台で若干増減を繰り返している状況です。

それと、認定率が上がる、後期高齢もさることながら、中身を見ますと、軽度の要介護認定者支援1・2と要介護1の方の認定率というのも若干増えているというのが現状です。

それで、市としましては、認定率は抑えていきたいというのが本来のところなんですけども、特に軽度の要介護認定者を少しでも減らしていきたい、抑制していきたいということで、特に軽度の認定者の申請理由を見てみますと、筋力低下、筋・骨格系の疾患とか、転倒とかいうあたりが非常に4割を占めるというところが見えますので、そういうことを予防するためにも、先ほど質問の中にもありましたいきいき百歳の普及、あるいは継続によって少しでも元気な高齢者を増やしていき、こういう介護認定に繋がらない方を増やし、認定率抑制に繋げていきたいという期待は持っております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 わかりました。でしたら、是非とも介護認定率という大きくくりではなくて、どういうところはどのようにしていくというふうに細かくターゲットを切って施策展開していかないと、見えなくなってしまうと思うんで、そのあたりは要検討をお願いしたいと思います。

介護の関係、先ほど岡前委員がおっしゃってた地域密着型サービスというのは、これホームページには載ってるんですけど、いきなりこの言葉で紹介されて、これ地域密着型サービスと言われても一体何のことを指すのかが全くわからなくて、担当課が介護というのがあったから、ああそっちのもんなんだなというような感じの

非常にインフォメーションとしてはちょっとまずいかなと思うんで、そのあたりもちょっと御検討いただければというのと、あと、先ほど介護の事業会計の御説明のとくきに、高齢化の進展に伴い介護を必要とする高齢者の増加というふうに御説明があったんですけど、これはミスリードしてしまう可能性があるんで、高齢化の進展とか、高齢化率が上がるということは、支える世代の現象のほうが多分影響が大きいので、高齢化が進展すると、介護を必要とする高齢者が増加するというのは、ちょっとミスリードになってしまうと思うので、ちょっとそのあたり表現というか、説明がちょっと違うんじゃないかなと思うんで、そのあたりも今後御検討いただきたいと思います。回答は結構です。

以上です。

飯田委員長 よろしいか。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 ないようでしたら、健康福祉部の審査を終了します。

西本副委員長 お疲れさまでございました。

健康福祉部の平成27年度決算の審査を終了いたします。

どうも御苦労さまでした。

(午後 4時27分 散会)